# READIME 2016

静岡大学情報学部

# 目 次

Ι	ľ	まじめに	
	1	情報学部の沿革	
	2	情報学部の基本理念・教育目的・ポリシー	
	3	学生生活を始めるにあたって	. 4
П	1	<b>修学の手引き</b>	6
	1		
	2	情報学部授業科目年次一覧表	. 7
	3	授業科目の履修方法	16
	4	履修の手続き、および履修上の注意	19
	5	オフィスアワー	20
	6	インターンシップ	20
	7	試験、および成績の通知	
	8	情報学部以外での授業科目の履修およびその単位認定	
	9	卒業	
	1 (		
	1		
	1 2		
	1 (		
	1 4	2014 1014	
	1 5		
	1 6	6 防災マイスター称号制度	32
Ш	2	学生生活の手引き	34
Ш	<u>.</u> 1	学生証(IC カード)	34
Ш		学生証(IC カード)クラス編成と指導教員制度	34 34
Ш	1	学生証(IC カード)クラス編成と指導教員制度	34 34 34
Ш	1 2	学生証(IC カード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード	34 34 34 35
Ш	1 2 3	学生証(IC カード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出	34 34 34 35 35
Ш	1 2 3 4 5 6	学生証(IC カード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出 いろいろな証明書類の申し込み	34 34 35 35 35
111	1 2 3 4 5 6 7	学生証(IC カード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出 いろいろな証明書類の申し込み 構内の交通規制	34 34 35 35 35
Ш	1 2 3 4 5 6 7 8	学生証(IC カード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出 いろいろな証明書類の申し込み 構内の交通規制 事故や事件に遭遇したとき	34 34 35 35 35 36
Ш	1 2 3 4 5 6 7 8 9	学生証(IC カード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出 いろいろな証明書類の申し込み 構内の交通規制 事故や事件に遭遇したとき 架空請求・訪問勧誘等に注意	34 34 35 35 35 36 36
Ш	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1	学生証(IC カード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出 いろいろな証明書類の申し込み 構内の交通規制 事故や事件に遭遇したとき 架空請求・訪問勧誘等に注意 O 授業料・寄宿料の納入について	34 34 35 35 36 36 37 37
Ш	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1	学生証(IC カード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出 いろいろな証明書類の申し込み 構内の交通規制 事故や事件に遭遇したとき 架空請求・訪問勧誘等に注意 O 授業料・寄宿料の納入について 1 大学構内における生活上の諸注意	34 34 35 35 36 36 37 37
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1	学生証(IC カード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出 いろいろな証明書類の申し込み 構内の交通規制 事故や事件に遭遇したとき 架空請求・訪問勧誘等に注意 つ 授業料・寄宿料の納入について 1 大学構内における生活上の諸注意 2 ノート PC に関するサポートについて	34 34 35 35 36 36 37 37 37
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1	学生証(IC カード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出 いろいろな証明書類の申し込み 構内の交通規制 事故や事件に遭遇したとき 架空請求・訪問勧誘等に注意 O 授業料・寄宿料の納入について 1 大学構内における生活上の諸注意	34 34 35 35 36 36 37 37 37
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1	学生証(ICカード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出 いろいろな証明書類の申し込み 構内の交通規制 事故や事件に遭遇したとき 架空請求・訪問勧誘等に注意 〇 授業料・寄宿料の納入について 1 大学構内における生活上の諸注意 2 ノート PC に関するサポートについて ネットワーク利用者の心得	34 34 35 35 36 37 37 37 39 <b>40</b>
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 1 2	学生証(IC カード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出 いろいろな証明書類の申し込み 構内の交通規制 事故や事件に遭遇したとき 架空請求・訪問勧誘等に注意 つ 授業料・寄宿料の納入について 1 大学構内における生活上の諸注意 2 ノート PC に関するサポートについて ネットワーク利用者の心得 はじめに ネットワーク利用で守るべきこと	34 34 35 35 36 36 37 37 39 <b>40</b> 40
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 1 2	学生証(ICカード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出 いろいろな証明書類の申し込み 構内の交通規制 事故や事件に遭遇したとき 架空請求・訪問勧誘等に注意 〇 授業料・寄宿料の納入について 1 大学構内における生活上の諸注意 2 ノート PC に関するサポートについて ネットワーク利用者の心得	34 34 35 35 36 36 37 37 39 <b>40</b> 40
IV	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 1 2 3	学生証(IC カード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出 いろいろな証明書類の申し込み 構内の交通規制 事故や事件に遭遇したとき 架空請求・訪問勧誘等に注意 つ 授業料・寄宿料の納入について 1 大学構内における生活上の諸注意 2 ノート PC に関するサポートについて ネットワーク利用者の心得 はじめに ネットワーク利用で守るべきこと	34 34 35 35 36 37 37 37 39 40 40 42
IV	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 1 2 3	学生証 (IC カード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出 いろいろな証明書類の申し込み 構内の交通規制 事故や事件に遭遇したとき 架空請求・訪問勧誘等に注意 つ 授業料・寄宿料の納入について 1 大学構内における生活上の諸注意 2 ノート PC に関するサポートについて ネットワーク利用者の心得 はじめに ネットワーク利用で守るべきこと おわりに	34 34 35 35 36 36 37 37 39 40 40 42 42 43
IV	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 1 2 3 ±	学生証(ICカード) クラス編成と指導教員制度 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について 学生カード 住所変更・身上異動の際の届出 いろいろな証明書類の申し込み 構内の交通規制 事故や事件に遭遇したとき 架空請求・訪問勧誘等に注意 O 授業料・寄宿料の納入について 1 大学構内における生活上の諸注意 2 ノート PC に関するサポートについて ネットワーク利用者の心得 はじめに ネットワーク利用で守るべきこと おわりに	34 34 35 35 36 36 37 37 39 40 40 42 43

4	1 静岡大学生活協同組合	44
VI 1 2 3 4 5 5	2 学生支援センター学生相談部門(学生相談室) 3 修学サポート室(『こみさぽ』) 4 浜松市の救急医療体制	45 46 46
<b>VII</b> 1	奨学資金   奨学資金   授業料免除・分納・延納	48
VIII 2 3 4 4 5 6 7 8 8	2 ハラスメントとは 3 情報学部のハラスメント防止体制 4 ハラスメントの相談体制 5 相談員・相談窓口に相談を申し込む方法 6 相談を受けてからの対応の手順 7 ハラスメントの具体例	52 52 53 53 54
<b>IX</b> 1	東海地震注意情報が発表された場合	57
X	地震以外の気象警報発令時等における授業の休止措置について	59
XI 1 2 3 4 5 6 6	2 ごみの分別収集	60 61 62
另 另 另	全学関係	66 70 73 91

# I はじめに

## 1 情報学部の沿革

静岡大学は戦後の学制改革で1949年に新制大学として設立されました。その前身は静岡や浜松の師範学校、静岡高等学校、浜松工業専門学校、静岡農林専門学校などで、最も古い静岡師範学校ができたのは、1875年です。設立時の大学の学部構成は文理学部、工学部、教育学部でした。その後、1951年に農学部が加わり、1953年に工業短期大学部、1955年に法経短期大学部が併設されました。1965年に文理学部の改組により人文学部、理学部が誕生し、同時に教養部が設置され、5学部、教養部、2短期大学部からなる総合大学に発展しました。情報系学科としては、1971年に工学部に情報工学科が設置され、その後、時代の要請に応じて情報知識工学科、知能情報工学科と改組を重ねながら発展を続けてきました。

情報学部は、静岡大学の全学的組織改編によって1995年に誕生した若い学部で、工学部情報系学科から発展した工学系の情報科学科と、新たに開設した文科系の情報社会学科の2学科でスタートしました。2000年には大学院情報学研究科も開設され、「文工融合」の情報学を発展させてきました。

創設20周年を迎えた2015年には、情報学研究科が総合科学技術研究科・情報学専攻に改組されました。また、2016年度には、新たに行動情報学科が創設されました。情報科学科、行動情報学科、情報社会学科の3学科は、それぞれ計算機科学、情報サービス、情報社会デザインという中心テーマを持ちながら、互いに連携して、高度情報社会をリードする多様な人材を育成していきます。

# 2 情報学部の基本理念・教育目的・ポリシー

情報学部は、人間と科学技術が共生する高度情報社会の実現に向けて、情報技術の教育研究と情報社会の諸相の教育・研究を融合させた新たな学際的分野「情報学」の構築を学部設立の基本理念としています。

この基本理念のもとに、情報科学と情報社会学についての豊かな知識と国際感覚を備え、情報モラルと高度な情報技術、情報マネジメント能力を身につけた人材を養成することを学部の基本的な教育目的に据え、この目的に適う基礎学力、意欲、関心をもった学生を多様な入学試験を設けて受け入れています。また、学生の勉学意欲、問題解決への自発的な取り組みを触発し、それに応えるための勉学環境の整備・充実に常に心がけるとともに、就職や進学といった、卒業後の進路決定に役立つ支援体制を充実させています。

#### アドミッション・ポリシー (求める学生像)

#### 【育てる人間像】

情報科学と情報社会学についての豊かな知識と国際感覚を備え、情報モラルと高度な情報技術、情報マネジメント能力を身につけた社会人を育成します。

#### 【目指す教育】

情報科学と情報社会学が連携・融合した情報学の基礎的な教育とともに、計算機科学、情報サービス、情報社会デザインというそれぞれの分野において体系的な専門教育を行います。

#### 【入学を期待する学生像】

新しい学問分野「情報学」に強く興味を持つ人、情報ネットワーク社会にあって多様化する

地域社会に貢献しようという意欲のある人、情報学を学ぶうえで必要な基礎学力と論理的思考力を有する人の入学を期待します。

#### 【大学入学までに身につけておくべき教科・科目等】

情報学部は文工融合の理念にもとづいた学部です。学科により理系入試と文系入試がありますが、大学入学後は3学科の専門科目にまたがる諸科目を履修します。

したがって、大学での授業に対応できるように理系文系を問わず広く教科・科目を学習し、 基礎知識を習得しておくことが必要です。また基礎知識に加えて、各教科・科目の学習を通し て論理的思考力・問題発見力・表現力を養うことも必要です。

#### ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)

情報学部は、人間の営みと情報技術が調和した豊かな社会の実現を目指す情報学の教育研究を推進し、21世紀の情報社会で先導的役割を果たす深い教養と豊かな専門知識及び高度な実践力を有する人材の育成を教育目標としており、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学士(情報学)の学位授与の条件とする。

- 1. 多様化する世の中の諸問題に主体的に取り組むための教養と国際感覚を備えている。
- 2. 情報学に関する専門知識と実践的能力を身に着けている。
- 3. 情報技術、情報マネジメント能力、情報社会の分析・企画・立案能力と情報モラルを身に つけている。
- 4. 高度な技術と見識を持った職業人として、人間と科学技術が共生する情報社会の実現に貢献できる能力を身につけている。
- 5. 論理的思考能力、理解力、表現力、問題発見能力、および問題解決に向けての総合的な実 践力を身につけている。

#### カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

情報学部は、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

- 1. 高度職業人に必要な知識を身につけるための基礎となる全学教育科目を置く。
- 2. 「文工融合」の情報学を学ぶ基礎となる学部共通科目を置く。
- 3. 情報科学科、行動情報学科および情報社会学科のそれぞれの領域で必要となる専門的な知識・技術を身につけさせるために、系統的な科目配置を行う。
- 4. 情報科学科、行動情報学科および情報社会学科間の複眼的な学びを促すために、学科間の 共通専門科目を配置する。

#### 各学科の教育目標

各学科を具体的に紹介するために、3つの学科の教育目標を掲げます。

#### 情報科学科の教育目標

- (1) 論理的思考能力、理解力、表現力、問題発見能力、および問題解決に向けての実践力を 総合的に養い、新しい学問分野である「情報学」の発展に貢献できる基礎的能力を養成 します。 [各学科共通目標]
- (2) 高度な技術と見識を持った職業人として、高度情報化・グローバル化する地域社会に貢献できる能力を養成します。「各学科共通目標」
- (3) 高度情報化がもたらす人間、社会、文化等への影響に関する深い洞察力を養成します。
- (4) 情報を収集・分析して、情勢と制約の変化に柔軟に対応し、解決すべき問題の発見とその創造的な解決法を見つけだす能力を養成します。
- (5) コンピュータやネットワークの原理およびシステム科学技術を修得し、その多面的な応

用能力を養成します。

(6) 情報科学、情報社会学をバランスよく修得し、人間、社会、文化と調和する先端的な情報システムを開発、設計、分析できる能力を養成します。

#### 行動情報学科の教育目標

- (1) 論理的思考能力、理解力、表現力、問題発見能力、および問題解決に向けての実践力を 総合的に養い、新しい学問分野である「情報学」の発展に貢献できる基礎的能力を養成 します。「各学科共通目標]
- (2) 高度な技術と見識を持った職業人として、高度情報化・グローバル化する地域社会に貢献できる能力を養成します。 [各学科共通目標]
- (3) 社会や組織全体といった広い視野から的確に問題点を発見し、人を系に入れた新しい情報システムとしてまとめあげ運用することのできる能力を養成します。
- (4) 情報技術に関する基礎的な知識・技能、高度情報社会の特徴や課題に関する知識をふまえた情報システムの構築または活用に関する能力を養成します。
- (5) 複雑な現実から創造的に問題を発見し、解決の見通しを持つための情報収集・分析・モデル化の能力を養成します。
- (6) 組織で活動を進めていく際に必要となるコミュニケーション能力・プレゼンテーション 能力、職業人として必要な倫理を養成します。

#### 情報社会学科の教育目標

- (1) 論理的思考能力、理解力、表現力、問題発見能力、および問題解決に向けての実践力を総合的に養い、新しい学問分野である「情報学」の発展に貢献できる基礎的能力を養成します。 [各学科共通目標]
- (2) 高度な技術と見識を持った職業人として、高度情報化・グローバル化する地域社会に貢献できる能力を養成します。「各学科共通目標」
- (3) ガバナンスをベースにした情報社会論の習得を通して、高度情報社会において求められる新しい組織形成やコミュニティの形成、情報倫理の形成において、リーダーシップを 発揮できる構想力を養成します。
- (4) 基礎的な社会科学の知識と情報技術の知識をともに身につけ、技術と社会の関係についての深い洞察力を養成します。
- (5) フィールドワークなどを通じた情報収集の技法、および情報分析の技法を習得し、これらを具体的な問題解決に応用できる能力を養成します。
- (6) 組織で活動を進めていく際に必要となるコミュニケーション能力・プレゼンテーション 能力、職業人として必要な倫理を養成します。

# 3 学生生活を始めるにあたって

#### [1] 事務を取り扱う窓口

情報学部の事務を取り扱う窓口として、情報学部学務係がS-Port 1階にあります。受付時間ならびに窓口で取り扱う事項は、次のとおりです。

窓口での受付時間: 平日の午前8時30分~12時30分、午後1時30分~5時15分

(行事にあわせて変更される場合があります)

取り扱う事項: 講義(休講案内、教室変更)に関すること

履修手続き、成績に関すること 休学、復学、退学に関すること

留学に関すること

転学科、転学部、他大学への転学、他大学の受験に関すること

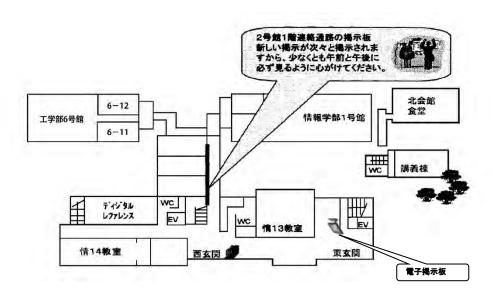
学生証、成績証明書の発行に関すること

事故、盗難に関すること 奨 就職に関すること 学生相談に関すること

など

#### [2] 掲示と掲示板

試験時間割、休講通知、他大学受験許可、学生個人の呼び出しなど、大学から学生への連絡の多くは、掲示を通して行われます。掲示板は、情報学部2号館1階連絡通路にあります。 掲示板の案内やお知らせは、皆さんの学生生活と密接なつながりがあります。 掲示を見なかったことで大切な締め切りを見逃すことのないよう注意しましょう。



#### [3] Web ページと電子メール

本学部では Web ページを開設しています。情報学部に関係する最新のニュースや、 学生向け情報も掲載されていますので、定期的に閲覧してみてください。

## http://www.inf.shizuoka.ac.jp/

学部事務員・教員、学生との連絡には、電子メール (e-mail) を利用することができます。電子メールの一般的使用方法やマナーに関しては、授業でも説明します。

# [4] 学籍番号

学籍番号は本学における学籍を示すもので、試験の答案、諸届の提出および証明書の申し込み等で必要となります。(氏名を書くことなく)学籍番号だけで掲示される場合もありますので、氏名と同等なものと考えてください。学籍番号は、コンピュータ処理がしやすいように8桁の数字を用いて表記されます。

学籍番号の各数字は以下のルールで決めています。

	学部	入学年度	学生種別		学科	個人コード
情報科学科	70	6	1	_	0	001~
行動情報学科	70	6	1	_	2	001~
情報社会学科	70	6	1	_	1	001~

(情報学部) (2016年) (一般学生)

0:情報科学科2:行動情報学科1:情報社会学科

例) 7061-0001 情報学部 2016年度入学 情報科学科 001番 7061-2010 情報学部 2016年度入学 行動情報学科 010番 7061-1100 情報学部 2016年度入学 情報社会学科 100番

# Ⅱ 修学の手引き

# 1 授業科目の構成

情報学部では、文工融合の理念にもとづき、情報科学科、行動情報学科、情報社会学科という 3つの学科からなるカリキュラムを導入しています。各学科のカリキュラムは、卒業までに学習 内容が体系的に積み上げられるよう、科目構成されています。卒業には最低124単位必要ですが、 どの科目が卒業に必要な単位となっているかは、情報学部でも学科ごとに違っています。

いずれの学科を履修する学生でも、静岡大学に入学した全員が共通に学ぶ全学教育科目のうちの「教養科目」と、学部・学科に固有の「専門科目」とを学びます。

教養科目は、狭い専門性だけにとらわれるのではなく、幅広い知識、広い視野、豊かな人間性などの「教養」を身につけるためのものです。この教養科目は、基軸教育科目(新入生セミナー、情報処理、英語、初修外国語、健康体育、キャリア形成科目)、現代教養科目(個別分野科目、学際科目)、留学生科目、教職等資格科目から構成されています。そして、これらの科目は、必修科目として履修するもの、選択必修科目として履修するもの、選択科目として履修するものという3種類があります(詳しくは『全学教育科目履修案内』を参照してください)。

専門科目には、学部共通科目と学科専門科目があります。学部共通科目は、情報学部全学生が 共通して修得しておく必要のある知識と技能を学ぶための科目で、学部共通科目(必修)、学部 共通科目(選択)に分かれています。また、学科専門科目は専門科目(必修)、専門科目(選択 必修)、専門科目(選択)に分かれます。

どの時期にどんな科目を履修するか、などについては、本冊子の該当ページをよく読むととも に、ガイダンスでの説明をよく聞いてください。

	目区分	学 科	情報科学科	行動情報学科	情報社会学科
	英語		2	2	2
	初修外国語または	日本語	2	2	2
÷r1.	個別分野科目		8	8	8
教養科	学際科目		4	4	4
科目	選択科目(新入生セミナー、情報処理、英語、 初修外国語、キャリア形成科目、個別分野科 目、学際科目、留学生科目〈留学生のみ〉、 教職教養科目より選択)		16	16	16
		小計	32	32	32
	学部共通科目(必	修)	16	16	16
専		必修	48	41	17
専門科	学科専門科目	選択必修	8	14	17
目		選択	20	21	42
	小計		92	92	92
	合	計	124	124	124

学部共通科目の選択単位、および学科専門科目の選択必修単位のうち必要数を超えた分については、学科専門科目の選択単位に算入することができます。

# 2 情報学部授業科目年次一覧表

()内の数字は単位数。ただし、無記入のものは2単位。

開講年次、学期は変更されることがあります。

# 【教養科目】(ABP留学生コースを除く。)

	]	上年	6	年
	前期	後期	前期	後期
必修	英語コミュニケーション I (1) 初修外国語入門 I (1) 初修外国語入門 II (1)			
	英語演習 I (1)	基礎英語演習(1)※1		
選択必修		個別分野科目	個別分野科目	個別分野科目
115				学際科目
選択	新入生セミナー 健康体育 I (1)	英語※2 健康体育Ⅱ(1) 初修外国語 I 初修外国語Ⅲ 情報処理 キャリア形成科目	英語※2 スポーツ I (1) 初修外国語Ⅲ	英語※2 スポーツⅡ(1) 初修外国語IV

- ※1) 1年次前期に「英語演習 I」が不可となった者は、後期に「基礎英語演習」を履修する。
- ※2) 選択の英語は1単位もしくは2単位。1年次前期「英語演習 I 」終了時のTOEICスコアによって、選択できる科目が変わる。詳しくは、「全学教育科目履修案内」を参照のこと。

# 【学部共通科目】(ABP留学生コースを除く。)

	19	年	2年		
	前期	後期	前期	後期	
必修	情報学総論 コンピュータ入門 コンピュータンステム演習(1) 日本語表現法 コミュニケーションスキルズ I (1)	プログラミング(3) 学習マネジメント コミュニケーションスキルズ I (1)	情報倫理と法	情報学方法論(1)	
選択	リーディングスキルズ I (1) ライティングスキルズ I (1)	リーディングスキルズI(1) ライティングスキルズI(1)	コミュニケーションスキルズⅡ(1) リーディングスキルズⅡ(1) ライティングスキルズⅡ(1)	コミュニケーションスキルズ [[ (1) リーディングスキルズ [[(1) ライティングスキルズ [[(1)	

	3年	45	Į.	八皿忠保
前期	後期	前期	後期	- 必要単位
				3単位
				1単位
個別分野科目	個別分野科目			2分野から
				それぞれ4
				単位
学際科目	学際科目			4単位
	英語※2			16単位

<sup>※)</sup> 個別分野科目、学際科目のうち、必要単位を超えた単位は、選択の単位に算入できる。

3	年	4年	Ē	八里民任
前期	後期	前期	後期	必要単位
				16単位
情報学特別講義 II リーディングスキルズIII(1) コミュニケーションスキルズIII(1) ライティングスキルズIII-1(1)	情報学特別講義 I リーディングスキルズII(1) コミュニケーションスキルズIII(1) ライティングスキルズIII-1(1)	情報学特別講義III ライティングスキルズII-2(1) ライティングスキルズII-3(1)	ライティングスキルズⅢ-2(1) ライティングスキルズⅢ-3(1)	

# 【情報科学科専門科目】(ABP留学生コースを除く。)

	第77件日』(ABP笛子生コースを味く。 1年		-	2年		
	前期	後期	前期	後期		
	微分積分学 I	線形代数学 II	離散数学	アルゴリズムと データ構造 II		
	線形代数学 I		情報理論	プログラミング 方法論		
-	情報数学		数理論理	コンピュータ設計I		
-			アルゴリズムと データ構造 I-CS	オートマトンと 計算理論		
-			<b>論理回路</b>	コンピュータ ネットワーク		
- 必修						
光1115				 		
- -						
-						
		微分積分学 II		情報代数及び 符号理論		
-				データベース システム論		
選択必修				ディジタル信号処理		
-						
	エレクトロニクス 入門	統計学入門	問題分析と モデリング	先端情報学実習 I-b		
-		認知科学	応用数学			
-		 情報と心理	創造的プログラ ミング	<del> </del>		
-			多変量データ解析			
			先端情報学実習 I-a			
選択						
-				 		
-						
-				 		
			合があるので「シラバス」			

<sup>・()</sup>書きがない授業科目は2単位。開講年次・学期は変更になる場合があるので「シラバス」を参照してください。

<sup>・</sup>専門科目(選択)には、16ページの卒業所要単位②③④に相当する科目の単位を合計 6単位まで加えられます。

3	年	4	V = V/ / I	
前期	後期	前期	後期	必要単位
前期 情報科学実験 I コンピュータ設計 II 言語理論 機械語と計算機械 オペレーティング システム	後期 情報科学実験 III		後期 开究(6)	必要単位 48 単位
人工知能 ネットワーク プログラミング				6科目から8 単位選択必 修
30 P.60 10H	プロジェクト	EE <del>24</del> 4a+ 39+	データマニング	
記号処理 	マネジメント	機械学習 		
意思決定論 	情報科学演習	先端情報学実習 III-a 	社会モデル	
パターン認識	シミュレーション	ソフトウェア 品質管理	組織マネジメント	
システム要求 分析設計	ヒューマンインタフェ ース及び演習		先端情報学実習 III-b	22 1/4/101
人間情報活用論	先端情報学実習 II-b			20 単位以上
情報セキュリティ	インターンシップ-A			学部共通科目 の選択単位、お よび、専門科目
先端情報学実習 II-a	インターンシップ-B			の選択必修単位のうち10単
インターンシップ-A				位を超える単 位、のいずれも
インターンシップ·B				算入可

# 【行動情報学科専門科目】(ABP留学生コースを除く。)

L		1年		年
	前期	後期	前期	後期
	問題分析と モデリング	コンピュータ ネットワーク基礎	アルゴリズムと データ構造基礎	ビジネス計画論
-		統計学入門	データ処理 プログラミング	ユーザビリティ 設計・評価論
-			データベース論	Web システム 設計演習
 必修			情報システム 基礎演習	データ分析 応用演習
-			データ分析応用論	情報資源構築論
-			経営のしくみ	
	線形代数学 I	線形代数学 II	離散数学	
	微分積分学 I	微分積分学 II	多変量データ解析※	
_		情報と心理※		
		認知科学※		
選択必修				
-				
		メディア・リテラシーI ※	情報管理社会論※	情報職業論※
		情報社会論※	社会調査法※	環境・地理情報 システム論※
		社会調査論※	統治システム論※	情報社会思想※
		社会公共システム論※	情報・ネットワーク経済 と競争※	社会モデル※
			情報理論※	プログラミング方法
			先端情報学実習 I-a	アルゴリズムと データ構造 II
選択				データベース システム論
-				
-				
-				
-				
  -				

<sup>・()</sup>書きがない授業科目は2単位。開講年次・学期は変更になる場合があるので「シラバス」を参照してください。

<sup>・</sup>専門科目(選択)には、16ページの卒業所要単位②③④に相当する科目の単位を合計6単位まで加えられます。

3	年	4	———————————— 年	公里光子
前期	後期	前期	後期	必要単位
プロジェクト マネジメント	行動情報学演習	卒業研	开究(6)	
情報セキュリティ 				
情報学方法論演習 				41 単位
				6科目から 4単位選択必修
				2科目から 2単位選択必修
ビジネス計画演習				
ユーザビリティ 設計・評価演習 情報システム				4 科目から 4 単位選択必修
開発演習 情報資産構築 演習※				4 毕业迭扒必修
データマイニング	システム マネジメント			4科目から
人工知能	知的情報システム 開発			4 単位選択必修
意思決定論※	視聴覚教育メディア論 <b>※</b>	先端情報学実習 III-a	先端情報学実習 III-b	
金融システム論※ 	組織マネジメント※			
産業社会行動分析 <b>※</b> 	組織科学※			
システム ネットワーク	知的財産論※ 地域情報			-
プログラミング	マネジメント※		i   	21 単位以上
ソフトウェア 品質管理	グローバル経営 システム論 <b>※</b>			学部共通科目の選 択単位、および、
人間情報活用論	学習過程論※			専門科目の選択必 修単位のうち 14
先端情報学実習 II-a	シミュレーション※			単位を超える単 位、のいずれも算
インターンシップ-A	オペレーション計画			入可
インターンシップ-B	ヒューマンインタフェ ース及び演習			
	インターンシップ-A		 	
	インターンシップ・B			
	先端情報学実習 II-b		     いた利日かた 19 単位[V]	

※印の付いた科目から 12 単位以上を履修すること

# 【情報社会学科専門科目】(ABP留学生コースを除く。)

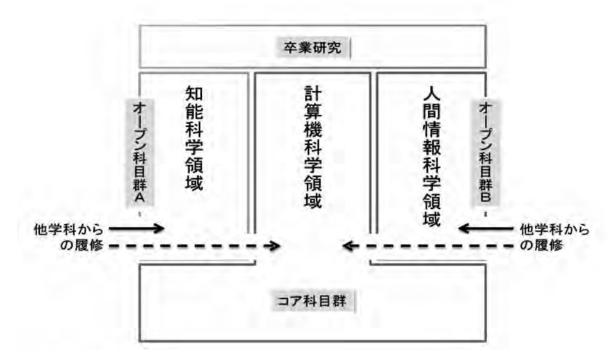
L		1年	2 4	i
	前期	後期	前期	後期
	情報社会概論	コミュニケーション論	社会調査法	i   
-		<del></del>		<del> </del>
必修 -				
_				 
			情報・ネットワーク 経済と競争	情報社会思想
_			<u> </u>	 
-			パブリック・	 
選択必修			ガバナンス論	
			都市デザイン論	i   
_				<u> </u>
			メディア・	
		<b>※</b> 1	スタディーズ	
			メディア・ スタディーズ演習	
-			人のケイーへ便管	 
ペア選択必修				
~ / 選択必修			<b>※</b> 2	コミュニティ・     デザイン論
-				コミュニティ・
		<del>-</del>		デザイン論演習
				] 
	基礎数学 I	メディア・リテラシーI	グローバリゼーション	グローバリゼーシ
-	 	コミュニケーション・	と文化	ンと社会
	博物館概論	メディア史 I	ジェンダー論	Web デザイン論
		社会調査論	言語 コミュニケーション論	社会モデル
_		<del> </del> 基礎数学 II	情報管理社会論	情報職業論
-		<del></del>	 応用プログラミング	美術とメディア
_			 多変量データ解析	 考古資料論
_				環境・地理情報
		メディア論	生涯学習概論 	システム論
NTT 10			データベース論	コミュニケーショ ン・メディア史 I
選 択 -			 統治システム論	ネット文化産業論
			メディア・リテラシー	先端情報学実習 I-
			II	<u> </u>
			先端情報学実習 I-a	コミュニティ・ メディア実習
			民族資料論	
-				 
-				
_				 
-				

<sup>・()</sup>書きがない授業科目は2単位。開講年次・学期は変更になる場合があるので「シラバス」を参照してください。

<sup>・</sup>専門科目(選択)には、16ページの卒業所要単位②③④に相当する科目の単位を合計6単位まで加えられます。

3	年	4	年	
前期	後期	前期	後期	必要単位
情報学方法論演習	情報社会学演習		卒業研究	17 単位
ジャーナリズム論 異文化 コミュニケーション論				・ 7 科目から 8 単位選択必修 ・
メディア文化論 メディア文化論演習 オ市・地域政策論	**3 **4			※1~4 のペア科 ·目から 3 ペア 9 単 位以上
都市・地域政策論演習				
先端情報学実習 II-a	先端情報学実習 II-b	先端情報学実習 III-a	先端情報学実習 III-b	
公共圏論	サイバーテクノ思想論			
コミュニティ発展論	地域情報マネジメント			
家族福祉政策論	コミュニティ・ 地域再生論			
情報産業論	自治体行政論			
フィールドリサーチ	ビジネス計画論		<del> </del>	· 42 単位以上
情報セキュリティ	シミュレーション		<del> </del>	学部共通科目の
 金融システム論	インターンシップ-A		<del> </del>	選択単位、および、専門科目の選
プロジェクト マネジメント	インターンシップ-B		<del> </del>	・択必修単位のうち 17 単位を超え
経営のしくみ			   	る単位、のいずれ も算入可
アーカイブ管理論			<del> </del>	
インターンシップ <b>-</b> A			<del> </del>	
インターンシップ-B				

# 【情報学科の専門科目構成イメージ】



# 【行動情報学科の専門科目構成イメージ】



# 【情報社会学科の専門科目構成イメージ】

		メディア系		40 min	融合系		J\$1	27	
	理論と制作	思想と文化	生産・流通・ 消費	基盤	融合	基礎	調査・分析	中核	創造的思考。 実践
角	△メディア・リ テラシー♪		△コミュニケー ジョン・メテッ ア史】	のコミュニケー3 で情報社会論。			ARRESTA		
2年	∆メディア・リ テラシーⅡ	○電子メディア 機 ○メディア・ス タディース ○メディア・ス タディーズ衛習	ムネット文化産 業績 ムコミュニケー ション・メディ ア史 []	○情報社会総額 △書語コミュニケーション順 人情報管理社会 議 △Webデザイン	○情報・ネット ワーク経済と 総グローバリ セーションと カグローバリ セーションと カグローバリ セーションター 経 カブローバリ セーションター イ カプローズ・スティア 素質	Oパブリック・ ガバサンス語 の都市デザイン 語	△原環・地理情報 システム論 ム社会モデル ⑤社会側面法	〇コミュニティ デザイン族 〇コミュニティ デザイン(編集習	
3年	〇メディア文化 論 〇メディア文化 議演習	○ジャーナリズ ム線	△情報学特別講 襲「(メディア 実践)	ム公共原産 ム情報セデュリ ティ	ニワイハーテラ ノ思想 〇貫文化コミュ ニケージョン計		ムフィールドリ サーチ	〇都市・地域数 策議 〇都市・地域数 策議演習	△コミュニ ティ・地域南 論 △地域情報マネ △自該情報マネ ◇自該協 ○自該協 ○首報 ○首報 ○本 ○本 ○本 ○本 ○本 ○本 ○本 ○本 ○本 ○本 ○本 ○本 ○本
		◎情幸	报学方法論簿	習		(	] 情報社会学》	寅習	
					◎卒業研究		◎:必	修、〇:選択必修	、Δ:選択

# 3 授業科目の履修方法

#### 「1] 単位

単位とは、開講されている科目を履修し、その科目の学習内容を修めたことを認められた 場合に与えられるものです。

単位には、卒業するために必要な単位(以下、卒業所要単位)と、それ以外の単位とがあります。卒業には、卒業所要単位を124単位以上修得することが必要です。

**卒業所要単位**とは、次にあげる4種類の単位のことをいいます。

- ① 別表 I (73ページ~) のうち、自分の所属学科によって決まる表(以下、該当別表 I) に記載されている科目を履修し、修得した単位
- ② 該当別表 I に記載がなく、該当別表 I 以外の別表 I にだけ記載されている科目を履修し、 修得した単位
- ③ 該当別表 I に記載がなく、別表IV (学芸員に関する科目、103ページ) にだけ記載されている科目を履修し、修得した単位(博物館学芸員資格取得希望者のみ)。
- ④ 他大学、他学部において修得した単位(23ページ~を参照)

なお、234の合計6単位までが卒業所要単位として認められます。234の単位の合計が 6単位をこえても、卒業所要単位としては<math>6単位が認められるだけです。

# 卒業所要単位以外の単位とは、次のような単位です。

- (a) 各種資格の取得をめざす学生向けに開講されている科目のうち、別表 I (73ページ ~) のどこにも記載がない科目を履修し、修得した単位。例えば、教員免許状取得のための科目の一部が、これに該当します。
- (b) 卒業所要単位の234を合計して6単位を超えた分の単位

(c) 同一科目の単位を2度修得したとき、2度目の修得単位

# [2]必修科目、選択必修科目、選択科目

「**必修科目**」とは、必ず履修し単位を修得しなければならない科目です。必修科目の単位 のことを必修単位と呼びます。

「選択必修科目」とは、指定された科目グループの中から、指定された単位数(科目数) 以上を修得しなければならない科目です。選択必修科目の単位のことを選択必修単位と呼び ます。

「**選択科目**」とは、科目を自由に選択して履修し、指定された単位数(あるいはそれ以上) を修得すべき科目です。選択科目の単位のことを選択単位と呼びます。

#### [3] 教養科目

大学での学問研究に取り組むための実践的基礎訓練、幅広い教養の修得、外国語の総合的能力の養成、健康維持などを目的に、新入生セミナー、個別分野科目、学際科目、外国語科目(英語、初修外国語、留学生は日本語)、健康体育、情報処理等を履修します。詳細については『全学教育科目履修案内』を読んでください。

教養科目の外国語科目(英語、初修外国語)のうち選択科目に関しては、卒業所要単位数を超えて修得した単位を、専門科目(選択)に含めることができます。ただし、他大学、他学部、他学科の専門科目と合わせて最大6単位までです。なお、留学生が修得した日本語科目の単位については別ルールが適用されますので、「全学教育科目履修案内」を参照してください。

#### [4] 専門科目-学部共通科目

所属する学科の別なく、情報学部の学生全員を対象とした科目で、必修科目と選択科目があります。

- (a) **必修科目**は「情報学総論」「コンピュータ入門」「コンピュータシステム演習(1)」「日本語表現法」「プログラミング(3)」「学習マネジメント」「コミュニケーションスキルズ I (1)」「情報倫理と法」「情報学方法論(1)」です。ここで()内は単位数を示しています。記述のないものは2単位です。
- (b) **選択科目**は、情報学部の理念である文工融合を具体化した科目、および、外国語によるコミュニケーション能力を育成する科目です。修得した単位数は、各学科専門科目の選択単位に算入できます。

#### [5] 専門科目-情報科学科

- (a) **必修科目**は、22科目48単位です。
- (b) **選択必修科目**は必修科目に準じ、情報科学科において核となる科目ですから、原則 として全員が受講します。選択必修科目は**6**科目ありますが、このうち4科目**8単位**以 上を修得する必要があります。
- (c) **選択科目**は、学生が自由に選んで受講することができ、**20単位**以上の修得が必要です。ただし、選択必修科目で必要数を超えた単位数と、学部共通科目(選択)の単位数を、ここに算入できます。

# [6] 専門科目-行動情報学科

- (a) **必修科目**は、19 科目 41 単位です。
- (b) 選択必修科目については、次の表に従って履修します。

線形代数学Ⅰ、微分積分学Ⅰ、線形代数学Ⅱ、微分積分	左記6科目の中から4科目8単
学Ⅱ、離散数学、多変量データ解析	位を習得する。
情報と心理、認知科学	左記2科目の中から1科目2単
	位を修得する。
ビジネス計画演習、情報資産構築演習、ユーザビリティ	左記4科目の中から2科目4単
設計・評価演習、情報システム開発演習	位を修得する。
データマイニング、人工知能、システムマネジメント、	左記4単位の中から2科目4単
知的情報システム開発	位を習得する。

上の表の要件と同時に、次の表の要件を満たす必要があります。

情報と心理、認知科学、メディア・リテラシーI、情報社会論、社会調査論、社会公共システム論、多変量データ解析、情報管理社会論、社会調査法、統治システム論、情報・ネットワーク経済と競争、情報理論、情報職業論、環境・地理情報システム論、情報社会思想、社会モデル、情報資産構築演習、意思決定論、金融システム論、産業社会行動分析、視聴覚教育メディア論、組織マネジメント、組織科学、知的財産論、地域情報マネジメント、グローバル経営システム論、学習過程論、シミュレーション

左記 28 科目の中から 6 科目 12 単位を修得する。

(c) 選択科目は 21 単位以上修得することが必要です。ただし、選択必修科目で必要数 を超えた単位数と、学部共通科目(選択)の単位数を、ここに算入できます。

# [7] 専門科目-情報社会学科

- (a) **必修科目**は、7科目16単位です。
- (b) 選択必修科目については、次の表に従って履修します。

情報・ネットワーク経済と競争、電子メディア論、パブリック・ガバナンス論、都市デザイン論、情報社会思想、ジャーナリズム論、異文化コミュニケーション論都市デザイン論	左記7科目の中から4科目8単位 を修得する。
メディア・スタディーズ メディア・スタディーズ演習(1)	
コミュニティ・デザイン論 コミュニティ・デザイン論演習(1)	左記4ペアの中から3ペア9単位
メディア文化論 メディア文化演習(1) 都市・地域政策論	を修得する。   
都市·地域政策論演習(1)	

(c) 選択科目は 42 単位以上修得することが必要です。ただし、選択必修科目で必要数を超えた単位数と、学部共通科目(選択)の単位数を、ここに算入できます。

# [8] 卒業研究履修資格

卒業研究を履修するためには、<u>卒業所要単位(16ページ</u>参照)を99単位以上修得している <u>ことが必要です</u>。その内訳は、次の表のとおりです。5つの科目区分の全てについて所要の単位数を満たしていることも必要です。

学 科 科目区分	情報科学科	行動情報学科	情報社会学科
教養科目	32 単位	32 単位	32 単位
学部共通科目 (必修)	16 単位	16 単位	16 単位
学科専門科目(必修)	42 単位	35 単位	11 単位
学科専門科目 (選択必修)	8 単位	14 単位	17 単位
学科専門科目(選択)	1 単位以上	2 単位以上	23 単位以上

※1 学科専門科目 (選択必修)の単位を、この表の指定数より多く修得した場合は、超えた 単位数を学科専門科目 (選択)に算入することができます。例えば、情報科学科の学 科専門科目(選択必修)の単位を12単位修得した場合は、2単位を学科専門科目(選択)の単位に加えることができます。

**※2** 16 ページに示した卒業所要単位②③④の単位は、合計 6 単位まで学科専門科目(選択) に加えることができます。

なお、卒業研究の前段階の科目として「情報科学演習」「行動情報学演習」「情報社会学演習」があります。この授業を通して卒業研究に備えます。卒業研究の担当教員は3年次後期開始時までに決定します。

#### [9]集中講義

通常の時間帯での授業のほかに、学外から講師を招いて開設される集中講義があります。 集中講義は原則として9月と12月に開講されます。講義科目、日程等の詳細は、そのつど掲示 によって連絡します。

# 4 履修の手続き、および履修上の注意

#### 「1] 履修の手続き

静岡大学では、シラバス(科目の授業計画)の調査および履修登録の手続きを、 学生自身がWeb上で行います。その方法及び説明書の配付はガイダンス等で行いま す。

## 「2] 履修上の注意

- ・ [1]の履修登録手続きを行わないと、試験を受けたりレポートを提出したりして も、その授業科目の単位は認められません。
- ・ 4年間にわたってバランスよく受講するよう、心がけてください。
- ・ 卒業所要単位は124単位ですが、これは最低必要な単位数です。これにしばられる ことなく、自分にとって必要と思う授業や関心のある授業も選択受講するように してください。
- <u>同一授業科目名</u>で開講されている授業を2度受講して2度とも単位を修得したとき、 担当教員が異なっていたとしても、2度目の履修に対する単位は、卒業所要単位と して認められません。
- ・ 同一時間帯に複数科目を受講することは認められません。

#### [3] 年次ごとの履修基準

すべての学科において、各年次の専門科目を履修するための共通基準を定めています。

(a) 2年次専門科目の履修基準

修得済み単位数(教養科目を含む)が30単位以上であること。30単位に満たない学生は、原則として2年次の専門科目を履修できません。また、30~39単位の学生には指導教員による履修指導を実施します。履修基準を満たしていない学生は、週1回ないしは2週に1回、オフィスアワー(20ページ参照)に指導教員を必ず訪問し、指導を受けてください。

(b) 3年次専門科目の履修基準

修得済み単位数(教養科目を含む)が50単位以上であること。50単位に満たない学生は、原則として3年次の専門科目を履修できません。また、50~69単位の学生には指導教員による履修指導を実施します。履修基準を満たしていない学生は、週1回ないしは2週に1回、オフィスアワー(20ページ参照)に指導教員を必ず訪問し、指導を受けてください。

#### [4] 履修科目の登録単位数の上限

平成25年度の入学生より、履修科目として登録できる単位数には上限が設定されました。 この上限を「キャップ制」と呼んでいます。

情報学部では、各学期24単位、1年間で48単位となっています。ただし、いくつかの例外が認められています。

(a) 直前学期のGPA (詳しくは22ページを参照) による増加

直前学期のGPAによって下記の通り上限が増加します(1年生の前期は関係ありません)。つまり、成績優秀な学生は、より多くの科目を登録し履修することができます。

- ・GPAが2.0以上2.5未満の場合 26単位まで
- ・GPAが2.5以上の場合 28単位まで

なお、この場合のGPAの計算は、当該学期の履修登録期間開始の前日に行います(その時点で成績報告がなされていない科目はGPA計算の対象となりません)。

(b) 資格関連科目の例外

教職、学芸員、社会調査士の資格取得に関連する科目については、特別に下記の取り扱いになります。資格取得に関連する科目を上限に含めたい場合には、事前に学務係に届け出る必要があります。

- ・「教職に関する科目」のうち、下記の科目は上限の計算に含まれません。 教職入門I、教職入門II、教育課程の意義と方法、教育の方法及び技術、情報科教育法I、 情報科教育法II、特別活動論、生徒指導(進路指導の理論及び方法を含む)、教育相談、 教育実践演習(中・高)、教育実習事前・事後指導、教育実習
- ・情報社会学科の学生が「社会調査士に関する科目」を履修する場合は、すべて上限に含まれます。
- (c) 他大学取得科目の例外 他大学で履修して、単位の認定を受けた単位については上限に含まれません。
- (d) 集中講義 (インターンシップを含む) の例外

# 5 オフィスアワー

授業時にはできなかった質問、生活や勉学上の相談などのために教員の個人研究室を訪ねることができます。各教員は学生が訪問するのに都合が良い時間帯(オフィスアワーと呼びます)を1週間に1回以上設定しています。教員個人研究室脇のボードや扉、Webページなどにオフィスアワーの設定時間帯を掲示したり、授業時に指示したりします。その時間帯に気軽に個人研究室を訪問してください。

また、なかなか会えない教員には、「コンピュータシステム演習」で勉強する電子メールや、 携帯電話からのメールでアポイントメントを取ってから会いに行くようにするとよいでしょう。

# 6 インターンシップ

本学部では、企業や研究所、官公庁やNPO等における実習体験を通して、大学における学習内容についての実践的な関心や理解を高め、自らの進路についての意識を高めるため、インターンシップを実施しています。インターンシップ参加者は、[2]の条件を満たすことで、各学科の専門選択科目である「インターンシップA」(2単位)、「インターンシップB」(1単位)として最大3単位を修得することができます。AとBの区別は、主として実習期間の長短によります。

#### [1] 概要

5月から6月中旬ごろに、インターンシップ説明会(「インターンシップA」「インターンシップB」ガイダンスを兼ねる)を行ないます。実習先が決定したら「インターンシップA」「インターンシップB」の履修手続きをします。実習先の確保は、学部による斡旋または本人の自主開拓です。

学部による斡旋の定員には限りがあります。他方、自主開拓の場合には、実習先と実習内容の適切性を審査します。

実習時期は、3年次の7月から9月にかけてです。実習前後に、事前発表会と実習報告会があります。また、学科により、実習日誌や報告書の提出が義務付けられます。説明会や発表会、報告会などは、学科ごとに行ないますが、複数の学科合同で行なうこともあります。詳細は、各学科の「インターンシップA」「インターンシップB」のシラバスを参照してください。

#### [2] 単位認定の条件

- 実習先と実習内容が、大学での学習内容に適切に関連づけられるものであること。
- ・ 実習先が、実習参加者の勤務状況を監督・評価できること。また大学側と連絡を取るため の窓口があること。
- 「インターンシップ A」「インターンシップ B」ともに、各学科で定められている実習を 完了すること。
- ・ 「インターンシップ A」「インターンシップ B」に履修登録し、事前発表会や実習報告書などの課題を完了すること。

#### [3] 注意

- ・ 参加希望者は、掲示等に注意して、5月から6月中旬ごろに実施するインターンシップ説明会に必ず出席してください。
- ・ 参加者は、インターンシップ用の保険に加入すること。学務係でインターンシップ用の保 険の紹介を行なっています。
- ・ 実習先の迷惑にならぬよう、事前には予備知識やマナーの勉強をしておく姿勢、そして実習中にはマナーに十分気をつけること(無断欠席や遅刻は厳禁)が求められます。
- ・ 単位認定を希望せずに、個人的に企業や自治体のインターンシップに参加したい場合には、 学部で開講している「インターンシップ A」「インターンシップ B」とは無関係に自由に 応募できます。

# 7 試験、および成績の通知

#### [1] 定期試験

前学期試験は7月下旬から8月上旬にかけて、後学期試験は2月上旬から中旬にかけて行われます。試験の時間割と教室は、1週間前までに掲示されます。なお、授業科目によっては、試験を随時行うことがあります。

#### [2] 追試験

追試験は、やむをえない事情のために定期試験を受けることができなかった者に対して行われる試験です。

#### (a) 受験資格

次の各項のいずれかに該当する理由のために定期試験を受けることができない者は、原則として試験開始前までに、情報学部学務係へ電話等で追試験を願い出てください。なお、 事前の連絡がない場合は、追試験を認めないこともあります。

- 1) 病気・ケガ。この場合、試験当日についての医師の診断書を提出すること。
- 2) 忌引(一親等・二親等の親族の死亡に限り、死亡の日から1週間以内)。この場合、

会葬の礼状等、死亡の事実を証明する資料を提出すること。

- 3) 就職試験。この場合、それを証明する資料を提出すること。
- 4) そのほか、試験を受けることを不可能にする事態の発生。この場合、その事実を証明する資料を提出すること。(例:公共交通機関の遅延証明書など)
- (b) 「追試験願」の提出と追試験の実施

追試験を希望する場合は、原則として試験日から1週間以内に「追試験願」を情報学部 学務係に提出してください。追試験の実施は、原則として定期試験期間の終了後1か月以 内に行います。

#### [3] 再試験

再試験は、定期試験において不合格となった科目の試験チャンスをもう一度与える一種の 救済措置です。再試験を実施するかどうかは担当教員の判断によります。

#### (a) 受験資格

定期試験において受験科目の成績が「不可」(不合格)とされた者のうち、担当教員が 再試験を受ける資格ありと認定した者。各科目の担当教員が再試験の受験有資格者名簿を 情報学部学務係に提出し、これにもとづいて情報学部掲示板等で学生に知らされます。再 試験の受験有資格者は、指定された日時に試験を受けることができます。

#### (b) 再試験の時期

前学期のみで終わる科目については9月中旬まで、後学期または通年の科目については、 2月下旬から3月上旬に行います。

#### [4] 試験中の「不正行為」について

試験中に不正行為を行った者に対しては、厳しく対処します。悪質な場合は、当該学期のすべての授業科目の履修を無効とし、その氏名を掲示します。さらにその行為が著しく教育上の信頼関係を阻害すると判断される場合は、静岡大学学則第57条、58条により懲戒処分(訓告、停学、退学)を適用します。

#### [5] 成績の通知

成績は、前学期で終わる授業科目については10月中旬、後学期、通年、集中の授業科目については3月中旬に通知します。成績は学務情報システムで確認できます。

#### [6] 成績に関する疑義申し立て

履修科目の成績評価に関して疑義があるときは、まず授業担当教員に確認し、納得できない場合は情報学部学務係に申し出て下さい。申し出の期限は、次学期の履修登録期間終了日(卒業を控えた4学年生については、卒業予定の前月末日)です。

#### [7] GPA

静岡大学ではGPA制度が導入されています。GPA( $Grade\ Point\ Average$ )とは、各科目の成績をポイント(GP; $Grade\ Point$ )で表し、各科目のGPにその科目の単位数を掛けた値の合計値を取得単位数で割った値です。各科目の個別の成績や、取得総単位数だけからは見えにくい、履修科目全体の学習状況を判断する指標がGPAだと言うことができます。おおざっぱに言って、より多くの科目で優秀な成績を修めればGPAは高くなり、より多くの科目で成績が振わなければGPAは低くなります。

#### (a) 成績評価基準

各科目の成績評価は100点満点の成績評点に基づき、以下のように定められています。

秀 90点以上

優 80点以上90点未満

良 70点以上80点未満

可 60点以上70点未満

不可 60点未満 ※「不可」の場合、その科目の単位を取得することができません。

#### (b) GPAの算定方法

算定式  $GP = (成績評点 - 55) \div 10$  (ただし、上の式によりGP < 0.5となった場合にはGP = 0.0として扱う)

 $GPA = \Sigma (GP \times 当該科目の単位数) ÷ 履修総単位数$ 

上の算定式の意味は、以下の通りです。

- 1) 各科目の成績評点(100点満点)から55を引いた値を10で割り、その科目のGPを求める。ただし、成績評価が「不可」の場合にはGPが0.0となります。
- 2) 各科目のGPに、その科目の単位数を掛ける。
- 3) 2)で求めた値の合計値を履修総単位数で割って、GPAを算出する。

「不可」となった科目のGPが0.0になると同時に、その単位数がGPA算出の際の分母(履修総単位数)に加えられますので、「不可」の科目があるとGPAが大きく下がることになります。

GPAに関して、さらに詳しい内容は以下のURLを参照してください。

大学教育センターによるGPA成績評価制度の説明

http://www.hedc.shizuoka.ac.jp/ の「学生情報」の「静岡大学のGPAについて」

#### (c) 注意事項

上の説明は成績証明書に記載されるGPAについての説明です(キャップ制(20ページ)においても、同じものが使われます)。GPAの算定方法には上記以外にも、成績評価(秀・優・良・可)にそれぞれ固有のGPを割り当て(例:秀=4、優=3、良=2、可=1)、そのGPの合計値と取得総単位数に基づいてGPAを算定するといった方法もあります。どの算定方式に基づくGPAが用いられるかは、その利用目的によって異なります。

# 8 情報学部以外での授業科目の履修およびその単位認定

#### [1] 他学部の授業科目の履修

他の学部の授業科目を履修しようとする者は、授業担当教員の承認を得て、情報学部学務係で所定の手続きをしてください。修得した単位は、卒業所要単位④(16ページ参照)となります。したがって、他学部で修得した2単位を卒業所要単位とする場合、情報学部の他学科の科目の修得による単位も卒業所要単位としたければ、その上限は4単位となります。

#### [2] 大学院科目の履修

総合科学技術研究科入学試験に合格している情報学部4年生、または総合科学技術研究科への入学を志望している情報学部4年生は、指導教員の承認を得て、所定の手続きを経ることにより総合科学技術研究科の授業科目の受講が許可されます。受講を希望する場合は、指導教員の承認を得て、情報学部学務係で所定の手続きをしてください。

受講できる授業科目は総合科学技術研究科で開講される「システム・ネットワーク論」「コミュニケーション論」「情報資源総論」「情報社会セキュリティ論」の4科目のうち、3科目または5単位以内です。

受講した授業科目に合格した場合、情報学部在籍期間中には、その授業科目の単位の認定は行われず、総合科学技術研究科に入学後入学年度の単位として認定されます。ただし、認定される単位は総合科学技術研究科に入学した年度の前年度に受講した授業科目の単位に限られます。

ただし、総合科学技術研究科生の受講希望者がいない年度には、その授業科目は開講されませんので、これを受講することはできません。

# [3] 静岡文化芸術大学・静岡産業大学の授業科目の履修

本学部は、静岡文化芸術大学・静岡産業大学との間でお互いに授業科目を提供し合ってその単位を認定する単位互換協定を結んでいます。その協定にもとづき静岡文化芸術大学・静岡産業大学で開講されている科目のうち、毎年度指定された授業科目を履修することができます。どのような科目を受講できるかに関しては、毎学期前に掲示されます。受講希望者は、その掲示に従って学務係で所定の手続きをしてください。

なお、静岡文化芸術大学・静岡産業大学との単位互換協定にもとづく修得単位は、卒業所要単位④ (16ページ参照) となります。

#### [4] 他の大学等における学修の単位

本学部に在籍する学生が、他の大学(放送大学を含む)または短期大学(外国の大学またはこれに相当する高等教育機関を含む)において履修した科目の単位は、本学部における単位として認定されることがあります。単位の認定を受けようとする場合は、学務係で所定の手続きをしてください。認定された場合は、卒業所要単位①(16ページ参照)となります。

#### [5] 大学以外の教育施設等における学修の単位

学生が大学以外の教育施設等において履修した科目の単位は、本学部における単位として 認定されることがあります。単位の認定を受けようとする場合は、学務係で所定の手続きを してください。認定された場合は、卒業所要単位①(16ページ参照)となります。

#### [6]他の大学等における既修得単位

大学(放送大学を含む)または短期大学(外国の大学またはこれに相当する高等教育機関を含む)を卒業または中途退学したのち新たに本学に入学した者で、当該大学において既に修得した科目の単位を、本学部における授業科目の履修により修得したものとして認定することを希望する場合は、既修得単位にかかわる授業内容がわかる書類(シラバスの写し等)を、すみやかに情報学部学務係に提出してください。認定された場合は、卒業所要単位①(16ページ参照)となります。

(注) 教養科目については、入学手続要項を参照し、定められた日に浜松学生支援課共通教育係窓口(学生支援棟 S-Port 1階)にて手続きを行ってください。

#### 9 卒業

#### [1] 卒業要件

卒業の要件は、4年以上の在学と、卒業所要単位124単位以上の修得です。

#### [2] 卒業時期

卒業の時期は、在学4年目の後学期末です。

在学4年以上の場合には、卒業所要単位(124単位以上)を修得すれば、前学期末に卒業 することができます。前学期末に卒業を希望する者は、指導教員と相談のうえ、前学期授業

# 10 退学と休学

#### [1] 退学

退学しようとするときは、所定の「退学願」を情報学部学務係に提出してください。なお、この願いの提出にあたっては、退学に関する事柄を前もって各自の指導教員と相談しておいてください。

退学には教授会の承認が必要です。「退学願」は退学する1か月前までに提出してください。

# [2] 休学·復学

病気やケガ、その他の理由で2カ月以上修学できないときは、所定の「休学願」を情報学 部学務係に提出してください。病気・ケガの場合は、医師の診断書を添付してください。

なお、「休学願」の提出にあたっては、各自の指導教員と情報学部学務係から、休学することによる修学上の問題に関する説明を受け、休学しなければならない事情について相談してください。休学には教授会の承認が必要です。「休学願」は休学する1か月前までに提出してください。

1年を超えて休学し続けることはできません。また、休学期間は在学期間に含まれません。 休学した後、復学する場合、所定の「復学願」を情報学部学務係に提出してください。

# 11 外国の大学で学ぶ場合

#### [1] 外国の大学で学ぶ方法

外国の大学または大学に相当する高等教育機関で学ぼうとする場合、「留学」と「学部を休学して学修する」の2つの方法があり、それぞれ次のように取扱いが異なっています。

- (a) 留学
  - 1) 留学期間は在学期間に算入される。
  - 2) 本学の認定により修得単位の互換ができる(60単位を超えない範囲で、卒業所要 単位として認めることができる)。
  - 3) 留学期間中の授業料を納入する必要がある。
  - 4) 海外留学支援制度(短期派遣)の対象となる。
- (b) 学部を休学して学修する場合
  - 1) 休学期間は在学期間に算入されない。
  - 2) 本学の認定により修得単位の互換ができる(60単位を超えない範囲で、卒業所要単位として認めることができる)。
  - 3) 休学期間中の授業料を納入する必要はない。
  - 4) 海外留学支援制度(短期派遣)の対象となる。

#### [2] 提出する書類

「留学」を希望する者は、留学先の国名、大学名、留学期間、留学目的について指導教員 と相談したうえで、所定の「留学願」を学務係に提出してください。

「学部を休学して学修する」を希望する者は、学修する国名、大学名、学修期間、学修目的について指導教員と相談したうえで、所定の「休学願」を学務係に提出してください。

#### [3] 日本学生支援機構(JASSO)による海外留学奨学金

独立行政法人日本学生支援機構による、留学費用の一部を奨学金として支援する制度があります。奨学金の募集内容等は学務係宛に問い合わせ又は同機構のホームページで確認してください。

#### [4] 大学間協定に基づく交換留学

静岡大学の学生は、大学間で結ばれる協定に基づいて海外の様々な大学へ、次の条件で留 学することができます。

留学期間: 半年以上1年以内

授業料: 協定学生数以内は免除

要件: 英語圏の大学はTOEFLの基準点をクリアしていること 部局間協定による交換留学については当該学部にお問い合わせください。

#### [5] 夏季短期留学

大学では、大学間協定に基づいてネブラスカ大学オマハ校(アメリカ)、アルバータ大学(カナダ)、朝鮮大学校(韓国)の3大学への夏季短期留学を毎年企画しています。語学研修と共に文化体験、観光旅行など多彩な企画により語学力の向上に加え、異文化体験、異文化理解を深めることができる大変有意義なプログラムです。最終試験に合格し、修了証明書を授与された者には申請により単位認定(2単位)の制度もあります。

# [6] 集中語学研修コース(ILUNO: Intensive Language Program, University of Nebraska, Omaha)

このコースは、ネブラスカ大学オマハ校で最も歴史のある第二外国語としての集中英語学習プログラムです。アメリカなどの各大学の受験資格要件であるTOEFL500点以上取得を目標としています。留学期間は原則として16週ですが、応募者の多寡により8週のコースを認めることがあります。募集人員は年間6名程度で、協定により受講料が免除されます。

最終試験に合格し、修了証明書を授与された場合、申請を行えば、全学教育科目の英語選択科目2科目4単位として認められます。その際、評価は「秀」となります。

留学期間の詳細は年度により多少異なります。募集時(留学前の10月頃)に掲示します。

#### [7] 海外留学に関する問い合わせ

海外留学に関しては、静岡大学国際交流センターのWebページに最新の情報が掲載されますので、関心がある方は参照してください。また、募集要項等は国際交流課、浜松学生支援課留学生係で配付しますので、募集期間内に参加申込書を提出してください。なお、海外留学に関する説明会を開催しています。留学を希望する方は、必ず出席してください。

静岡大学国際交流センター http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/index.html

# 12 転学部・他大学への転学

#### [1] 転学部

本学他学部への転学部が認められることがあります。転学科・転学部を志望する学生は、まず各自の指導教員と相談してください。

本学他学部への転学部に関して、公募する学部については掲示により案内します。公募しない学部もあるので当該学部の学務(教務)係に問い合わせてください。願い出書類の提出 先は情報学部学務係になります。

#### [2] 他大学への転学

他の大学への転学を志望する学生は、まず各自の指導教員と相談してください。

# 他の大学および本学の他学部・他学科の入試の受験

他の大学および本学の他学部・他学科の入学試験を受ける場合、在学のまま入学試験を受 けることができます。この場合、情報学部学務係に願い出てください。

この願い出の提出にあたっては、各自の指導教員と前もって相談しておいてください。

# 14 資格取得の手引

# 「1] 学芸員

#### (1) 学芸員とは

「学芸員」とは、公立・私立の博物館に勤務し、調査研究、収集、保管、展示、教育 普及、施設・設備の管理運営等の活動を行う専門職員に必要とされる資格です。博物館 において、様々な専門的技術や知識を駆使しながら〈もの〉と人との間のコミュニケー ションをとり結ぶスペシャリスト、それが学芸員です。

学芸員資格取得状況

年度	2010	2011	2012	2013	2014
人数	4	8	7	2	2

# 学芸員資格の取得希望者は、4月に実施予定のガイダンスに必ず出席してください。

# (2) 学芸員資格取得に必要な授業科目

資格取得に必要な授業科目は、以下の9科目です。詳しくは「別表IV 学芸員に関す る科目(静岡大学情報学部規則第17条の2関係)」(103ページ)をご覧ください。

• 博物館概論

• 生涯学習概論

• 博物館資料論

• 博物館経営論

博物館資料保存論

• 博物館展示論

• 博物館教育論

・博物館情報・メディア論

• 博物館実習

特に資料整理を専門分野とする学芸員を目指す学生には、下記の科目の受講を推奨し ています(これらの授業科目における単位取得は、学芸員資格を取得する際の必要条件 ではありません)。

歴史史料演習 I

· 歷史史料演習 II

美術とメディア

考古資料論

• 民俗資料論

・アーカイブ管理論

# (3) 単位修得後の資格取得の手続き

博物館法第5条第1号の規定により、①学士の学位があり、②大学において博物館に 関する科目の単位を修得した者は学芸員の資格を有することになっています。したがっ て、文部科学省が発行する資格証明書は発行されません。

学芸員の資格を明らかにするには、卒業証明書及び博物館に関する科目の単位修得証 明書(いくつかの学部・大学で分割履修しても、すべての省令科目をカバーされていれ ば可)を任命権者に提出してください。詳細は、文部科学省のサイト「大学で学芸員の 科目をすべてとった方(いくつかの機関で分割した方含む)へ (http://www.mext.go.jp/a\_menu/shougai/gakugei/04060103/001.htm)」を参照してください。

#### (4)相談窓口

学芸員資格取得に関して疑問・質問がある場合は、情報学部学務係に問い合わせてください。

#### 「2] 教員免許状

#### (1) 教員免許状とは

情報学部では、高等学校で教科「情報」に関わる教育職員に就くための資格要件である「高等学校(情報)第一種免許状」(以下、教員免許状)を取得することができます。

教員免許状資格取得状況

年度	2010	2011	2012	2013	2014
人数	1	4	3	1	2

教員免許状の取得希望者は、4月に実施予定のガイダンスに必ず出席してください。

#### (2) 教員免許状取得に必要な授業科目

教員免許状取得のためには、情報学部の卒業に必要な単位のほかに、「別表Ⅲ 教職に関する科目(静岡大学情報学部規則第 17 条関係)」(97~102 ページ)に示す所定の「免許法施行規則に定める科目」、「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科に関する科目」などを修得し、さらに 2~3 週間にわたる教育実習を完了する必要があります。

教員免許状取得のために必要な単位は、別表Ⅲにしたがって履修を進めます。

- ・「免許法施行規則に定める科目」及び「教職に関する科目」において、「◎」が付いている科目は「必修」科目です。これらの科目をすべて修得しなければ免許状が取得できませんので、必ず履修して合格してください。
- ・「教科に関する科目」では、「情報社会及び情報倫理」「コンピュータ及び情報処理(実習を含む)」「情報システム(実習を含む)」「情報通信ネットワーク(実習を含む)」「マルチメディア表現及び技術(実習を含む)」「情報と職業」の6つのカテゴリから、それぞれ最低1科目2単位以上、合計20単位以上履修して合格しなければなりません。
- ・ 自分が属する学科で開講されない科目は、16ページの「卒業所要単位」の②に分類される単位となりますので、最大6単位までしか卒業所要単位に算入できません。このこともふまえて、効率よく無理のない履修計画を立ててください。。

なお、情報学部向けの全学教育科目一覧(全学教育科目履修案内参照)の注意 2 については、情報学部の学生には適用されません。この注意 2 の本質は、英語コミュニケーション系科目を 2 単位修得する必要があることにあります。情報学部生は、全学教育科目「英語コミュニケーション I」の他に、情報学部の 1 年次共通科目「コミュニケーションスキルズ I」が必修科目となっていますので、この 2 科目を修得すれば十分です。この注意書きは、他学部と合わせるためだけに入れてあると考えてください。

#### (3)教育実習の履修資格

「教育実習」を履修するためには、履修申告時(「教育実習」を履修しようとする年度の4月)に、下記の1) $\sim$ 6)の要件のすべてを備えていることが必要です。

#### 1) 卒業研究履修資格

(以下、別表 III (97 ページ~) を参照のこと)

2) 単位修得が必須の科目

- 日本国憲法
- 健康体育 I
- 健康体育Ⅱ
- コミュニケーションスキルズ I
- ・コミュニケーションスキルズ I、英語コミュニケーション I・同 I・英語ディスカッション・英語インテンシブ A・同 B・英語海外研修 A・同 B の 8 科目のうち 1 科目\*
- ・ 情報処理、コンピュータシステム演習の計3単位
- · 教職入門 I
- 教職入門Ⅱ
- · 情報科教育法 I
- 3) 受講が必須の科目
  - ・ 教育実習事前・事後指導のうち、事前指導 (3年次)
- 4) 下記に示す教職に関する科目 16 単位のうち、12 単位以上の修得
  - ・ 教育の原理
  - ・ 発達と学習
  - 教育と社会
  - ・ 教育課程の意義と方法
  - ・ 教育の方法及び技術
  - · 情報科教育法Ⅱ
  - 特別活動論
  - ・ 生徒指導(進路指導の理論及び方法を含む。)
  - 教育相談
- 5) 高等学校「情報」科教育に強い興味と問題意識を持ち、さらに将来教職に就く強い 希望を有し、実習期間中は他の全てに優先して実習を全うできること
- 6) 実習校が個別に定める条件を遵守できること
- \* コミュニケーションスキルズⅡは情報学部の専門科目で、その他の7科目は全学教育科目です。このうち、英語コミュニケーションⅠは卒業のための必修科目でもあるので、これを履修して単位を修得していれば、この項目は満たされます。

#### (4) 単位修得後の資格取得の手続き

所定単位を取得した学生は、静岡県教育委員会に申請することで高等学校「情報」の 教員免許状を手に入れることができます。

注意してほしいのは、教員免許状の取得と実際に教員になれるかどうかは別の問題であるということです。教員になるためには、採用を希望する都道府県で実施される教員採用試験に合格する必要があります。また、「情報」の教員の過不足数は、都道府県によっても年度によっても変わります。教員を希望する者は、採用を希望する都道府県の採用状況などをチェックしておく必要があります

なお、2007年に教育職員免許法が改訂され、2009年4月より教員免許更新制が導入されることになりました。これにより、いったん取得した教員免許は恒久的なものではなく、10年ごとに講習を受け、更新の申請を行う必要があります。詳細については、文部科学省のサイト中の「教員の免許、採用、人事、研修等(http://www.mext.go.jp/a\_menu/01\_h.htm)」を参照ください。

#### (4)相談窓口

教員免許状取得に関して疑問・質問がある場合は、情報学部学務係に問い合わせてください。

# 「3] 社会調査士

(1) 社会調査士とは

「社会調査士」とは、現代の情報社会の各領域において、さまざまな社会調査の必要性が生じていることに対応した、学部卒業レベルでの、社会調査実施の専門的能力の取得を示す資格です。調査の企画・設計から実施、集計、分析、報告書作成、またインタビューなどの質的な調査方法まで、社会調査の全過程を学習することにより、基本的な調査方法や分析手法の妥当性、またその問題点を指摘することができる力を養成します。就職活動などの際、社会調査に対する知識と実施能力をアピールできる資格です。

#### 社会調査士資格取得状況

年度	2010	2011	2012	2013	2014
人数	12	11	12	12	5

社会調査士資格の取得希望者は、4月に実施予定のガイダンスに必ず出席してください。

#### (2) 社会調査士資格取得に必要な授業科目

情報社会学科の学生のみが資格を取得できます。資格取得に必要な授業科目は、以下の7科目です。

【A】社会調査の基本的事項に関する科目 「社会調査論」(2 単位)

【B】調査設計と実施方法に関する科目 「社会調査法」(2 単位)

【C】基本的な資料とデータの分析に関する科目 「統計学入門」(2単位)

【D】社会調査に必要な統計学に関する科目 「多変量データ解析」(2 単位)

【F】質的な調査と分析の方法に関する科目 「コミュニティ・デザイン論」(2 単位)

「都市・地域政策論」(2単位)

【G】社会調査を実際に経験し学習する科目 「フィールドリサーチ」(3単位)

#### (3) 単位修得後の資格取得の手続き

#### 社会調査士(キャンディデイト)

情報社会学科に在籍し、かつ下記の条件を満たす学生は、「社会調査協会 (http://jasr.or.jp/)」に申請することで在学中に「社会調査士 (キャンディデイト)」を取得し、認定証を発行してもらうことができます (手数料 5,400 円 (税込) ※2015 年度 実績)。

- 1. 在籍期間が2年以上であること。
- 2. 申請時までに、(2) で掲げた【A】~【G】に対応した科目を 3 科目以上単位取得していること。
- 3. 2.の単位取得済み科目と申請年度に履修中の科目の合計が 5 科目以上であること。 社会調査士

所定単位を修得した学生は、卒業時に単位取得・卒業を証明する書類を添えて、「社会調査協会」に「社会調査士」資格の取得を申請することで、認定証を受け取ることができます(手数料 16,200 円 (税込) ※2015 年度実績)。

# (4)相談窓口

社会調査士資格取得に関して疑問・質問がある場合は、情報学部学務係または授業科目の担当教員に問い合わせてください。

# 15 副専攻プログラムの履修について

- 1. 副専攻プログラムとは、所属する学部や学科の教育科目にとどまらず、自身の専攻(主専攻)以外に、興味や関心のある特定のテーマに沿った教育科目を横断的に学ぶ制度です。
- 2. 現在静岡大学で履修できる副専攻プログラムは、以下のとおりです。副専攻プログラムは選択制で、それぞれについて修了認定に必要な単位数を定めてあります。

(1	(1)ABP*副専攻						
1	概要	静岡大学では、社会のニーズに応えるグローバル人材を育てる取り組みとして「アジア・ブリッジ・プログラム(ABP)」を実施しています。本副専攻はアジアを中心とする留学生とともに学び、幅広い視野と国際的な感覚を身につけた日本人学生を育てるためのプログラムです。					
2	受講対象学部(人数)	全学部(1学年合計 60 名程度とする)					
3	必要単位数	15単位					
4	履修要件	ABP 科目または AL 科目の履修には、TOEIC 550 点以上の英語 力を備えていることが求められます。 (ABP=(Asia Bridge Program)、AL=(Active Learning))					
5	修了要件	修了時には、必要単位数(15単位)を取得済みであること、そして TOEIC 600 点以上の英語力を備えていることが求められます。					
6	問い合わせ先	グローバル企画推進室 : 054-238-3063					
(2	)静岡大学地域づくり副専	- 厚攻					
1	概要	静岡大学では、国や地方がかかえる「地域課題」に対し、その解決策を提案し、さらにそれを実現できる人材の養成をコンセプトとして、「地域創造学環」を開始しました。本副専攻は地域社会で求められる課題解決能力を有する人材を育成するためのプログラムです。					
2	受講対象学部(人数)	全学部(1学年合計 50 名程度とする)					
3	必要単位数	18単位					
4	修了要件	必要単位数18単位の修得 + 学修成果報告書の提出					
5	申請方法	2年次以降に所定の申請書を教務課教務係窓口(静岡)または 浜松学生支援課共通教育係(浜松)へ提出					
6	問い合わせ先	地域創造学環事務室 : 054-238-4256					

- 3. 対象となる科目を履修して必要な単位を修得し、副専攻の修了が認められると「副専攻修了証書」が授与されます。「副専攻修了証書」は、主専攻の他にも特定の学習テーマに基づいた科目群を履修したことを外部に証明するものです。
- 4. 副専攻で履修した科目の多くは卒業に必要な124単位に含めることができます。また、副専

攻の修了単位に満たない場合でも、それぞれの修得科目の多くは卒業に必要な単位に算入 できます。詳細は情報学部学務係に確認してください。

#### \* ABP(アジア・ブリッジ・プログラム)について

静岡大学では全学的な教育改革と組織改編によるグローバル人材育成機能の強化を掲げ、平成 27 年度よりアジアの国々(特に、タイ、インドネシア、ベトナム、インド)を対象とする国際プログラム(ABP)を開始しました。

学部レベルでは、上記4ヶ国からの学部留学生を毎年 40 名受け入れ、高度な日本語力を身につけた人材の育成を図ります。また、日本人学生については、ABP 副専攻(60 名)を設け、国際的な実務能力の高い人材を輩出することを目指します。大学院レベルでは、理系の修士課程を一本化した英語による修士課程(40 名)を創設し、海外からの優秀な人材の獲得を目指します。また、日本人修士学生のための ABP 副専攻(40 名)も併設します。

このプログラムは、静岡県内の企業、自治体、NPO 法人などと協力し、国際的な実務能力の高い人材を育成するものであり、静岡県内企業への国際的人材の提供が期待されています。

# 16 防災マイスター称号制度

#### [1] 防災マイスターとは

静岡大学防災マイスター称号制度は、一定レベルの防災知識を備えた学生を養成して 社会に送り出すために 2011 年度に立ち上げられました。この制度では、静岡県でとり わけ危惧される東海地震をはじめとする自然災害に対する科学的な知識を有し、それに 基づいて災害時に自己や他者の生命と災害後の生活を守る上で有用な最低限の防災知 識・スキルを獲得することを目標としています。

本制度は防災総合センターが中心となり、所定の科目を履修し授与を申請した学生に防災マイスター称号を与えるものであり、静岡キャンパスで先行して実施され、2014年度までに43名が静岡大学防災マイスターの称号を得ています。

# [2] 称号取得に必要な科目と認定条件

修了認定資格取得に必要な授業科目は、必修科目 3 単位、選択必修科目 4 単位以上、選択科目 5 単位以上の合計 12 単位以上の取得と、修了レポートの提出と合格が認定条件となります。

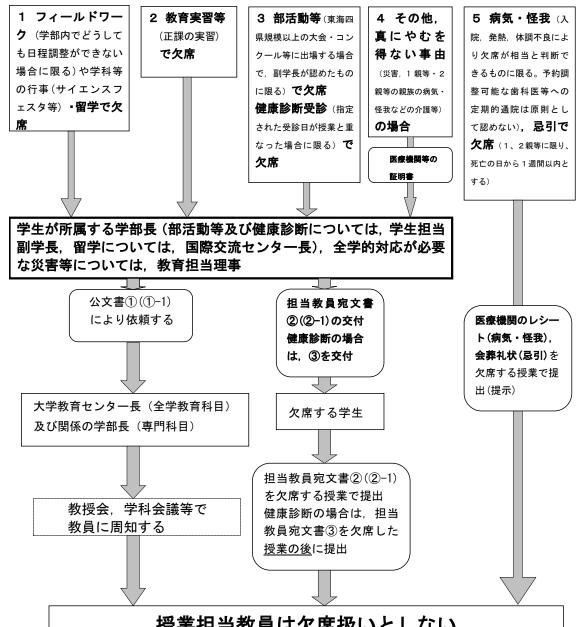
#### 「3] 単位修得後の資格取得の手続き

認定条件を満たした後、「静岡大学防災マイスター称号授与申請書」と単位取得確認書類(成績証明書)を情報学部学務係に提出してください。学位記授与式にて「静岡大学防災マイスター認定証」が授与されます。

#### [4]相談窓口

防災マイスター称号制度に関する書類の提出、および本制度に関する疑問・質問は 防災総合センター 054-238-4502 にお願いします。

# フィールドワーク等で授業を欠席する場合のマニュアル



# 授業担当教員は欠席扱いとしない

- ※ 欠席とはしないが、<u>学生の側の</u>レポートの提出や補講の義務を免除するものではない
- ※ 欠席扱いとしない回数は、原則として、全体で授業の 1/5 (通常授業で3回) までとする。

# Ⅲ 学生生活の手引き

# 学生証(ICカード)

学生証は、入学時に交付される顔写真付きのICカードです。IC学生証は、みなさんが静岡大学の学生であることを証明する大事な身分証であるとともに、情報学部棟への時間外入館や教室への入室の際にはカードキーとして用いることができるほか、図書館の貸し出しカード、大学設備のプリンタ利用時の正規利用者認証カードとしても利用します。各種証明書の自動発行機を利用する際にも必要です。また、静岡大学生活協同組合の携帯用組合員証(Tuoカード)を申し込むことにより、プリペイドの機能も利用できます。みなさんの学生生活にとってなくてはならないものですので、失くすことがないよう注意しましょう。

もし紛失した場合は、すぐに学務係に届け出てください(再発行する場合は有償となりますのでご了承ください)。また、曲げたり、電磁波を出す機器の間近に置いたりしないよう、取り扱いには注意してください。

# 2 クラス編成と指導教員制度

### [1] 指導教員

1年次から3年次まで全員がクラスに所属し、各クラスには指導教員をあてて、大学での勉強や生活について指導と助言を行います。1年次では新入生セミナーのクラス(15人程度)を単位にクラス分けをし、セミナー担当教員が指導教員を兼ねます。このクラスは3年次前期まで持ち上がりのクラスとなります。3年次後期からは、新たに各自が所属する卒業研究ゼミの教員が指導教員となります。

### [2] 学生相談週間

学期ごとに 2 週間にわたる「学生相談週間」を設けます。各指導教員が面談日を設定して皆さんの学生生活および就学状況の把握に努めますので、この期間にあっては指導教員と速やかに連絡が取れるようにし、**必ず**面談に応じてください。

### [3] 各種相談

「学生相談週間」の期間にかかわらず、指導教員には、勉学、転学部、転学科、他大学受験、就職や進学、その他日常生活に関することで分からないことや困りごとについては、何でも相談してください。問題につきあたったときは、一人で悩むことなく遠慮せず指導教員の研究室を訪ねることを勧めます。

なお、指導教員とは別の教員の相談を必要とする時は、学部の学生委員(教員の中の学生指導を専門に行う委員です)、学務係、学生相談室(46ページを参照)、保健センター(浜松支援室)(45ページを参照)を訪ねてください。

### 3 指導教員の了解が必要な各種の届けや願い出について

下記の届けや願い出は、指導教員などの了解と認印を受けてから、学務係に提出してください。

 追試験願
 復学願

 欠席届
 留学願

休学願 他大学受験願

退学願

# 4 学生カード

学生カードとは、学生個人の氏名、現住所、保証人と住所などを記載したもので、緊急の際の連絡などに利用されます。毎年度の始め、所定の期日までに学務係まで提出してください。

# 5 住所変更・身上異動の際の届出

住所の変更や改姓など、提出した学生カード、保証人等の内容に変更があるときは学務係に届け出るとともに、学務情報システムへの登録情報を変更してください(学務情報システムの利用法については『全学教育科目履修案内』を参照してください)。届け出がされていないと、緊急時に大学から下宿先や保証人に連絡できません。

### 6 いろいろな証明書類の申し込み

大学では、いろいろな証明書類を発行しています。そのうちの一部は、証明書自動発行機で発行します。証明書自動発行機を使う場合は、学生証が必要です。また、証明書自動発行機では発行できない証明書については、使用予定の1週間前までに学務係まで申し込めば手に入れることができます。なお、当日、急な発行を頼みに来ても、応じられないことがありますので注意してください。また、申し込みおよび受領は必ず本人が直接行ってください。

#### [1] 証明書自動発行機で発行する証明書

- (a) 在学証明書(和文)
- (b) 卒業見込証明書(和文)
- (c) 修了見込証明書(和文)
- (d) 成績証明書(和文)
- (e) 学生割引証
- (f) 健康に関する証明書

#### [2]情報学部学務係で発行する証明書

- (a) 在学証明書(英文)
- (b) 成績証明書(英文)
- (c) 地方奨学団体推薦書

募集要項、願書等を添えて申し出てください。指導教員、あるいは学生委員による面接を経て推薦されます。このことについては、「Ⅶ 奨学資金など (48ページ~)」も参照してください。

(d) 通学証明書(浜松学生支援課学生支援係で発行)

交付願に所要事項を記入し、学生証を添えて提出してください。

通学証明書の乗車区間は自宅最寄駅から大学に最も近い駅までに限られます。通学以外 のアルバイトなどのためには発行できません。

(e) 団体 (グループ) 旅行申込書

教職員に引率された学生団体(8人以上)で鉄道などを利用するときは、「団体割引」 が適用されることがあります。申し込み用紙に所要事項を記入し、所定の期限内に申し込 んでください。

なお、各団体、サークル等で利用するときは学務係に申請してください。

### [3] 証明書を利用する際の注意事項

① 本学で発行する証明書類は、すべて社会一般では公文書として通用しますので、その

取扱いには十分注意し、期限切れや不使用等のときは必ず返却してください。また紛失したり盗難にあったりしたときは直ちに学務係に届け出てください。

- ② 申込書には正確・明瞭に、空欄のないように記入し、内容に不備がないようにしてください。
- ③ 証明書類の不正使用は厳禁されています。特に学割証や学割証で購入した乗車券の貸 与、譲渡は禁止されています。不正行為を摘発されたときは、公文書不正使用として 高額の追徴金を徴収され、静岡大学全体が発行停止の処分を受けることにもなります。
- ④ 学割証は発行の日を含めて3か月有効です。この範囲内でできるだけ早目に申し込むようにしてください。
- ⑤ 私鉄で特別に定められた証明書用紙がある場合は、自分で用紙を準備のうえ、所要事項を記入して申し込んでください。

# 7 構内の交通規制

### (a) 自動車 (四輪車)

身体的な理由等、特別の理由がある場合を除いて、学生の自動車乗り入れは禁止されています。

### (b) 自動二輪車及び原付自転車

住居が浜松キャンパスから直線距離で1.0km以内の学生は乗り入れ禁止です。

住居が浜松キャンパスから直線距離で1.0km以上の場合、入構許可を得られる場合があります。許可を受けた学生は自動二輪車、原付自転車等での通学ができます。許可を希望する者は、4月のガイダンス時の説明に従って、学務係に申請書を提出してください。

#### (c) 自転車による通学

特別な許可証は必要としませんが、ガイダンス時に交付される駐輪場識別ステッカーならびに学籍番号シールを所定の場所に貼付し、指定の駐輪場(情報学部は学部北側駐輪場)にそろえて止めてください。また、出入り口も北門に指定されています。

構内での自転車による移動は、教育研究の環境を保ち、また事故防止のために厳禁されています。

# 8 事故や事件に遭遇したとき

大学構内で交通事故や盗難などの事件・事故にあったり、目撃したりした場合などは、まず最 寄りの教職員か守衛室へ連絡して(下表参照)、その指示を受けてから警察へ連絡してください。 火災や人身事故、救護が必要な病気やけが、恐喝・暴力などの緊急事態に遭遇して警察や消防署 に通報した場合も、必ず最寄りの教職員または守衛室に連絡し、現場の立ち会いのために待機す るようにしてください。

平日昼間	現場近くの教職員 情報学部学務係(内線:1511、直通:478-1511) 工学部教務係(内線:1010、直通:478-1010) 守衛室 (内線:1013、直通:478-1013) 負傷者がいる場合:
	保健センター浜松支援室 (内線:1012、直通478-1012)
休日または時間外で 職員が不在の時	守衛室 (内線:1013、直通:478-1013)

学外における交通事故も増加の一途をたどっており、交通安全について学生諸君の自覚、自重を強く望みます。交通事故の被害者になった場合、あるいは加害者になった場合の両方とも、学務係に必ず早急に連絡するとともに、指導教員に相談してください。

また、大学周辺で現金を脅し取られたり、不審者に追われたりなどの事件が起こっています。 早朝、深夜の一人歩きは慎み、護身のために防犯ブザーを携帯するなど、くれぐれも注意しましょう。特に、携帯電話やポータブル音楽プレーヤー等を使用しながらの一人歩きは危険です。

# 9 架空請求・訪問勧誘等に注意

最近、携帯電話を使った架空請求による被害の報告や相談が増えてきています。

身に覚えのない請求があった場合には、「払わず、無視する」「決して連絡しない」「個人情報を教えない」ように十分注意してください。

「債権回収業者」を名乗るものから脅迫めいた請求をされて1度払ってしまうと、その後次々と請求され、多額の支払いを抱えることになります。

このような被害に遭わないためにも、身に覚えのない請求があった場合には、直ちに大学(指導教員、学務係、学生相談室等)に相談するようにしてください。

また、近年、アパートなどで一人暮らしをする学生のもとに、サークルや国際交流などへの勧誘を名目に訪問し、実際は物品の販売や宗教団体等への勧誘等を目的とするものであるというようなケースも、しばしば報告されています。望まない勧誘等に関しては、きっぱりと断るとともに、このようなケースに遭遇した場合は、直ちに大学に報告するようにしてください。

# 10 授業料・寄宿料の納入について

現金で納入する場合、前期分は4月末日まで、後期分は10月末日までに、調達管理課(経理担当)へ納入してください。

口座振替(銀行預金口座からの自動引き落とし)の場合、前期分については4月25日、後期分については10月25日頃までに銀行の預金口座へ入金しておいてください。

学生寮に入寮している者は、寄宿料を毎月納付してください。寄宿料は、毎月各寮の自治会が 取りまとめて、事務局財務課出納係に一括納付する方式をとっています。

授業料及び寄宿料を期限までに納入しないと除籍されますので注意してください。

### 11 大学構内における生活上の諸注意

#### 「1] 構内における騒音防止及び美化について

大学は、学生には勉学の場であり、教員には教育・研究の場であり、事務員には大学運営のための職務を行う場です。アンプ (マイク・スピーカー) 類を使用しての広報、演説、音楽活動等は、他に迷惑のかからない音量で行い、授業のない時間帯でも騒音防止には十分な配慮をしてください。特に音楽系サークルは音量に注意してください。

大勢の学生が共同利用する大学では、各人が構内の美化に配慮しなければ良好な環境が保てません。特に印刷物等が校舎内に散乱しないように努め、配布者も印刷物をそのまま放置せず、後始末をするように心がけてください。

また、備品(机・椅子等)を大切にし、整頓してください。

各サークルの連絡、案内や学生相互間の連絡のための学生専用掲示板を設けてありますから、活用してください。この掲示板以外の場所に貼ってある掲示物等は、環境を良好に保つ

ために撤去します。

#### [2] 構内の喫煙について

静岡大学では構内禁煙を行っています。講義室や廊下での喫煙及び構内での歩きタバコは 絶対にしてはいけません。指定された場所で喫煙してください。

#### [3] 落し物や忘れ物をしたり、拾ったりした場合

落し物や忘れ物をしたり、それらを拾得したりした場合は、速やかに浜松学生支援課学生支援係に届け出てください。拾得物はS-Port1階の忘れ物ショーケースに展示しますから、心あたりがあれば学生証持参の上、浜松学生支援課学生支援係に申し出てください。なお、名前のない落し物や忘れ物が非常に多いので、所持品等には学籍番号・名前をつけるように心がけてください。

#### [4] 盗難の届出と防止

貴重品、現金、自転車、バイク等の盗難が毎年多数発生しています。特に、情報学部生の場合、ノートPCが盗難にあうケースが目立っています。学内(駐輪場を含む)で盗難にあったとき、あるいは不審な者を認めたときは、直ちに教員または情報学部学務係に届け出てください。

### ※盗難防止のための留意事項

- ① 多額の現金は持ち歩かないように心がけてください。銀行・郵便局等のキャッシュカードを利用するようにしましょう。キャッシュコーナーは銀行用が南会館、郵便局用が北会館の各入口に設置してあります。下宿先等でも多額の現金を置かないように心がけてください。現金や貴重品は、自分の身から離さないことが大切です。体育館の更衣室での盗難が特に多いので、体育の授業のときは必ず担当教員に預けてください。
- ② バイク、自転車から離れるときは必ず施錠をするとともに、バイクにはハンドルロックをし、ヘルメットは車体に取り付け、施錠しておくようにしてください。バイク、自転車には車体番号が付されていますから、車輛ナンバーとともに車体番号も必ず記録しておいてください。
- ③ ノートPCの取り扱いには特に注意しましょう。ロッカーの施錠を厳重にするほか、ロッカーに入れたままにしない、図書館の机などに置いたまま席を立たないなどの注意を怠らないようにしましょう。

#### [5] ロッカーの使用について

入学時にロッカーを各個人に割り当てます。割り当てられたロッカーは3年生まで使いますので、責任をもって管理しましょう。4年生については、特に理由のある希望者のみに割り当てます。利用希望者は、指定された期日までに学務係に届け出てください。

### [6] 自主勉強会用掲示板の使用について

学生による自主勉強会を促進するため、2号館2階に情報交換用の掲示板を設置しています。 勉強会の連絡案内などに活用して下さい。原則として、学生の自主運用に任せています。た だし、環境を良好に保つように注意して下さい。

# 12 ノートPCに関するサポートについて

情報学部推奨ノートPCを静岡大学生協より購入した学生は、下記 [1] [2] のサービスを受けることができます。推奨ノートPC以外のPCを別途購入した学生は、その別途購入したPCについては、このサービスを受けられません。PCが故障しても講義・演習や宿題、レポートの締め切りは待ってくれません。動産保険に加入しておくなど、自己責任において、講義・演習に支障が生じないように手を打っておくことを勧めます(ノートPCの動産保険は、静岡大学生協でも扱っています)。

なお、不明な点は、情報学部ノートPC機種選定ワーキンググループまで問い合わせてください (E-mail: notepc-wg@inf.shizuoka.ac.jp)。

### [1] ノート PC の故障修理について

ノートPCが故障した場合は、速やかに生協の窓口へ持ち込むことにより、故障修理を受けることができます。その故障修理には保証・保険を適用することができます。また、修理期間中、講義・演習等に影響しないよう、ノートPCの代替機を借りることができます。必要である旨を窓口で申し出てください。

### 「2] 保証・保険制度について

通常の使用状況での故障に関しては4年保証が適用されますので、修理費等の負担はありません。ただし、消耗品などに関しては適用されませんので注意してください。

また、故意や過失以外による損傷 (例えば盗難、火災、偶然の事故など) に対しては4年 保険が適用されますが、使用年数により支払われる保険金額が異なる場合があります。詳し くは、案内等を参照してください。

### [3] 相談窓口について

情報学部では、生協やメーカー、学生ボランティアと連係し、ITソルーション室を設けています。場所は情報学部2号館1階2121室です。相談内容は、故障の相談や不具合への対応のほか、講義・演習、日常の利用法、周辺機器の推奨等も対象にしています。

週1~2回、情報学部が運営を支援して、学生ボランティアを中心とした相談会を行っています。場所と日時は、相談室の扉などに掲示されるほか、電子メールなどで連絡があります。 ノートPCの再セットアップなども気軽に相談することができます。

さらに、学生ボランティアは、定期的に勉強会などを開いています。また、学生ボランティアに参加することにより、ノートPCに関する知見を深めることができます。情報処理の得意な学生から苦手な学生まで、すべての学生に、学生ボランティアへの参加を勧めます。

#### [4] インストール済みソフトウェアについて

情報学部推奨ノートPCを生協より購入した場合、購入者本人のものとしてだけでなく、情報学部のものとして購入されたソフトウェアがインストールされています。詳しくは、初期導入ガイダンスの資料等を参照してください。

利用者(使用者)として認められていないソフトウェアを使用することは、法律違反です。

# [5] その他・ノート PC の取り扱いについて

ノートPCは購入を学部が推奨しているものの、教科書などと同様、あくまで個人の教材です。過去に盗難被害にあった学生もいますので、個人の責任でその管理に注意してください。

### Ⅳ ネットワーク利用者の心得

### 1 はじめに

ネットワークとは仮想的な社会と誤解されることもありますが、現実社会の一部であるため、 法律や社会的なルールが同じように適用されます。ルールには、

- (1) それに違反すると刑罰を科されるもの、
- (2) 損害賠償を支払う義務を負わされるもの、
- (3) 学則などにより処分の対象となったり、施設・設備が利用できなくなるもの、
- (4) 友人関係が悪くなったり、世間から批判を受けるものなど、

違反に対する制裁の種類や度合いの違いによってさまざまなものがあります。

静岡大学情報学部のネットワーク利用に関しては、(1)(2)が法律(刑法、民法、不正アクセス 行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法))、(3)が静岡大学情報基盤センターの諸規則、 (4)がモラル、マナー、エチケットなどと言われているものです。

さらに、静岡大学は高度な研究・教育を目指す学術機関であり、国立情報学研究所が設置するアクセスポイントを経て SINET (Science Information Network) に加入してインターネット利用を可能としています。学生や教職員は学術機関の一員として学術、教育、研究の発展に資する目的でネットワークを利用することができます。したがって、一般の商用プロバイダが加入者に求める以上の一層の品位およびマナーが求められます。マナー違反が見られる場合には、ネットワークの利用を中止します。

なお、ネットワークを使用して起こしたトラブルに関しては、利用者自身がその責任を負わなければいけません。

# 2 ネットワーク利用で守るべきこと

#### (1) 法令や規則を遵守する

コンピュータやネットワークを利用して行う行為は、通常の行為と同じく法律による規制の対象であり、学部や大学が定める規則に対しても同様です。したがって、実生活で行ってはならないことはネットワークを介しても行ってはいけません。そのような行為の中には、学則による処分の対象になるもののほか、犯罪行為として刑事罰の対象となったり、民事訴訟において損害賠償請求の対象となるものもあります。

例えば、猥褻とみなされるものの公開、ネズミ講、賭博、麻薬販売などを行ってはいけません。 さらに、利用資格のないコンピュータやネットワークへの侵入、ネットワーク上のデータやソフトウェアなどの情報資源の破壊、コンピュータ・ウィルスの配布なども行ってはいけません。

#### (2) 人権を尊重すること

ネットワーク活動を通じて、人種・性別・思想信条などによるいかなる差別にも関与せず、プライバシーの保護などあらゆる人権の尊重に努めなければなりません。

例えば、他人の名誉を傷つけたり、差別的発言や誹謗中傷など言論による暴力、性的嫌がらせ、 発信者の了解なしに電子メールの内容を第三者に通知すること、Webページ上で他人の氏名や住 所のほか写真や音声などの個人情報を当人に無断で公開することなどは行ってはいけません。

#### (3) 知的財産権を尊重すること

ネットワーク利用者には、著作権・特許権・商標権・意匠権などの知的財産権の遵守を常に留意することが求められます。著作物には文章、写真、音楽、デザイン、プログラムなどが含まれ、著作者に無断でその著作物(その一部でも)の複製を作成・配布することは著作権法で禁じられています。また、アイデアの盗用や勝手な改ざんも許されません。例えば、現在ファイル交換ソフト(WinMX、Winnyなどの1対1でデータをやり取りするプログラムなど)による音楽情報の違法配信が問題になっています。著作権のある音楽情報を、許可なく違法に配信したり、配信できる状態にすると、法律に違反し罰せられるのみならず損害賠償責任が生じることになります。情報学部の学生として、このような事態を招かぬように注意してください。また、そのような違法なことを行っている友人がいたなら、情報学部あるいは静岡大学の学生として、モラルの高い行動をとるよう注意してあげてください。

### (4) 設置目的を遵守すること

本学部が設置している各種の情報機器類やネットワークは、大学という教育研究機関のものです。また、その利用資格も、本学における教育・研究目的に必要不可欠であるからこそ与えられています。したがって、その設置目的に著しく反するような形でこれらを利用してはいけません。例えば、Webページや電子メールなどを使っての政治団体・宗教団体の宣伝、営利を目的とした商品やサービスの広告・宣伝活動、販売活動、コンピュータやネットワークをアルバイトのために使用することなどは設置目的から大きく逸脱する行為です。

#### (5) セキュリティの維持に努めること

本学におけるネットワークの安全かつ安定的な稼動を脅かし、通信やプライバシーの漏洩につながるようなあらゆる行為はいっさい禁止されています。一人の利用者が引き起こしたセキュリティの欠陥によって、組織全体が危険にさらされることを自覚してください。また、適切な管理を怠って利用者IDが悪用された場合、悪用した人だけでなく、その利用者IDを付与された人の責任も問われます。

利用者は適切なパスワードを設定し、定期的に変更して自らのプライバシーとネットワーク全体のセキュリティを維持するように努めなければいけません。また、他人への利用者IDの譲渡や貸与、パスワードの漏洩を行ってはいけません。さらに、コンピュータから離れるときには、ログアウトなど適切な措置を講じなければいけません。

#### (6) ネットワークマナーを守ること

学術機関である本学の利用者は、ネットワーク活動においても一層の節度と品位が求められています。Webページの作成や電子メールによる通信においては、十分な注意を払って社会通念上適切な表現を工夫しなければいけません。また、いたずらにネットワーク通信量を増加させるような行為は厳に慎んでください。

例えば、他人の名前をかたってネットワーク上で発言する(電子メールアドレスの詐称を含む)、 事実と異なる情報やデマを流す、Webページで猥褻情報にかかわるサーバーへのリンクを張るなどの行為は、ネットワークの公共性に敵対する行為です。また、チェーンメールを送る、不要不急の大量のファイルの転送、電子メールへの添付、大量のメールをサーバーに残すことなどは、他の利用者に対する配慮に欠ける行為です。チャットやメーリングリスト、掲示板などにおいては、さらに、その運用目的やルールも守らなければいけません。

### (7) 情報学部ネットワークの利用の制限について

情報学部では、セキュリティ上の管理が正しく行われていないコンピュータや、外部から不正 侵入されたことが疑われるコンピュータ、ウィルスに感染したと思われるコンピュータなどのネットワーク利用を制限します。このようなコンピュータが学部ネットワークに存在することは、ネットワーク内の他の利用者を危険にさらすことのみならず、大学の外の組織に危害を加える可能性があります。

また、情報学部ネットワークの利用において、ここで説明したルールに著しく違反するような

行為を行った場合、その者によるネットワーク利用を制限することがあります。

# 3 おわりに

この心得で述べたことは網羅的ではなく、また、完全ではありませんが、利用者はこの心得を 参考にして常に自覚をもって振る舞わなくてはなりません。たとえ善意からであっても、無知か ら他人の人権や財産を傷つけ、損害を与えることはあってはいけませんし、基本的な社会常識と 他人に対する配慮を欠かさないようにしなければなりません。

最後に、ネットワーク社会は世界中の多くの人々の協力と連携によって支えられていることを 理解し、自らもそのよき一員となるように、一人一人が努めてください。

### 参考資料

- ・国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程 http://www.sinet.ad.jp/document/sinet\_doc/
- ・静岡大学情報基盤センターに関する諸規則 http://www.ipc.shizuoka.ac.jp/new/inside/ipc\_about.html#rules

# Ⅴ 学生の福利厚生

# 1 静岡大学情報学部学生福利厚生会

本会は、情報学部学生の福利厚生に関する事業の援助を図ることを目的として設立されています。「静岡大学情報学部学生福利厚生会規則」及び「細則」(73ページ~)を参照のうえ、利用してください。次の場合、情報学部学務係に申し込んでください。

#### (a) クラス交流会補助

クラスの親睦を図るため、指導教員を交えての交流会、懇親会、コンパなどの会費補助 として、年間1人について1,000円を補助します。指導教員と場所・日時をあらかじめ打ち 合わせて、1週間前までに申し出てください

#### (b) 学生ゼミ援助

学生が自主的に勉強するゼミ(自主ゼミ)の活動を育成するための費用として、参加者1人について年間1,000円を援助します。責任者は顧問の教員と相談の上、1週間前までに申し出てください。

#### (c) ゼミ合宿会議室使用料援助

指導教員が主催するゼミ合宿において会議室を使用した場合、その使用料の一部を援助 します。合宿終了後、使用料の領収書を添えて指導教員経由で申し出てください。

- (d) 新入生研修旅行の補助
- (e) 死亡、事故、災害など弔慰金・見舞金
- (f) 授業、課外活動中の物品(眼鏡など)の破損に対する補助金

# 2 新入生合宿研修

新入生が一日も早く大学生活に適応できるように、入学後の早い時期に新入生と上級生、学生委員の教員らが参加して合宿研修を行います。合宿研修では、2・3年生のボランティアスタッフが立てた企画をもとに、さまざまな研修・レクリエーションを行い、クラスの仲間や教員・上級生との親睦をはかります。これからの大学での勉学や生活全般についての方向付けを行う機会でもあります。

# 3 厚生施設・設備

### [1] 北会館と南会館

浜松キャンパスには、学生・教職員の福利厚生施設として北会館と南会館があります。北会館には食堂、購買・書籍部、プレイガイド、郵便局ATMなどがあり、南会館には食堂、喫茶部、購買部、理容室、集会室、銀行ATMなどがあります。

#### [2] 大学会館

静岡キャンパスには、学生と教職員、学生相互の交流を図るための施設として大学会館があります。会館には、研修室、ホール(400人収容)、学生自習室、和室(2室)、ラウンジ、キャッシュコーナー、公衆電話等が設置されています。研修室、ホール、和室等は研修、会議、学生団体の行事などに利用できます。利用を希望する場合は、利用日の1週間前までに学務部学生生活課学生企画係に申請してください。

# 4 静岡大学生活協同組合

これは本学の学生・教職員で組織している学内厚生事業団体で、食堂・売店等の事業を行っています。出資金(1口300円で70口=21,000円、卒業時に返金されます)を添えて申し込めばすぐに加入でき、北会館・南会館にある食堂・売店等で組合員価格でのサービスを受けることができます。

下宿・アパートの案内、引越業務、旅行代理店業務、アルバイトの紹介も扱っています。

# Ⅵ 心身の健康管理

# 1 保健センター(浜松支援室)

保健センターは、本学の学生および教職員の健康に関する業務を行う施設です。以下のような 業務を行っています。浜松支援室は工学部7号館2階に設置されています。

### (a) 定期健康診断

健康状態をできるだけ早く的確に把握し、異常がある場合に正しい対応方法を指導することができるように、保健センターでは定期健康診断を実施しています。必ず受診してください。

# (b) 応急処置

学内で起きたけがや病気に対しては、救急薬品を常備し、医師・保健師・看護師が応急 処置にあたっています。

### (c) 健康診断証明書の発行

就職、進学、体育大会出場等に必要な健康診断証明書を発行しています。定期健康診断を受診していない人には発行できないので注意してください(学外の医療機関で有料の健康診断を受けなければなりません)。

#### (d) 健康相談

保健センターでは身体面、精神面の健康相談をおこなっています。慢性の疾患のある人、 最近、自分の体調に異常を感じている人、「夜眠れない」「いつも頭がぼんやりしている」 「勉強に身が入らない」「友人とうまくいかない」などの悩みや気になることがある人は、 気軽に相談してください。医師・カウンセラー・看護スタッフが対応します。

### (e) 健康支援機器の利用

身長・体重・体脂肪計・血圧計・握力計 業務時間中は自由に利用できます。また、必要に応じて、視力検査、禁煙支援のために呼気中一酸化炭素濃度測定、骨密度測定を実施しています。

開室時間 9:00~12:30, 13:30~16:30

診察時間

内科

曜日	診察時間		
月	9:00~12:30	13:30~16:30	
火	9:00~12:30	13:30~16:30	
水	9:00~12:30	13:30~16:30	
木	_	_	
金	9:00~12:30	13:30~16:30	

カウンセリング (予約制)

曜日	相談時間		
月	9:00~12:30	13:30~16:30	
火	9:00~12:30	13:30~16:30	
水	_	_	
木	9:00~12:30	13:30~16:30	
金	9:00~12:30	13:30~16:30	

学校医相談日 (予約制)

精神科	月回木曜日14:00~	
整形外科	第1火曜日14:00~	
内科 (循環器)	第4水曜日14:00~	

※健康診断実施中は、中止することがあります。また、講義や会議の都合により変更することがあります。

# 2 学生支援センター学生相談部門(学生相談室)

浜松支援室は工学部7号館(3階、エレベーターのすぐ隣)にあり、工学部、情報学部の教員、カウンセラー(臨床心理士)が学業、進路、心理的な問題などに関する相談を受けつけます。詳細は4月に配布される相談室報『マインド』またはウェブサイト(http://www.ipc.shizuoka.ac.jp/~hyoota/index2.html)を見てください。相談申込、問い合わせは、保健センター、電話(太田研究室: 053-478-1677)、電子メール(hyoota@ipc.shizuoka.ac.ip)でも受けつけています。

# 3 修学サポート室(『こみさぽ』)

障がいがあるため、またはコミュニケーションが苦手なために、大学で勉強するうえで困難を 感じている学生が、他の学生と同じように学び自立できるよう支援します。

#### <どんな人のため?>

- 一身体障害がある人(視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱など)
- 一発達障害と診断された人(自閉症スペクトラム障害、広汎性発達障害、アスペルガー症候群、 学習障害、注意欠陥/多動性障害など)
- ☆その他、下記に当てはまるかな?と思う人のご相談に応じます。
- 実習や実験などグループワークがうまくやれない。
- 友人をうまく作れない。
- ・急な変更があるとどうしていいかわからなくなる。
- ・頑張っているのに予定通りに作業をすすめることができない。
- ・困ったことがあった時にうまく人に相談できない。
- ・(思いをうまく伝えられずに) 人から誤解されやすい。 などなど

# <どんなことをしてくれるの?>

- ~ 利用者のニーズに合わせて以下のような支援をします。~
- ・自分の障害や特性を理解するのを援助し、具体的にどんな支援があれば勉強に 支障がなくなるかを一緒に考え実行に移すことをサポート。
- ・受講時に具体的な配慮が必要な場合、担当教員への配慮願い文を作成。
- ・受講スケジュールや生活リズムを自分で管理できるよう援助。
- ・障がいのためノートをとることが困難な人の為に授業内容の要約筆記(ノート テイク/パソコンテイク)の手配をサポート。
- ・対人関係やコミュニケーションの力がつくように援助。 などなど

場所	「学生相談室」 工学部 7 号館 3 階
開室時間	月、火、金 9:00~16:00
相談申込方法	① 開室時間に直接「学生相談室」を訪ねる。
	② 電話(053-471-9663)又はメール(ota.yuko@ipc.shizuoka.ac.jp)で
	予約をとる。

#### ※ ウェブサイトもご覧ください。

(http://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp/wordpress/)

# 4 浜松市の救急医療体制

夜間、休日に急病やケガをしたときには、下記の浜松市の救急医療体制を参考にしてください。

### 診療日時と診療場所

夜間 20:00~翌7:00 浜松市立夜間救急室

中区伝馬町311-2浜松市医師会館1階

電話:053-455-0099

土曜午後 14:00~18:00 浜松市立夜間救急室

祝日を除く毎土曜日

休日 当番医案内 http://www.qq.pref.shizuoka.jp/

医療ネットしずおかへアクセスし、 「西遠」地域の休日夜間当番医を探す

休日歯科 8:30~11:30 歯の健康センター

13:00~15:30 中区鴨江2-11-2 電話:053-453-6129

日曜日・祝日、年末・年始

# 5 学生教育研究災害傷害保険

この保険は、大学において教育研究活動中(授業中、学校行事中、課外活動中等)の事故によって被った災害・傷害に対する被害救済のための災害補償制度で、全国的な規模をもつ学生相互共済の傷害保険です。本学はこの制度の趣旨に賛同し、賛助会員大学となっていますので、新入生諸君も全員が加入します。保険料は情報学部学生福利厚生会から全額支払われます。なお、詳細については別途配付の「保険のしおり」を参照してください。

# Ⅲ 奨学資金など

日本学生支援機構などの奨学資金や、授業料免除についての申請手続きについて説明します。

# 1 奨学資金

奨学団体は、日本学生支援機構をはじめ、地方奨学団体や民間団体が多数あります。しかし、 日本学生支援機構を除けば、その採用予定数は少数であり、応募者の資格も限られています。そ の名称・事業内容等については、学務部から配付された「学生案内」を参照してください。

### [1] 日本学生支援機構奨学金

年に1度、定期採用(春)の募集があります。4月上旬に募集説明会を開催しますので、 学務係の掲示に注意して応募してください。家計急変が生じた場合は、緊急・応急採用を 随時受け付けていますので、浜松学生支援課奨学係まで申し出てください。

#### (a) 奨学金貸与の種類

種類	第一種奨学金	第二種奨学金	
1生 大只	77 怪关于亚	<b>为二性关于亚</b>	
出願	特に優れた学生であって、経済的理由	優れた学生であって、経済的理由	
資格	により著しく修学に困難があると認	により修学に困難があると認定	
頁 俗	定された者に対して貸与する。	された者に対して貸与する。	
返還時	from )	-t- 10	
の利息	無し	有り	
	自宅通学者 45,000円(H27年実績)	希望により、3、5、8、10、12万	
貸与額	自宅外通学者 51,000円(H27年実績)	円から選択	
	通学形態に関わらず30,000円を選		
	択することも可能(H27年実績)		

#### (b) 予約採用候補者

高等学校時代に大学に入ることを条件に予約採用候補者となっている者は、「進学届」を入学後に大学を経由して日本学生支援機構へ送付することによって、第一種奨学生として採用されます。該当する者は、「進学届」を4月中旬(別に掲示で案内)までに浜松学生支援課奨学係に提出してください。

「進学届」提出者に対する初回振込は6月上旬になるため、4月~6月の生活費は各自で確保しておいてください。

#### (c) 募集説明会

募集説明会の日時・場所は掲示により通知しますので、希望者は説明会に出席してください。この時に願書類を交付し、願書記入上の説明を行います。説明会に出席しなかった者には願書が交付できませんので、掲示を見逃さないようによく注意していてください。

#### (d) 願書の提出

願書は正確に記入の上、必要書類を添えて、定められた日に面接を受けてください。面接の日時・場所は募集説明会で交付された書類に記載されていますので、見落とさないように注意してください。

### (e) 日本学生支援機構への推薦

提出された願書類と面接結果にもとづき、全学学生委員会による厳正・公正な審査の後、 採用予定者を日本学生支援機構に推薦します。

### (f) 申請及び採用

募集:4月下旬申請受付、6月中旬振込

採用された学生は情報学部掲示板に掲示します。該当者は、指定期日までに所要の採用 手続を完了してください。手続きをしなければ採用を取消されますので、十分注意してく ださい。

### (g) 留意点

高等学校時代に奨学生であった者でも、大学入学後あらためて出願しなければ奨学生に 採用されません。(前記(b)の予約採用候補者を除く。)

静岡大学入学前に大学奨学生として奨学金の貸与を受けたことのある者は、未貸与期間 については申込資格があります。

#### (h) 推薦基準

次の学業成績及び家計の基準の両方を満たすことを原則とします。

#### (イ) 学業成績の基準

第一種奨学金出願者…出身高校から提出された調査書の評定平均値が3.5以上 第二種奨学金出願者…学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認め られる者

#### (ロ) 家計の基準

収入基準額は、世帯人員別・世帯所在地域別に定められていますが、所得の種類・世帯の 構成・通学形態その他それぞれの事情を考慮して決められます。

### (i) 高校等在学中に貸与を受けた奨学金の返還猶予

前に在学した学校で日本学生支援機構奨学生として奨学金の貸与を受けていた者は、所定の用紙による「在学届」を4月中旬(別に掲示で案内)までに必要事項を記入の上、浜松学生支援課奨学係へ提出してください。この手続きにより在学期間中は奨学金の返還が猶予されます。手続きを怠ると在学中でも奨学金を返還しなければならなくなります。また、出身高校卒業後に奨学金の一部を返還している場合でも「在学届」を提出することにより返還が猶予されます。

なお、「返還のてびき」に添付されている用紙を使用してください。また、直接日本学 生支援機構に送付しないようにしてください。

### [2] 地方奨学団体奨学金

地方公共団体の奨学金は、都道府県市町村における納税者の子弟を対象としているものが 大部分で、募集時期もそれぞれ異なります。希望者は各自で直接その団体や教育委員会等へ 問い合わせた上、早目に募集要項及び所定の用紙を準備し、検討しておくことが必要です。 奨学団体については「学生案内」を参照してください。

これらの奨学団体へ個人で願書を提出する場合でも、大学の推薦書や証明書等を必要とすることが多いので、このようなときは、遅くとも提出する日の1週間前までに必要事項を記入した所定用紙、募集要項等の必要書類を添えて浜松学生支援課奨学係に申し出てください。

# 2 授業料免除・分納・延納

### [1] 授業料の免除

授業料は、各期分(前期又は後期)ごとに、本人の申請にもとづき、選考の上、免除が許可されます。学業成績が優良と認められた者で、経済的な理由で授業料を納めることが困難な者、または授業料の納期前6月以内(新入生は入学前1年以内)において、学資負担者が死亡、または学生本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料を納めるのが困難な者が免除の対象となります。免除される金額はその期の授業料の全額、または半額です。

授業料免除を申請した者は、その免除の結果が判明するまでは授業料を納付しなくてもよいですが、結果が判明し、許可されなかった者、または半額免除が許可された者は、所定の金額を指示された納付期限内に納付することになります。なお、授業料口座振替申込者は、1年生の前期分授業料は「選考結果通知」に記載された納入方法に従って納付し、後期分授業料からは自動引落しとなります。

#### [2] 授業料の分納

各期の授業料を納付期限(前期は4月末日、後期は10月末日)までに一括して納付することが困難な者は、本人の申請にもとづき審査の上、分納が許可されます。許可された場合は、月割額を毎月末日までに調達管理課授業料等納入窓口に納付してください。

### [3] 授業料の延納

各期の授業料を納付期限までに納付することが困難であるが、その期の終わりまでに納付することが可能な者は、「延納申請書」に納付可能な日を記入して申請すれば、審査の上、延納が許可されます。また、授業料の延納を許可された学生が休学・退学した場合には、翌月以降に納付すべき授業料が免除されることがあります。

### [4]申請手続

(a) 選考方法

授業料免除申請は「前期分授業料免除」と「後期分授業料免除」、それぞれ各期毎に申請を行う必要があります。前期授業料免除は「一次申請(学力選考)」で学力基準が適格となった者のみ「二次申請(家計選考)」へと進み、各家庭の経済状況を審査し、全額免除、半額免除、及び不許可者が選考されます。学力及び家計(経済状況)の基準は、「静岡大学 授業料免除等基準」を参照してください。また後期授業料免除は、上記の一次申請(学力選考)と二次申請(家計選考)を同時に行う「一括申請」になります。なお、限られた予算内で実施するため、基準内でも免除とならない場合があります。

(b) 面談受付について

前期分授業料免除の一次申請は、面談は行いません。学務情報システムを使用した申請のみです。

前期分授業料免除の二次申請では、申請者本人(学生)との面談受付を行いますので、免除希望者は「授業料免除申請のしおり」を各自で受領し、冊子に綴りこまれている各種様式に必要事項を記入の上、証明書類などを添付し面談受付会場へ出向いてください。前期(二次申請者)に引き続き、後期も申請する学生のうち、前期二次申請(家計選考)で、住民票や所得証明等を不備なく提出した学生であり、かつ後期申請時においても家計状況に変更がない場合、後期申請時では同書類の提出は不要です。変更のある場合は、別途申請書を提出してもらいます。また、後期は自ら学務情報システムで申請することになりますが、前期申請書類を使って後期の家計選考をしますので受付も参加不要です。面談受付日程については、「授業料免除申請のしおり」で受付日程を参照してください。

<前期分> 一次申請(学力選考) 4月上旬~中旬頃(※平成27年度の場合)

二次申請(家計選考) 6月中旬~下旬頃

<後期分> 一括申請(学力・家計選考) 10月上旬~下旬頃

なお、教育実習等で指定された面談受付日に出席できない場合は事前に申し出が必要です。申し出先は「授業料免除申請のしおり」を参照してください。帰省や旅行、アルバイトなどの自己都合によるものは原則として許可しません。

(c) 「授業料免除等申請のしおり」の配布

<前期・後期> 一次申請用 3月1日以降、本学のHPに掲載(※しおり配布なし)

二次申請用 5月下旬頃(一次申請の結果発表後すぐに配布予定)

詳しくは掲示及びHPで案内します。また、配布期間中にしおりを受領した者のみ、申請することができます。免除申請希望者は配布期間内に確実にしおりを受領してください。期日を過ぎての配布は行いません。

### [5] 提出書類

- (a) 授業料免除の場合
  - 1. 授業料免除申請書
  - 2. 家庭調書

- 3. 市町村が発行する所得証明書
- 4. アルバイト実績・予定申立書
- 5. 住民票謄本
- 6. その他(家族に該当者がいる場合の証明書、特別な事由に該当する場合の証明書など) ※詳細は「授業料免除申請のしおり」に記載されています。
- (b) 授業料分納の場合

授業料月割分納申請書:その他は授業料免除の場合と同様の書類

(c) 授業料延納の場合

授業料延納申請書:その他は授業料免除と同様の書類

### 3 アルバイトの紹介

アルバイトは、学生会館北会館で紹介します。

学生が授業期間中にアルバイトをすることは、どのような仕事であっても決して好ましいことではありません。しかし、アルバイトをしなければ学業を続けていけない学生のために、本学では学生に相応しいアルバイトの紹介を行っています。

授業期間中のアルバイトは、学業に相当支障をきたします。したがって、アルバイトをする場合は、修学との関係を十分に考慮し、成績不振で進級できない、奨学金の停止処分を受ける等のことのないよう、必要最低限にとどめるようにしてください。なお、新入生については、大学での授業に慣れ、これからの大学生活を円滑に進めることの方が重要と考え、入学後3ヶ月間はアルバイトの紹介を行いません。

アルバイトの紹介を受けた者は、次の事項に注意してください。

- 1. 求人側への連絡は、すみやかに行うこと。
- 2. 就業が決定したときは、決められた日時に必ず就業先に行くこと。なお、その際身分証明となる学生証を携行すること。また、就業期間中は、遅刻したり、無断で休んだりしないこと。やむを得ず遅刻する、あるいは休みをとりたい場合は、必ず事前に就業先(求人先)へ連絡すること。
- 3. 紹介された家庭教師その他のアルバイトを、就業先に無断で学友その他の人に譲る等の行為は絶対しないこと。上記の注意を守らず、本学の信用を傷つけ、本学学生としての品位を汚すようなことをした者には、以後アルバイトの紹介をしません。
- ※学生に相応しくない職種(危険を伴うもの、身体に有害なもの、法令に違反するもの、教育上 好ましくないもの)は、紹介しません。

# ™ ハラスメントのない学部づくりのために

静岡大学情報学部ハラスメント防止対策委員会

# 1 ハラスメント防止体制について

ハラスメントは重大な人権侵害です。ハラスメントには、「セクシュアル・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」などがありますが、いずれも行為者(加害者)が、被害者を脅かす行為であり、被害者の尊厳を傷つけるものです。

静岡大学では、2009年1月から、ハラスメントのない安全なキャンパスづくりのために防止体制を一新し、全学的組織である「ハラスメント防止対策委員会」を設置するとともに、保健センター、学生相談室やハラスメント相談員といった相談窓口を置いて、予防と対策に取り組んでいます。窓口担当者(相談員)は、相談に訪れた人のプライバシーを堅く守り、相談内容については秘密を厳守し、相談に訪れたことによって不利益を受けることがないよう慎重に配慮して対応します。窓口担当者は、任期中も退任後も、情報を他に漏らすことは決してありませんので、安心して相談してください。

# 2 ハラスメントとは

静岡大学のハラスメント防止規程では、ハラスメントを下記の4つに定義しています。

- (1) セクシュアル・ハラスメント
  - セクシュアル・ハラスメントとは、職員(教員も含む、以下同じ)及び学生等が学生等の意 に反する性的な言動を行い、当該職員及び学生等を不快にさせる行為、並びに当該職員及び 学生等に対して利益又は不利益を与えることを利用した性的な要求をする行為をいう
- (2) アカデミック・ハラスメント アカデミック・ハラスメントとは、職員が、学生等に対して、教育研究の場における優位的 地位を利用して、教育、研究若しくは修学上の不適切な言動又は差別的な取り扱いを行うこ とをいう
- (3) パワー・ハラスメント
  - パワー・ハラスメントとは、職員が、職務上の地位若しくは権限を不当に利用し、又は逸脱して、他の職員に対して不適切な言動又は差別的な取り扱いを行うこと、学生等に対して、教育研究の場における優位的地位を利用して、教育、研究若しくは修学上の不適切な言動又は差別的な取り扱いを行うことをいう
- (4) その他のハラスメント
  - 職員及び学生等が、他の職員及び学生等に対して、個人的属性等を理由に不適切な言動又は 差別的な取り扱いを行うことにより、当該職員及び学生等に精神的苦痛を与えることをいう

# 3 情報学部のハラスメント防止体制

情報学部では、ハラスメント防止対策をすすめるため、全学のハラスメント防止対策委員会と 連携をとりながら、情報学部ハラスメント防止対策委員会を設置しています。 情報学部ハラスメント防止対策委員会は、防止ガイダンスやハラスメントの実態調査、防止のためのメールマガジンの発行などを行い、学部内での啓発に努めています。ハラスメント防止についての提言や委員会への要望などがありましたら、情報学部ハラスメント防止対策委員会あてに電子メールを送ってください(harassment@inf.shizuoka.ac.jp)。

# 4 ハラスメントの相談体制

静岡大学では、ハラスメント問題の解決や防止のために、相談員制度を導入しています。ハラスメントの問題で相談したいことがあるときには、このハラスメント相談員のほか、保健センター、学生相談室、または外部の相談機関などを利用することができます。所属学部以外の相談員、静岡キャンパスにいる相談員にも相談することができますので、あなたが一番相談しやすいと思う相談員に相談してください。

相談員は、全学のパンフレットやHP (http://www.shizuoka.ac.jp/campuslife/consul/harassment/index.html) などに紹介されていますので参照してください。

また相談箱を情報学部2号館3F(技術部横リフレッシュスペース)に設置していますので、何か気になることなどありましたら、投書してください。

# 5 相談員・相談窓口に相談を申し込む方法

- (1) 相談員に直接面接して相談する:相談員の研究室に直接、相談に訪れるか、あるいは電話もしくは電子メールでアポイントをとって出向いてください。
- (2) 相談箱(2号館3階の学務係横リフレッシュスペース)に投函する:相談者本人の名前と連絡先・連絡方法を書いて、封筒に入れ、相談箱に投函してください。相談員から折り返し連絡を差し上げます。簡単で結構ですので、相談したい内容を手短かに書いておけば、窓口担当者も対応しやすくなります。なお、プライバシーを守るため、封筒には差出人(相談者本人)の名前・住所は書かないでください。
- (3) 電子メールを送付する:相談員あてに電子メールを送ってください。ただし、電子メールには、具体的な相談内容は書かないでください。経由するサーバーを通してのぞかれる可能性があり、秘密が保てません。

# 6 相談を受けてからの対応の手順

相談が寄せられたら次のような手順で対策がとられます。

- (1) 相談員は相談者本人から話を聞いて、直面する問題がハラスメントにあたるかどうかを一緒に考えます。
- (2) ハラスメントの問題に直面していることが明らかとなった場合には、必要な情報を提供しながら、どのように対処するのが良いか一緒に考え、相談に訪れた方が自分でどうすべきかを判断し、行動できるよう助言します。
- (3) 相談の結果、相談に訪れた人自身が、自分で何とか対処できそうだと判断した場合は、適切

な対処法について一緒に考えます。

- (4) 相談の結果、相談に訪れた人自身が、非公式に解決したいと判断した場合は、相談員は 相談自体を口外せず、解決のための方法を一緒に考えます。ただし相談に訪れた人が同 意した範囲内で、学内や学外に援助を求めることもできます。
- (5) 相談の結果、相談に訪れた人自身が、大学に対し苦情の申立てや被害の救済を望むと判断した場合には、全学のハラスメント防止対策委員会に正式な申入れを行います。全学のハラスメント防止対策委員会は「調査委員会」を設置し、事実確認等、問題解決のための対応を行い、必要な措置を講じます。
- (6) もし、ハラスメント以外の問題であれば、学生相談室など他の適当な相談窓口を紹介します。

# 7 ハラスメントの具体例

(1) セクシュアル・ハラスメントの具体例

セクシュアル・ハラスメントには、大きく分けて「対価型」と「環境型」の2つのタイプがあります。「対価型(権力行使型)」とは、相手方の意に反する性的な言動を行い、それに対する対応によって、修学、就労、教育又は研究上で利益又は不利益を与えることです。

「環境型」とは、相手方の意に反する性的な言動を行うことにより、修学、就労、教育又は研究を行う環境を悪化させることを言います。

性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要です。

#### <対価型の例>

- ① 職員(教員)が学生・院生に単位の取得を理由にして(あるいは背景にして)性的関係などを強要する
- ② 職員(上司)が、昇進・昇格・就業継続などを理由に(あるいは背景にして)性的関係などを強要する

### <環境型の例>

- ① 授業・仕事・サークル活動中などに、内容に無関係な性的な冗談やわいせつな言葉などをいう
- ② 「恋人はいないのか」「まだ結婚しないのか」「子どもはまだか」など性的な経験や性に かかわる質問をしたり話題にしたりする
- ③ 教室・研究室・事務室・サークル部室などにヌードポスターをはったり、パソコンのスク リーンセーバーなどをおいたりする

#### (2) アカデミック・ハラスメントの具体例

アカデミック・ハラスメントには、「権力乱用型」や「研究阻害型」「研究搾取型」などがあります。「権力乱用型」は、学問・研究と関わりのない私的な仕事を強要されることで、「研究阻害型」は研究施設を利用させてもらえない、指導をしてもらえないなど研究を阻害されること、「研究搾取型」は、論文のファーストオーサーを奪われるなど、研究成果を奪われることです。

# <権力乱用型 >

- ① 職員(教員)の私的な用事をいいつけられる、手伝わされる
- ② 学問、研究と関係なく時間を拘束される(指導者より先に帰れないなど)

- ③ 職員(教員)に自分の意見を言わせてもらえない
- ④ 公平性を欠く成績評価、恣意的な低評価

#### <研究阻害型 >

- ① 指導を受けられず、常に放っておかれる
- ② 研究室・実験施設を、正当な理由がないにも関わらず使用させてもらえない
- ③ 学会発表の機会が与えられない
- ④ 論文投稿を故意に阻止される
- ⑤ 修士、博士など課程修了を故意に長引かせられる

#### <研究搾取型 >

- ① 指導を受けたなど正当な理由なしに、共同研究者として名前を入れるよう強要される
- ② 研究上のアイデアを奪われる
- ③ 研究成果を奪われる

#### (3) パワー・ハラスメントの具体例

パワー・ハラスメントとは、言葉や態度による暴力や、実現可能性のないことについての要求、執拗な要求などで精神的な苦痛を与えることです。職員(教員)から学生・院生に対してのパワー・ハラスメントは、指導や教育といった形をとるので表面化しにくく、職員どうしのものも上司からの業務上の命令や指導、叱責といった形をとるため、隠れて表面化しにくいことが特徴です。

#### <パワー・ハラスメントの例>

- ① 「おまえはダメだ!」「やめちまえ!」など侮蔑的な言葉や態度で叱責される
- ② 必要以上に怒鳴りつけられたり、過ちを執拗に指摘されたりする
- ③ 話しかけても無視し続けられる
- ④ 差別的な発言や人格を傷つける発言を大勢の前でする

# 8 ハラスメントのない、よりよい環境を形成するために

ハラスメントを起こさない・起らないように、具体的には、次の点について十分認識する必要があります。

- (1) 親しさや期待を表すつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快に させてしまう場合があること。
- (2) 不快に感じるか否かには個人差があること。
- (3) この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
- (4) 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。
- (5) 相手が拒否し、または嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- (6) ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意志表示があるとは限らないこと。ハ ラスメントを受けた者が、大学での人間関係などを考え、相手からいつも明確な意志表示が あるとは限らないこと。

### 特にセクシュアル・ハラスメントを起こさないために下記のことに気をつけてください。

- (1) 執拗に、もしくは強制的に性的行為に誘うなど、交際の働きかけをしない。
- (2) 強引な接触及び性的な行為を行わない。
- (3) 性的魅力をアピールするような服装や振る舞いを要求しない。
- (4) 相手の性的魅力や自分の抱く性的関心にかかる話題等で仕事を妨害しない。
- (5) 相手の身体の上から下まで長い間じろじろ眺めない。
- (6) 相手の身体の一部(肩、背中、腰、頬、髪等)に意識的に触れない。
- (7) 性的な面で不快感を催すような話題、行動及び状況をつくらない。
  - \*相手が返答に窮するような性的な冗談を言わない。
  - \*大学等構内にヌードポスター等を貼らない。
  - \*大学等構内で卑わいな絵画、映像、文章等を見る、又は見ることを強要しない。
  - \*相手が不快感を表明しているにもかかわらず、その場にいるように強要しない。
  - \*食事やデートにしつこく誘わない。
  - \*個人的な性体験等を尋ねたり、性的な経験談を話したり、聞いたりしない。
  - \*性的な内容の電話をかけ、性的な内容の手紙・Eメール等を送らない。
  - \*更衣室等をのぞき見しない。
  - \*カラオケでデュエットを強要しない。
  - \*酒席で、お酌やチークダンス等を強要しない。
  - \*人格の評価を傷つけかねない性的表現をするなど、性的風評を流さない。
- (8) 異性一般に対する軽蔑的な発言、話題及び行動をしない。
  - \*異性であるという理由のみによって、性格、能力、行動が劣っているとかあるいは望ましくないものと決めつけない。
  - \*女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要しない。
  - \*「おじさん、おばさん」「男の子、女の子」「僕、坊や、お嬢さん」等、人格を認めないような呼び方をしない。
- (9) 特定の性であることを理由として、修学、就労、教育又は研究上における事務サービスに利益または不利益を与えない。
- (10)同性でも、相手が嫌がるような、性的な言動を行わない。

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を傷つけ、自己決定権を 脅かす、すなわち自らの意思に反して「ノーと言えない」環境 においこむことで、被害者に身体的・精神的苦痛を与えるもの であり、「基本的人権」の重大な侵害です。

静岡大学は、いかなるハラスメントも容認しません。情報学部・総合科学技術研究科情報学専攻においても、ハラスメントのない、ひとりひとりが大学人として尊重される、明るく快適な環境づくりを目指して、学生・教職員が協力し、みんなで取り組んでいきましょう。

# 以 東海大地震(南海トラフ巨大地震)に備えて

静岡県は地震防災対策強化地域に指定されており、近い将来大地震に襲われる危険性が十分に考えられます。したがって、学生諸君は常日頃からいつ起こるかも知れない地震に対する心構えをぜひ持ってください。

# 1 東海地震注意情報が発表された場合

おおむね次のような内容の指示が出される予定です。

ただいま、東海地震注意情報が発表されました。したがって、本日の講義は打ち切ります。学生諸君は氏名及び帰宅先を担当教員に報告の上できるだけ速やかに帰宅し、地域の防災活動に協力してください。今後さらに東海地震の可能性が高まり地震予知情報(警戒宣言)が発令されると、バス、電車、列車等の交通機関は全て運行中止になりますので注意してください。

静岡大学地震対策本部

### (a) 大学構内にいるとき

学内放送等による休講その他の注意事項を受け、氏名及び帰宅先を報告後、できるだけ 速やかに帰宅し、地域の防災活動に協力する。(特に古いアパートに下宿するなど、帰宅 することがかえって危険と思われるときは大学に残ってもかまいませんが、大学には食料 や毛布などの備蓄はありません。)

(b) 登下校中及び在宅中

自宅又は下宿等に速やかに帰宅し、報道機関の情報に注意するとともに、地域の防災活動に協力する。

### 2 突然大規模地震が発生した場合

#### [1]大学構内にいるとき

- (a) 授業中
  - 1. 講義中の場合は、出入口の扉を開け、一時机の下など安全な場所に身を隠し、地震が 終息するのを待って担当教員の指示に従う。
  - 2. 実験中の場合は、二次災害防止のため使用中の火を消し、できるだけ安全な場所で一時待機する。
  - 3. 地震の揺れがおさまった後は、担当教員の指示に従い、指定の第1次避難場所へ避難する。
  - 4. 避難場所においては、大学からの指示があるまで冷静な態度で待機する。
- (b) 休憩時間中および課外活動中

建物内にいた場合は、一時机の下など安全な場所に身を隠し、地震が終息するのを待って第1次避難場所に集合の上、大学からの指示を待つ。

ピロティ下及び屋外にいた場合は、建物・電柱等からできるだけ離れた安全な場所に避難し、地震が終息するのを待って第1次避難場所に集合の上、大学からの指示を待つ。

### [2]登下校中及び在宅中の場合

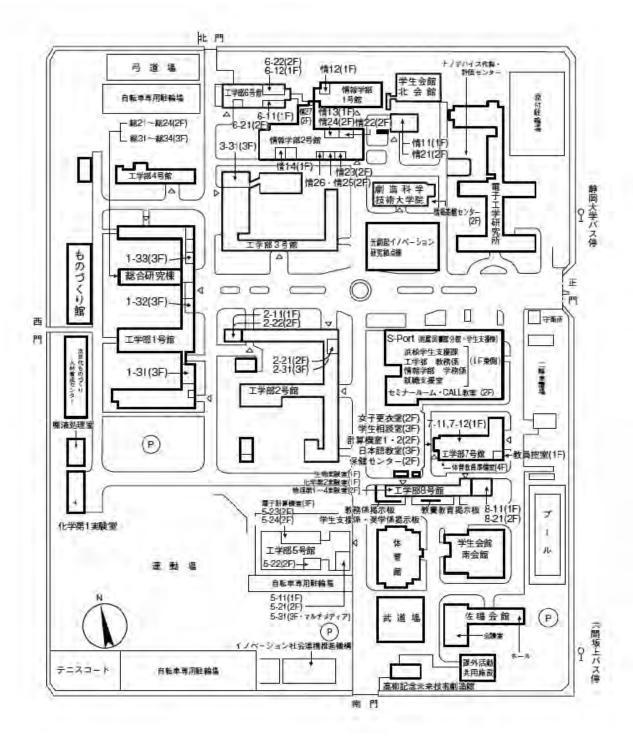
建物、電柱等からできるだけ離れた安全な場所に避難して地震が終息するのを待って帰宅 し、報道機関等による大学からの指示を待つ。

### [3]安否と所在の確認について(重要)

大規模地震が発生した場合には、学生個人の安否と所在の確認がもっとも大切です。震度5 弱以上の地震が発生した時には、「安否確認システム」(http://anpi.ipc.shizuoka.ac.jp/)により、地震発生後の安否等について、連絡してください。

「安否確認システム」は、災害や緊急時の際に、各人が安否情報を登録することにより、大学がその情報等の収集をすることを可能とします。同時に、保護者や知人の方は、登録された安否情報をパソコンや携帯電話を用いて確認することができます。

「安否確認システム」による連絡ができない場合は、学務係と指導教員の両方に自分の安 否と所在を必ず連絡してください。連絡手段はその時点で使えるもので構いませんが、電話 網は不通であることが予想されますので、そのときは直接出向いてください。



# X 地震以外の気象警報発令時等における授業の休止措置について

台風接近時等において、暴風・大雨等の気象警報が発令された場合は、「地震以外の気象警報発令時等における授業休止措置のガイドライン」により、以下の措置がとられることになっています。(ガイドラインは、静岡大学学務情報システム https://gakujo.shizuoka.ac.jp/portal/から参照できます)

気象警報発令時には、授業が休講になる場合がありますが、くれぐれも慎重に行動されることを望みます。なお、気象警報発令等により休講となった授業は、補講の措置がとられます。

また、台風等の自然災害に被災した場合には、学務係と指導教員双方に、すみやかに連絡して ください。

### 休講等の措置基準

静岡県西部地域および中部地域に「暴風警報」又は「大雨警報」が発令された場合で公共交 通機関が不通となっているとき、時間帯によって以下のような休講措置をとる。

静岡・浜松いずれか1地域のみが上記状況のときは、当該キャンパスごとに休講措置をとる。

- 1) 午前7時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、午前の授業は休講。
- 2) 午前 11 時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、午後の授業は休講。
- 3) 午後4時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、夜間主授業は休講。
- 4) 集中講義については、講師および受講学生の登校可能状況を勘案して、当該部局教務委員会で対応する。

なお、授業中(休憩時間を含む)に「暴風警報」又は「大雨警報」が発令された場合には、 静岡キャンパスでは教育担当理事が、浜松キャンパスでは教育担当理事、工学部長及び情報 学部長が協議し、休講措置をとるかどうか決定する。 夜間主コースについては、当該学部で 協議し決定する。

注: 公共交通機関とは、大学に通じる市内路線バス、静岡駅・浜松駅発着のJR在来線を指す。

上記措置基準では対応できない状況が発生した場合は、静岡キャンパスでは教育担当理事が、浜松キャンパスでは教育担当理事と工学部長及び情報学部長が協議し、休講措置をとるかどうか決定する。

参考: 地震の場合には, 「注意情報」が発令された時点で休講となることがすでに定められている。

# XI 浜松キャンパスガイド

# 1 情報学部棟

### [1]情報1号館

(a) 通常の入退館

平日の8時から18時までは、正面玄関、1Fおよび2F西側の2号館との連絡扉は開錠されていますから、自由に入退館できます。

(b) 時間外の入退館

夜間および休日など、正面玄関、西側連絡扉は施錠されています。この間、正面玄関及 び西側連絡扉は、カードキー(学生証)を使用することで入館が可能です。

(c) 非常口

1号館の1F北側扉(階段横)、3階以上の西側扉、および2階の東側扉は非常口です。緊 急の場合のみ使用してください。

(d) 禁煙

1号館は禁煙区域です。

(e) ゴミ箱

ゴミ箱は、正面玄関と情11教室横に設置してあります。

(f) エネルギーの筋約

不必要な電灯、エアコン等はこまめに消すように心がけてください。また節電対策にご協力ください。

# [2]情報2号館

(a) 通常の入退館

平日の8時から18時までは、正面玄関、1Fおよび2F東側の1号館との連絡扉は開錠されていますから、自由に入退館できます。

(b) 時間外の入退館

夜間および休日など、正面玄関、1号館との連絡扉が施錠されている間は、カードキー(学生証)を使用することで入館が可能です(CAD&CALL室、マルチメディア演習室、等に入室する際にもカードキーが必要となります)。

(c) 非常口

2号館の非常口·非常階段は建物の西端付近にあります。緊急の場合にのみ使用してください。

(d) 防火シャッター

火災が発生すると、自動的に防火シャッターが降ります。必要に応じて、非常口、また は非常階段を利用して退館してください。

(e) 禁煙

2号館は禁煙区域です。

(f) ゴミ箱

各階のリフレッシュスペースに、ゴミ箱が設置されています。 ごみの種類によりゴミ箱は異なりますので、必ず分別して捨ててください。

(g) 学生用掲示板

2階の西リフレッシュスペースには「学生用掲示板」があります。掲示の際は、事前に届け出る必要はありませんが、期限がすぎた掲示物等の処理は各自が責任を持って実行してください。

(h) エネルギーの節約

不必要な電灯、エアコン等はこまめに消すように心がけてください。また節電対策にご協力ください。

# 2 ごみの分別収集

### 一般廃棄物の処分方法一覧

紙類	段ボール 新聞紙 雑誌 コピー用紙 その他の古紙	古紙回収	原則として2ヶ月(偶数月) ごとに収集。収集日時及び 収集場所は担当係より事前 に研究室へ連絡
	<ul><li>感熱紙</li><li>シュレッダー屑</li><li>薬品やビニールでコーティングしてある紙</li></ul>	可燃性ごみ	月・木(12:00~12:30)に 工学部2号館南側の可燃物 用ごみ集積場に搬入
プラ	ペットボトル	リサイクル	随時に構内ごみ集積場に設 置してある回収籠へ投入
スチッ	薄いプラスチック類 (ラップ・弁当の容器・カップ麺の容器等)	可燃性ごみ	月・木(12:00~12:30)に 工学部2号館南側の可燃物 用ごみ集積場に搬入
ク 類	厚いプラスチック類 (洗剤の容器・発砲スチロール等)	不燃性ごみ	随時に構内ごみ集積場に設 置してある回収籠へ投入
ガ	食品用の瓶類 (酒屋等へ返却できるものを除く)	リサイクル	随時に構内ごみ集積場に設 置してある回収籠へ投入
ラ ス 類	食品以外の瓶 その他のガラス類 (試薬などの汚染物質が付いているもの を除く)	ガラス系廃棄物	毎月第3金曜日(10:00~ 10:30)に廃液処理施設で回 収
缶類	アルミ缶 スチール缶	リサイクル	随時に構内ごみ集積場に設 置してある回収籠へ投入
可燃物	燃えるごみ (粗大ごみ (60cm以上のもの) を除く)	可燃性ごみ	月・木(12:00~12:30)に 工学部2号館南側の可燃物 用ごみ集積場に搬入
不燃	備品	不燃性ごみ	担当係で廃棄手続きを行い、その後担当者に従い処分する
物	備品以外の不燃物 (粗大ごみ(60cm以上のもの)を除く)	不燃性ごみ	随時に構内ごみ集積場に設 置してある回収籠へ投入

# 3 学校行事

### [1] 駅伝大会·新入生歓迎祭

毎年5月中旬もしくは6月1日の創立記念日に行われるクラス対抗駅伝は1928年から始まった春の伝統行事で、もともとは浜松キャンパスへの進学生を歓迎するイベントでした。2000年度より情報学部・工学部とも1年次から浜松で勉学するようになったため、「浜松キャンパス新入生歓迎駅伝大会」として新たなスタートを切りました。2006年度よりは、駅伝大会と新入生歓迎祭の2つの企画となりました。従来の佐鳴湖畔を走る駅伝大会と、模擬店やバンド演奏なども行う、静岡キャンパスの春フェスに匹敵する浜松キャンパスの新入生歓迎祭です。駅伝では、学科(クラス)ごとにチームを編成し、7区間あるコースを、1区間3~4名で走ります。区間走者全員が揃わないと次の区間にゼッケンを渡すことができないというルール

なので、チームワークが要求されます。クラスの仲間や上級生との親睦をはかるまたとない 機会ですので、多くの皆さんがぜひ参加してください。

### [2] テクノフェスタ

11月中旬の土日2日間にわたり、浜松キャンパスの研究室などを公開するテクノフェスタが 開催されます。

小中高生が対象のおもしろ公開実験、研究室展示、企業展示、学生展示などでにぎわいます。

### [3] 静大祭

静大祭は、11月中旬に静岡キャンパスと浜松キャンパスの2か所で行われます。まず浜松キャンパスで開催された後、続けて静岡キャンパスで開催されます。なお、浜松キャンパスの静大祭は、テクノフェスタと同時に開催されます。

静大祭では、コンサート、各種サークルの発表、模擬店などが2日間にかけて行われ、構内は学生・教職員のほか、地元の小中学生や市民のみなさんでにぎわいます。また、行事の一環として、9時間耐久ソフトボール大会(オールナイト)、レガッタ(ボートレース)等が行われています。

# 4 浜松工業会(同窓会)

「浜松工業会」という同窓会があります。浜松工業会は従来工学部の同窓会でしたが、情報学部もこれに参加し、同窓会を組織することにしました。

会員は、工学部前身の浜松高等工業学校並びに第11臨時教員養成所の第1回卒業生から現在までの80数余年にわたり、約4万を数えます。会員たちは、実業界はもちろんのこと、官界、教育界においても数多くの実績をあげています。「浜松工業会」の支部は北海道から沖縄まで日本の各地にあり、台湾にも組織されています。

毎年2回発行の浜松工業会機関誌「佐鳴」は、本校のすぐ近くにある佐鳴湖にちなんで命名 されています。また、学科及び卒業年度別の「会員名簿」も発行されています。

浜松キャンパスには、同窓会館として「佐鳴会館」が浜松工業会によって建てられています。

佐鳴会館以外にも、テレビジョン研究で文化勲章を受賞した故高柳健次郎先生の業績を記念した高柳記念会館及び胸像、公認50m鈴木記念プールの建設など、浜松キャンパス内の施設にも浜松工業会が協力しています。また駅伝大会、留学生交流パーティーなどへの援助、学生が学会に参加して研究発表する際の旅費の補助など、大学生活を有意義にするよう多くの援助を行っています。学業優秀であった卒業生に対して、卒業祝賀会において学習奨励賞の呈賞もあります。

# 5 情報学部同窓会

1995年10月の情報学部誕生から10年を経た2005年10月、「情報学部同窓会」が設立され、 第1回同窓会が開催されました。

情報学部同窓会は、上の浜松工業会とは異なり、情報学部・情報学研究科の卒業生・修了生により組織されています。まだ設立されたばかりの組織ですが、定期的な同窓会の開催以外にも、卒業生・修了生の相互交流の機会、卒業生・修了生と在学生の交流の機会等を提供するさまざま事業を構想しています。

具体的な事業内容につきましては、今後、さまざまな形で広報していく予定です。

# 6 課外活動

### [1] サークル一覧

課外活動は、学生が自主的、自律的に行う正課教育外の諸集団活動です。学生諸君は各自の個性と条件に適応するサークルに積極的に参加し、友人や教職員と善い人間関係を確立し、情操豊かな教養人として心身ともに健康な社会人に成長することを期待します。

なお、現在浜松キャンパスでは、学生の行う自主的な活動として、次のような文化系、体育系のサークル活動が行われています。

バスケットボール部 バレーボール部(男子・女子) バドミントン部

卓球部 剣道部 柔道部

実践空手道部 カヌー部 少林寺拳法部 合気道部 弓道部 サッカー部 ハンドボール部 陸上競技部 ラグビー部 準硬式野球部 硬式庭球部 軟式庭球部 ゴルフ部 漕艇部 自転車競技部 水泳部 ヨット部 体操競技部

競技スキー部探検部オリエンテーリング部サイクリング部自動車部アメリカンフットボール部

軟式野球部イリュージョン

ほか (体育系31)

軽音楽愛好会S・S・H映画研究部S F 研究会茶道部混声合唱団管弦楽団吹奏楽団写真部将棋部E・S・S漫画研究会CUE-FM放送研究会マンドリンクラブ静大ベスト

ほか (文化系15)

### [2] 課外活動施設

浜松キャンパスには、次の課外活動用の施設があります。使用許可団体、使用時間等については工学部学生係に問い合わせてください。なお、体育館、構内運動場、プール、テニスコート(1面)は、クラスや一般学生も利用できます。

課外活動共用施設 武道場 体育館

構内運動場 プール 体育系共用部室

弓道場 テニスコート3面 学外運動場(西寮グラウンド)

艇庫・合宿所

※次の施設は本学が認める課外活動団体のほか、クラスや有志の団体も使用できます。詳細 については浜松学生支援課学生支援係に問い合わせてください。

施設名 室名 収容人員 用途

佐鳴会館 ホール 約170名 集会、演奏会等

和室 30畳 集会、会議等

南会館 集会室 約50名 集会等

談話室 約 150 名 集会・課外活動 (17:00 以降)

### [3] 施設の使用方法

- (a) 体育館·構内運動場
  - 一般の使用:授業期間中の月~水・金曜日8時30分~16時30分 木曜日8時30分~13時30分 休業期間中の月~金曜日8時30分~17時00分(休業期間中は課外活動団体優先) 一般の使用時間帯は自由に使用できます。使用後には、運動場は整地、体育館はモップをかけてください。
- (b) プール

本学水泳部のほか、一般の学生も次のとおり使用できます。使用に際しては、監視員の 指示に従い、プール使用心得を遵守してください。

使用期間: 8月上旬から8月末まで平日12時00分~14時00分 期間中でも大会、清掃等のため使用できないこともあります。

(c) 課外活動のための教室使用

情報学部では、講義外の時間帯について、以下の教室を課外活動に開放しています。利用 希望者は下の注意事項をよく読んだ上で、使用日の1週間前までに学務係に所定の借用願を提 出し、許可を得てください。

- 1. 講義外使用ができる教室…情22・情23・情24・情25教室
- 2. 使用時間…月曜~金曜日の8時30分~18時00分(休業期間中は17時まで)
- 3. 使用は公認サークルのみ。ただし、音を出すサークルは使用できません。
- 4. 室内での飲食・喫煙は禁止です。
- 5. 室内に設置されている機器の使用はできません。
- 6. 使用後は、移動した机等をもとに戻し、整理整頓の上、エアコンを切り、戸締まり・消 灯を確認して退出してください。

### 課外活動団体の施設の使用について

	11	12 NR 119 88 1 771 - 12 84			
課外活動共用施設		授業期間中(休日は除く)		$9:00\sim 2$	2:00
		休業期間中及び休日		$9:00\sim1$	7:00
武道場		授業期間中(休日は除	( )	8:30~2	2:00
弓道場		休業期間中及び休日		8:30~1	7:00
テニスコート					
体育館		授業期間中(休日は除	< )	16:30~2	22:00
構內運動場		休業期間中及び休日 8:30~1		7:00	
H ni 人給 →		0 - 00 - 01 - 00	/士 [	1 I D 2 I #	ナベに「佐乳は田厩」か
	ドール	$9:00\sim21:30$	1 1 大月	月日(23日則	までに「施設使用願」を
和	1室	$9:00\sim 20:00$	提出	する。	
8-11, 8-21	教室	※授業期間中(休日·	試験其	期間除く)	$8:30\sim 22:00$
6-11、6-12	<b></b>	休業期間			$8:30\sim17:00$
情22、情24教	(室	※授業期間中(休日·	試験其	別間除く)	8:30~18:00
情23、情25教	(室	休業期間			$8:30\sim17:00$

	一般開放	授業	課外活動
体育館	0	0	$16:30\sim 22:00$
構内運動場			
プール	0	0	8:30~19:00
武道場	×	0	8:30~22:00
テニスコート	0	0	8:30~22:00
西寮グラウンド	×	×	8:30~ (日没)
弓道場	×	×	8:30~22:00
課外活動共用施設	×	×	9:00~22:00

<sup>(</sup>注) 教室以外の課外活動施設を<u>土・日曜、祝日に使用する場合には3日前まで</u> に「施設使用願」を浜松学生支援課学生支援係に提出すること。

# [4] 貸出物品

課外活動等のために、浜松学生支援課学生支援係では、次の物品を貸し出しています。詳細については浜松学生支援課学生支援係に問い合わせてください。

*	ソフトボール用品	2チーム分	0	綱引きの綱	1本
	キャンプ用テント	8張(6人用)	0	デジタルビデオカメラ	7台
*	スポットライト	2基		コードドラム	8巻
0	草刈機	1台	0	液晶プロジェクター	3台
0	天幕	6張		ハンドマイク	3個
	ライン引き	4個		巻尺(20m・50m・100m)	5個
	スコップ	6本		リヤカー	3台
0%	スクリーン	3台		ストップウォッチ	8個
	バーベキューセット	12台		鉄板	9枚
	アルミテーブル	5台		クーラーボックス	8個
0	ワンタッチ天幕	2張		トランシーバー	4台
	投光器	10台	0*	発電機	2台

<sup>(</sup>注) ○印は認められたサークル以外には貸し出ししません。 ※印は学外持出が禁止です。

# XII 規則

静岡大学の規則集は静岡大学 Web ページに掲載されています。

大学紹介>静岡大学規則集

http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/

# 1 全学関係

ここに記載されていない規則等は静岡大学Webページの他、以下の資料中に掲載されています。

- ・ 静岡大学学務部発行「学生生活の手引き」
- 静岡大学大学教育センター発行「全学教育科目履修 案内」
- [1] **国立大学法人静岡大学学則**「学生生活の手引き」参 昭
- [2] 静岡大学学部共通細則「学生生活の手引き」参照
- [3] **静岡大学全学教育科目規程** 「全学教育科目履修案内」 参照
- [4] 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程 平成8年3月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則(昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。)第34条に規定する他の大学等における授業科目の履修による単位の認定(以下「単位認定」という。) について必要な事項を定める

(単位認定の対象とする他の大学等)

- 第2条 単位認定の対象とすることができる他の大学等は、 次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 大学間(学部間を含む。) 交流協定締結大学
  - (2) 短期留学推進制度(派遣)実施要項(平成8年5月11日 日文部大臣裁定)に基づく派遣先大学
  - (3) 放送大学
  - (4) その他修学上支障がないと認められる大学又は短期大学

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって他の大学等において 授業科目を履修しようとする学生は、事前に指導教員に 届け出るものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生(以下「申請者」という。) は、原則として学期の始めに、他の大学等において修得した単位に係る単位認定申請書(別記様式第1)に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第5条 学部長は、前条の申請があったときは、当該学部で 審査する。ただし、教養科目に相当するものについては 大学教育センター長と協議するものとする。

(単位認定)

- 第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員(以下「関係教員」という。)の判定に基づき、教授会の議を経て行う。
- 2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、他の大学等において 修得した単位に係る単位認定通知書(別記様式第2)によ り申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、 学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業 科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、静岡大学教務委員会が別に定める。
- 附 則(平成18年2月15日規程)
- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生については、この規程による改正後の他の大学等において修得した単位の認定 に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1 他の大学等において修得した単位に係る単位認定申請書(略)

別記様式第2 他の大学等において修得した単位に係る単位認定通知書(略)

[5] 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に 関する規程

平成8年3月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則(昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。)第35条に規定する大学以外の教育施設等における学修による単位の認定(以下「単位認定」という。)について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする学修)

- 第2条 単位認定の対象とすることができる大学以外の教育 施設等における学修は、次の各号に掲げるもののうち修 学上支障がないと認められるものとする。
  - (1) 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修
  - (2) 大学の専攻科における学修

- (3) 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- (4) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- 2 前項に定めるもののほか、各学部が必要と認めた場合は、 当該学部が別に定めるところにより、次の各号に掲げる 学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができ る。
  - (1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第3備 考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて 大学又は短期大学が行う講習又は公開講座におけ る学修
  - (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の5の規 定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期 大学が行う社会教育主事の講習における学修
  - (3) 図書館法(昭和25年法律第118号)第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修
  - (4) 学校図書館法(昭和28年法律第185号)第5条第3項 の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は 短期大学が行う司書教諭の講習における学修
  - (5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査 事業の認定に関する規則(平成12年文部省令第25 号又は技能審査の認定に関する規則(昭和42年文 部省告示第237号)による文部科学大臣の認定を受 けた技能審査の合格に係る学修
  - (6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テスティング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトーイックにおける成果に係る学修

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって他の大学以外の教育施設等において学修しようとする学生は、事前に指導教員に届け出るものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生(以下「申請者」という。)は、原則として学期の始めに、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書(別記様式第1)に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長を経て学長に申請するものとする。

(審查)

第5条 学部長は、前条の申請があったときは、当該学部で 審査する。ただし、教養科目に相当する単位については 大学教育センター長と協議するものとする。

(単位認定)

- 第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員(以下「関係 教員」という。)の判定に基づき、教授会の議を経て行 う。
- 2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書(別記様式第2)により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、 学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業 科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則

第9条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

附 則(平成18年2月15日規程)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生については、この規程による改正後の大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1 大学以外の教育施設等における学修に係る 単位認定申請書(略)

別記様式第2 大学以外の教育施設等における学修に係る 単位認定通知書(略)

[6] 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程

平成8年3月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則(昭和24年 12月21日制定。以下「学則」という。)第36条に規定する 入学前の既修得単位等の認定(以下「単位認定」とい う。)について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする入学前の既修得単位等)

- 第2条 単位認定の対象とすることができる入学前の既修得 単位等は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 学則第36条第1項の規定による大学又は短期大学 (外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。) において履修した授業科目について修得した 単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)
  - (2) 学則第36条第2項の規定による大学以外の教育施設等における学修のうち、次に掲げるもの
- ア 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修
- イ 大学の専攻科における学修
- ウ 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当 する水準を有するもの
- エ 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のもの における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- 2 前項に定めるもののほか、各学部が必要と認めた場合は、 当該学部が別に定めるところにより、次の各号に掲げる 学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。
  - (1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第3備 考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて 大学又は短期大学が行う講習又は公開講座におけ る学修

- (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の5の規 定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期 大学が行う社会教育主事の講習における学修
- (3) 図書館法(昭和25年法律第118号)第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- (4) 学校図書館法(昭和28年法律第185号)第5条第3項 の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は 短期大学が行う司書教諭の講習における学修
- (5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査 事業の認定に関する規則(平成12年文部省令第25 号)又は技能審査の認定に関する規則(昭和42年文 部省告示第237号)による文部科学大臣の認定を受 けた技能審査の合格に係る学修
- (6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テスティング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトーイックにおける成果に係る学修

#### (申請手続)

第3条 単位認定を受けようとする学生(以下「申請者」という。)は、入学年度の前学期の始めまでに、入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書(別記様式第1)に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長を経て学長に申請するものとする。

#### (審查)

第4条 学部長は、前条の申請があったときは、当該学部で 審査する。ただし、教養科目に相当する単位については 大学教育センター長と協議するものとする。

#### (単位認定)

- 第5条 単位認定は、当該授業科目の関係教員(以下「関係教員」という。)の判定に基づき、教授会の議を経て行
- 2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は 必要な資料の提出を求めることができる。

### (申請者への通知)

第6条 学長は、単位認定の結果を、入学前の既修得単位 等に係る単位認定通知書(別記様式第2)により申請者に 通知するものとする。

#### (履修指導)

第7条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、 学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業 科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

#### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

#### 附 則(平成18年2月15日規程)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式第1 入学前の既修得単位等に係る単位認定申請 書(略)

別記様式第2 入学前の既修得単位等に係る単位認定通知書(略)

#### [7] 静岡大学研究生規程

昭和33年5月14日

- 第1条 学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。
- 第2条 研究生を志望する者は、所定の願書に、研究事項を 記載し、履歴書を添えて、学部長又は附置研究所長を 経て、学長に提出しなければならない。
- 2 研究生を志望する者が、現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等であるときは、前項に定める書類のほか、当該任命権者の派遣委託書を提出しなければならない。
- 第3条 研究生の入学の時期は、学年の初めとする。ただし、 特別の事情があるときは、この限りでない。
- 第4条 研究生の選考は、当該学部又は附置研究所において行う。
- 第5条 授業料は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とし、在学予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。
- 第6条 研究生を志望する者は、検定料として、国立大学法 人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めな ければならない。
- 第7条 研究生の入学選考に合格した者は、入学料として国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めなければならない。
- 第7条の2 現職教育のため任命権者の命により派遣される 教員等については、前3条の規定にかかわらず、授業料、 入学料及び検定料は徴収しない。
- 第8条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。
- 第9条 研究生は、中途で退学しようとするときは、その旨を 学部長又は附置研究所長に願い出て、学長の許可を受 けなければならない。
- 第10条 研究生に適しないと認めた者は、教授会の議に基づき、学部長又は附置研究所長の申請により、学長がこれを除籍する。
- 附 則 (平成 16 年 4 月 1 日規程)
- この規則は、平成16年4月1日から施行する。

#### [8] 静岡大学科目等履修生規程

平成 4 年 3 月 19 日

- 第1条 国立大学法人静岡大学学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。
- 第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
- 第3条 科目等履修生を志望する者は、入学願書に検定料 及び所定の書類を添えて、学部長を経て学長に提出し なければならない。
- 第4条 前条の入学志望者については、別に定めるところにより選考を行う。

- 第5条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、 所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入 学料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 第6条 授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とする。
- 2 授業料は、その年度内の履修予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。
- 3 特殊教育内地留学生及び現職教育のため任命権者の命により派遣された教員等が併せて科目等履修生として入 学する場合は授業料を徴収し、入学料及び検定料は徴収しない。
- 4 受託事業により科目等履修生として受け入れる者の授業 料、入学料及び検定料は徴収しないことができる。
- 第7条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。
- 第8条 科目等履修生に適しないと認めた者は、教授会の議 に基づき学部長の申請により、学長がこれを除籍する。
- 附 則 (平成 20 年 9 月 4 日規程)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

#### [9] 静岡大学聴講生規程

昭和26年3月7日

- 第1条 学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。
- 第2条 聴講生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
- 第3条 聴講生を志望する者は、入学願書に検定料及び所 定の書類を添えて、学部長を経て学長に提出しなければ ならない。
- **第4条** 前条の入学志望者については、別に定めるところにより選考を行う。
- 第5条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、 所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入 学料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 第6条 授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人 静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とする。
- 2 授業料は、その年度内の聴講予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。
- 3 特殊教育内地留学生及び現職教育のため任命権者の命により派遣された教員等が併せて聴講生として入学する場合は授業料、入学料及び検定料は徴収しない。
- 第7条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

- 第8条 聴講生に適しないと認めた者は、教授会の議に基づき学部長の申請により、学長がこれを除籍する。
- **附 則**(平成16年4月1日規程)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

#### [10] 静岡大学特別聴講学生規程

昭和 49 年 7 月 17 日

- 第1条 学則第67条の規定に基づき、この規程を定める。
- 第2条 特別聴講学生を志望する者は、所定の願書に授業 科目名及び履修期間を記載し、所属する大学又は短期 大学の許可書を添えて、学部長を経て学長に提出しな ければならない。
- 第3条 特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。
- 第4条 特別聴講学生の授業料は、国立大学法人静岡大学 授業料等料金体系規則に定める額として、在学予定期 間に応じ、6月分に相当する額を当該期間の当初の月に 納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる特別 聴講学生の授業料は、徴収しない。
  - (1) 国立大学又は国立短期大学の学生
  - (2) 大学間相互単位互換協定に基づき、授業料を不徴収とする公立の大学若しくは短期大学又は私立の大学若しくは短期大学では短期大学の学生
  - (3) 大学間交流協定に基づき、授業料等を不徴収とする 外国人留学生
  - (4) 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。
- 第5条 納付した授業料は、いかなる事情があっても返還しない。
- 第6条 特別聴講学生は、履修した授業科目につき、試験を 受け、単位を修得するものとする。
- **附** 則(平成18年10月2日規程)

この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1 日から適用する。

#### [11] 静岡大学外国人学生規程

昭和 37 年 12 月 22 日

- 第1条 国立大学法人静岡大学学則(以下「学則」という。) 第68条第2項の規定に基づいて、この規程を定める。
- 第2条 外国人学生とは、日本の国籍を有しない者で、本学 に入学を許可された者をいう。
- 第3条 外国人で、学部学生、研究生、科目等履修生又は 聴講生として入学を志望する者(以下「入学志望者」とい う。) があるときは、当該学部教授会の選考を経て、学長 が入学を許可する。
- 第4条 前条の学部学生、科目等履修生又は聴講生として 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当 する者とする。
  - (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修 了した者又はこれと同等以上の学力があると認めら れた者

- (2) 日本において、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- **第5条** 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
  - (2) 日本において、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- 第6条 入学の選考は一般入学志望者と同じ方法で行う。
- 2 第4条第1号又は第5条第1号に該当する者で前項により 難い事情があると認めた場合は、特別の選考を行うこと ができる。
- 第7条 前条第2項により入学を許可された学部学生については定員外とすることができる。
- 第8条 入学志望者は、次の各号に定められた書類に所定 の検定料を添え、当該学部長を経て学長に願い出なけ ればならない。
  - (1) 第4条第1号に該当する者は、次の書類を提出しなければならない。
  - ア 外国人学生入学願書
  - イ 健康診断書
  - ウ 写真
  - エ 最終出身学校の学業成績証明書及び卒業(修了)証 書の写し
  - (2) 第4条第2号に該当する者は、一般入学志望者と同じ 書類を提出しなければならない。
  - (3) 第5条に該当する者の提出書類は前各号に準ずる。
- 第9条 本学に編入学及び転入学を志望する者は、第6条から第8条までに規定するところに準じて取り扱うものとするほか、特に本学所定の一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目、専門教育科目等についての学力検査を行い、既に修得した科目単位を換算して、学長は相当年次に入学を許可することができる。
- 第10条 本学所定の課程を履修し、又は所定の単位を修得 したときは、学長は学部長の認定により学位記、修業証 書又は証明書を授与することができる。
- 第11条 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月 31日文部大臣裁定)に基づく、国費外国人留学生の検 定料、入学料及び授業料はこれを徴収しない。
- 2 大学間交流協定等に特に定めがある場合又は学長が特 に必要と認める場合は、外国人学生の検定料、入学料 及び授業料は徴収しない。
- 第12条 学部長は、教授会の議を経て、学長の承認により外国人学生に関する細則を定めることができる。
- 第13条 学則中学生に関する規定並びに研究生規程、科 目等履修生規程及び聴講生規程は、外国人学生に準 用する。
- 附 則 (平成 22 年 7 月 21 日規程)
- この規則は、平成22年7月21日から施行する。

[12] 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則「学生案内」参照

#### 2 情報学部関係

平成7年10月18日

[1] 静岡大学情報学部規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則(昭和24年 12月21日制定)に基づき、静岡大学情報学部(以下「本 学部」という。) における教育その他必要な事項を定め る。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、人間の営みと情報技術が調和した豊かな社会の実現を目指す情報学の教育研究を推進し、2 1世紀の情報社会で先導的役割を果たす深い教養と豊かな専門知識及び高度な実践力を有する人材を育成することを目的とする。

(学科)

第2条 本学部は、学則第4条に規定する次の学科で構成する。

情報科学科

行動情報学科

情報社会学科

(履修プログラム)

第2条の2 Asia Bridge Program 留学生コース(秋季入学 特別プログラム留学生コースをいう。以下「ABP留学生コース」という。) は、次の学科で履修させるものとする。

情報科学科

行動情報学科

情報社会学科

(教育課程)

- 第3条 本学部の教育課程は、専門科目(理系基礎科目を含む。以下同じ。)及び教養科目をもって編成する。
- 第4条 専門科目及び教養科目の授業は、この規則及び静岡大学全学教育科目規則の定めるところによる。

(単位の計算)

- 第5条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間 の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、 当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修 を考慮して、次の基準により計算する。
- (1) 専門科目
- ア 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業 時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をも って1単位とする。
- イ 演習については、授業の内容により1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- ウ 実験、実習及び実技については、授業の内容により1時

間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。

エ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法 の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、 次の換算時間表の学修時間により計算した総学修時間 数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験、実習及 び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

- (2) 教養科目
- ア 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業 時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をも って1単位とする。
- イ 演習については、授業の内容により1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- ウ 実験、実習及び実技については、授業の内容により1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- エ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法 の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、 次の換算時間表の学修時間により計算した総学修時間 数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験、実習及 び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、これに 必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(授業科目及び履修方法)

第6条 各学科の授業科目、単位数及び履修方法は、別表I に定めるとおりとする。

(履修登録)

- 第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の 期日までに所定の手続きに従い登録しなければならな い。
- 2 前項の規定により履修登録できる単位数の上限については、静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則の定めるところによる。

(単位の認定)

第8条 本学部は、学修の成果に係る評価及び単位の認定 に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生 に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基 準に従って適切に行うものとする。

(試験)

- **第9条** 試験は、各学期ごとに期日を定めて行う。ただし、授 業科目によっては随時行うことがある。
- 2 病気その他正当と認められる事由により試験を受けることができなかった者は、別に定める手続きにより追試験を受けることができる。

(成績評価)

第10条 成績の評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」及び「不可」 とし、「秀」、「優」、「良」及び「可」を合格、「不可」を不合 格とする。

(卒業研究)

第11条 卒業研究を履修する場合には、所定の単位数を修得していなければならない。

(卒業認定)

第12条 本学部において、別表IIに定める単位を修得した 者には、卒業の認定を与える。

(他学部における授業科目の履修)

- 第13条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業 科目を履修することができる。
- (入学前の既修得単位等の認定)
- 第14条 学生が、入学前の既修得単位等の認定を願い出たときは、その単位を認定することがある。
- 2 認定の方法等必要な事項は、別に定める。

(他の大学等において修得した単位の認定)

- 第15条 学生が、他の大学等において修得した単位の認定 を願い出たときは、その単位を認定することがある。
- 2 認定の方法等必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修の単位の認定)

- 第16条 学生が、大学以外の教育施設等において修得した 単位の認定を願い出たときは、その単位を認定すること がある。
- 2 認定の方法等必要な事項は、別に定める。

(教員免許)

第17条 教員免許状を取得しようとする者は、別表IIIに定める所要の単位を修得しなければならない。

(学芸員)

第17条の2 学芸員資格を取得しようとする者は、別表IVに 定める所要の単位を修得しなければならない。

(退学等)

第18条 学生が、退学、休学、留学又は転学等をしようとするときは、所定の願書を情報学部長に提出するものとする

(転学部、転学科)

- 第19条 転学部又は転学科を希望する者があるときは、選 考の上許可することがある。
- 2 選考の方法、既修得単位の認定等必要な事項は、別に 定める。

(編入学、転入学)

第20条 本学部に編入学又は転入学を希望する者があると きは、選考の上許可することがある。

- 2 選考の方法、既修得単位の認定等必要な事項は、別に 定める。
- (研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流 特別学部学生)
- 第21条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及 び短期交流特別学部学生について必要な事項は、別に 定める。

#### (学生指導)

第22条 学生の勉学その他の相談に応じるため、指導教員 を置く。

#### (雑則)

第23条 国立大学法人静岡大学学則、これに基づく別段の 定め及びこの規則の定めによるほか、本学部の教育課 程及び履修方法については別に定める。

#### 附 則(平成28年1月20日規則第90号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に入学した学生については、この 規則による改正後の静岡大学情報学部規則の規定にか かわらず、なお従前の例による。

別表 I 授業科目及び単位数 (静岡大学情報学部規則第6条関係) 授業科目及び単位数

情報科学科(ABP留学生コースを除く。)

×	分	授業科目	単位数	講義・演習の別	年次	備考
必	専門科目・学部共通科目	情報学総論 コンピュータ入門 プログラミング コンピュータシステム演習 日本語表現法 学習マネジメント コミュニケーションスキルズ I	2 2 3 1 2 2 1	講講演講演講演	1 1 1 1 1 1	
修	教 養 科 目	情報倫理と法 情報学方法論 基軸教育科目 英語 初修外国語 現代教養科目 個別分野科目 学際科目	2 1	講	2 2 1 1 1 1~3 1~3	2 単位必修 2 単位必修 8 単位必修 4 単位必修
選	専門科目・学部共通科目	リーディングスキルズ I ライティングスキルズ I コミュニケーションスキルズ II リーディングスキルズ II リーディングスキルズ II リーディングスキルズ III コミュニケーションスキルズ III ライティングスキルズ III -1 情報学特別講義 II 情報学特別講義 II 情報学特別講義 II 「日報学特別講義 III 「日報学特別講義 III 「日報学特別講義 III 「日報学特別講義 III	1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 1	演演演演演演演講講講演演	1 1 2 2 2 3 3 3 3 3 4 4 4	
択	教養科目	基軸教育科目 新入生セミナー 情報処理 英語 初修外国語 健康体育 キャリア形成科目 現代教養科目 個別分野科目 学際科目 留学生科目 教職等資格科目		(典	1 1 1~3 1~2 1~2 1 1 1~3 1~3 1 2	このうちから 16 単位選択

		Ald A state A NA a		matte.		array the silvers of the
		微分積分学 I	2	講	1	理系基礎科目
		線形代数学 I	2	講	1	理系基礎科目
		線形代数学Ⅱ	2	講	1	理系基礎科目
		情報数学	2	講	1	
		離散数学	2	講	2	理系基礎科目
		情報理論	2	講	2	337,337,67777
		数理論理	2	講	2	
		ヌキュータ アルゴリズムとデータ構造 I -CS	2	講	2	
必		論理回路	2	講	2	
		アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2	講	2	
		プログラミング方法論	2	講	2	
修		コンピュータ設計 I	2	講	2	
113		オートマトンと計算理論	2	講	2	
		コンピュータネットワーク	2	講	2	
		情報科学実験 I	2	実	3	
		コンピュータ設計Ⅱ	2	講	3	
		言語理論	2	講	3	
		機械語と計算機械	2	演	3	
				**		
		オペレーティングシステム	2	講	3	
	専	情報科学実験Ⅱ	2	実	3	
	守	情報科学実験Ⅲ	2	実	3	
		卒業研究	6	演	4	
	門	微分積分学Ⅱ	2	講	1	理系基礎科目
選	11	情報代数及び符号理論	2	講	2	理系基礎科目
択		データベースシステム論	2	講	2	
必	科	ディジタル信号処理	2	講	2	6科目から
修	件	人工知能	2	講	3	8 単位選択必修
		ネットワークプログラミング	2	演	3	
	目	統計学入門	2	講	1	
	Ħ	認知科学			1	
			2	講	_	
		情報と心理	2	講	1	
		エレクトロニクス入門	2	講	1	
		問題分析とモデリング	2	講	2	
		応用数学	2	講	2	
		創造的プログラミング	2	演	2	
		多変量データ解析	2	講	2	
		先端情報学実習 I -a	2	実	2	
選		先端情報学実習 I -b	2	実	2	
		記号処理	2	講	3	
		意思決定論	2	講	3	
択					_	
		パターン認識	2	講	3	
		システム要求分析設計	2	講	3	
		人間情報活用論	2	講	3	
		情報セキュリティ	2	講	3	
		プロジェクトマネジメント	2	講	3	
		先端情報学実習 II -a	2	実	3	
		情報科学演習	1	演	3	
		シミュレーション	2	講	3	
		ヒューマンインタフェース及び演習	2	講・演	3	
		ーー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	PTT IC	U	<u> </u>

		先端情報学実習Ⅱ-b	2	実	3	
		インターンシップ-A	2	実	3	
		インターンシップ-B	1	実	3	
\22.	専	ソフトウエア品質管理	2	講	4	
選	門	機械学習	2	講	4	
	科	データマイニング	2	講	4	
択	目	先端情報学実習Ⅲ-a	2	実	4	
170		社会モデル	2	講	4	
		組織マネジメント	2	講	4	
		先端情報学実習Ⅲ→b	2	実	4	
	合計履修単位			124	単位 じ	<b></b>

## 行動情報学科 (ABP留学生コースを除く。)

Þ	区分	授業科目		単位数	講義・演 習の別	年次	備考
	車	情報学総論		2	講	1	
	門	コンピュータ入門		2	講	1	
	専門科目	プログラミング		3	講・演	1	
		コンピュータシステム演習		1	演	1	
	子部	日本語表現法		2	講	1	
必	五	学習マネジメント		2	演	1	
	・学部共通科目	コミュニケーションスキルス	Č I	1	演	1	
1.45	目	情報倫理と法	-	2	講	2	
修		情報学方法論		1	講	2	
	+/.	甘中林 女利 日		1	п44		
	教		-   日名及び単位数   大学全学教育科			1	2 単位必修
	養科	1 = 193 1	別表I情報学部			1	2 単位必修
	目目	現代教養科目(ABP	留学生コースを除				, ,
		個別分野科目   く。) よる	(教養科目)に			1~3	8 単位必修
		学際科目				1~3	4 単位必修
		リーディングスキルズI		1	演	1	
	専門科目・学部共通科目	ライティングスキルズI		1	演	1	
		コミュニケーションスキルス	ĬΠ	1	演	2	
		リーディングスキルズⅡ		1	演	2	
		ライティングスキルズⅡ		1	演	2	
	学	リーディングスキルズⅢ	8777	1	演	3	
	共	コミュニケーションスキルス	<b>ХШ</b>	1	演	3	
選	通	ライティングスキルズⅢ-1		1	演	3	
迭		情報学特別講義 I 情報学特別講義 II		2 2	講講	3 3	
		情報学特別講義Ⅲ		2	講	3 4	
		同報子付加 <del>調報加</del>   ライティングスキルズ <b>Ⅲ</b> -2		1	演	4	
択		ライティングスキルズ <b>Ⅲ</b> -3		1	演	4	
		基軸教育科目		1	173	<u> </u>	
		新入生セミナー				1	
	教	情報処理				1	このうちから
	-	英語	業科目名及び単位数			1~3	16 単位選択
	養		静岡大学全学教育科			1~2	
	科		規程別表I情報学部			1~2	
	目		ABP 留学生コースを く。)(教養科目)			1	
		境代教食符目   に	よる				
		個別分野科目   1	-			1~3	
		学際科目				1~3	
		留学生科目				1	] ]
		教職等資格科目				2	ノ

	ı	BBBS A IC 1		⇒+#•		1
		問題分析とモデリング	2	講	1	
		コンピュータネットワーク基礎	2	講	1	
		統計学入門	2	講	1	
		アルゴリズムとデータ構造基礎	2	講	2	
		データ処理プログラミング	2	講	2	
		データベース論	2	講	2	
		情報システム基礎演習	2	演	2	
必		データ分析応用論	2	講	2	
		経営のしくみ	2	講	2	
		ビジネス計画論	2	講	2	
		ユーザビリティ設計・評価論	2	講	2	
修		Webシステム設計演習	2	演	2	
		データ分析応用演習	2	演演	2	
		情報資産構築論	2	講	2	
		プロジェクトマネジメント	2	講	3	
		情報セキュリティ	2	講	3	
	専	情報学方法論演習	2	演	3	
	,	行動情報学演習	1	演	3	
		卒業研究	6	演	4	
	門	線形代数学 I	2	講	1	理系基礎科目
	' "	微分積分学 I	2	講	1	理系基礎科目 6科目から
		線形代数学Ⅱ	2	講	1	理系基礎科目 4単位
選	科	微分積分学Ⅱ	2	講	1	理系基礎科目 選択必修
	' '	離散数学	2	講	2	理系基礎科目
択		多変量データ解析※	2	講	2	J
100	目	情報と心理※	2	講	1	2科目から
27		認知科学※	2	講	1	2 単位選択必修
必		ビジネス計画演習	2	演	3	
l		ユーザビリティ設計・評価演習	2	演	3	4科目から
修		情報システム開発演習	2	演演	3	4単位選択必修
		情報資産構築演習※	2	演演	3	4 单位送水必修
		旧牧員生件条例自然 データマイニング	2	講	3	
						4 (5) [1] (2) (3)
		人工知能	2	講	3	4科目から
		システムマネジメント	2	講	3	4 単位選択必修
		知的情報システム開発	2	講	3	
		メディア・リテラシー I ※	2	講	1	
		情報社会論※	2	講	1	
		社会調査論※	2	講	1	
		社会公共システム論※	2	講	1	
		情報管理社会論※	2	講	2	
選		社会調査法※	2	講	2	
		統治システム論※	2	講	2	
		情報・ネットワーク経済と競争※	2	講	2	
択		情報理論※	2	講	2	
		- 先端情報学実習 I −a	2	実	2	
		情報職業論※	2	講	2	
		環境・地理情報システム論※	2	講	2	
		「「現現・地壁情報ンヘノム端へ   情報社会思想※	2	講	2	
ĺ		社会モデル※	2	講	2	

1 1	0 101111111				
1 1	プログラミング方法論	2	講	2	
	アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2	講	2	
	データベースシステム論	2	講	2	
	先端情報学実習 I -b	2	実	2	
	意思決定論※	2	講	3	
	金融システム論※	2	講	3	
	産業社会行動分析※	2	講	3	
専	視聴覚教育メディア論※	2	講	3	
	組織マネジメント※	2	講	3	
	組織科学※	2	講	3	
門	知的財産論※	2	講	3	
選	地域情報マネジメント※	2	講	3	
<b>1</b> 11	グローバル経営システム論※	2	講	3	
科	学習過程論※	2	講	3	
択	シミュレーション※	2	講	3	
	オペレーティングシステム	2	講	3	
	ネットワークプログラミング	2	演	3	
	ソフトウエア品質管理	2	講	3	
	人間情報活用論	2	講	3	
	先端情報学実習 II -a	2	実	3	
	オペレーション計画	2	講	3	
	ヒューマンインタフェース及び演習	2	講・演	3	
	インターンシップ-A	2	実	3	
	インターンシップ-B	1	実	3	
	先端情報学実習Ⅱ-b	2	実	3	
	先端情報学実習Ⅲ-a	2	実	4	
	先端情報学実習Ⅲ─b	2	実	4	
<u> </u>	合計履修単位数		124	単位 じ	<u>,</u> 上
	先端情報学実習Ⅱ-a オペレーション計画 ヒューマンインタフェース及び演習 インターンシップ-A インターンシップ-B 先端情報学実習Ⅲ-b 先端情報学実習Ⅲ-a 先端情報学実習Ⅲ-b	2 2 2 2 2 1 2 2	実講・実実実実実実実	3 3 3 3 3 4 4	<b>人</b>

※印の付いた科目から12単位以上を履修すること。

情報社会学科 (ABP留学生コースを除く。)

×	分	授業科目	単位数	講義・演 習の別	年次	備考
必	専門科目・	情報学総論 コンピュータ入門 プログラミング	2 2 3	講 講 講・演	1 1 1	
2.	・学部共通科目	コンピュータシステム演習 日本語表現法 学習マネジメント	1 2 2	演講演	1 1 1	
修		コミュニケーションスキルズ I 情報倫理と法 情報学方法論	1 2 1	講講	1 2 2	
	教養科目	基軸教育科目 英語 初修外国語 現代教養科目 個別分野科目 学際科目			1 1 1~3 1~3	2 単位必修 2 単位必修 8 単位必修 4 単位必修
選	専門科目・学部共通科目	リーディングスキルズ I ライティングスキルズ I コミュニケーションスキルズ II リーディングスキルズ II リーディングスキルズ II リーディングスキルズ III コミュニケーションスキルズ III ライティングスキルズ III ー1 情報学特別講義 II 情報学特別講義 II 情報学特別講義 III ライティングスキルズ III ー2 ライティングスキルズ III ー2	1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2	演演演演演演演講講講演演	1 1 2 2 2 3 3 3 3 3 4 4 4	
	教養科目	基軸教育科目 新入生セミナー 情報処理 英語 初修外国語 健康体育 キャリア形成科目 現代教養科目 個別分野科目 学際科目 留学生科目 教職等資格科目			1 1~3 1~2 1~2 1~2 1 1~3 1~3 1~3	このうちから 16 単位選択

		情報社会概論	2	講	1	
	専	コミュニケーション論	2	講	1	
必		統計学入門	2	講	1	
	門	社会調査法	2	講	2	
修	科	社云嗣宜伍 情報学方法論演習				
150			2	演	3	
	目	情報社会学演習	1	演	3	
		卒業研究 	6	演	4	
		情報・ネットワーク経済と競争	2	講	2	
		電子メディア論	2	講	2	7科目から
選		パブリック・ガバナンス論	2	講	2	8 単位選択必修
		都市デザイン論	2	講	2	
択		情報社会思想	2	講	2	
1/1		ジャーナリズム論	2	講	3	
必		異文化コミュニケーション論	2	講	3	
业		メディア・スタディーズ	2	講	2	
1.6-		メディア・スタディーズ演習	1	演	2	4組から3組
修		コミュニティ・デザイン論	2	講	2	9 単位選択必修
		コミュニティ・デザイン論演習	1	演	2	
			2	講	3	
		メディア文化論演習	1	演	3	
	-		2	 講	3	
	専	都市・地域政策論演習	1	演	3	ν Ι
		基礎数学 I	2	講	1	
	HH	博物館概論	2	講	1	
	門	メディア・リテラシー I	2	講	1	
		コミュニケーション・メディア史I	2	講	1	
	科	社会調査論	2	講	1	
	什	基礎数学Ⅱ	2	講	1	
		情報と心理	2	講	1	
	目	博物館展示論	2	講	1	
		博物館情報・メディア論	2	講	1	
		グローバリゼーションと文化	2	講	2	
選		ジェンダー論	2	講	2	
		言語コミュニケーション論 は知英四分へ会	2	講	2 2	
		情報管理社会論 応用プログラミング	2	講		
			2	講	2	
択		多変量データ解析	2	講	2	
		生涯学習概論	2	講	2	
		データベース論	2	講	2	
		統治システム論	2	講	2	
		メディア・リテラシーⅡ	2	講	2	
		先端情報学実習 I -a	2	実	2	
		グローバリゼーションと社会	2	講	2	
		Web デザイン論	2	講	2	
		社会モデル	2	講	2	
		情報職業論	2	講	2	
		美術とメディア	2	講	2	
		考古資料論	2	講	2	
		環境・地理情報システム論	2	講	2	

		コミュニケーション・メディア史Ⅱ	2	講	2	
		ネット文化産業論	2	講	2	
		先端情報学実習 I -b	2	実	2	
		コミュニティ・メディア実習	2	実	2	
		民俗資料論	2	講	2	
		先端情報学実習Ⅱ-a	2	実	3	
		公共圏論	2	講	3	
		コミュニティ発展論	2	講	3	
	<del></del>	家族福祉政策論	2	講	3	
	専	情報産業論	2	講	3	
\zz.	門	フィールドリサーチ	2	実	3	
選	77	情報セキュリティ	2	講	3	
	科	金融システム論	2	講	3	
択	17	プロジェクトマネジメント	2	講	3	
1/\	目	経営のしくみ	2	講	3	
	Н	先端情報学実習Ⅱ-b	2	実	3	
		サイバーテクノ思想論	2	講	3	
		地域情報マネジメント	2	講	3	
		コミュニティ・地域再生論	2	講	3	
		自治体行政論	2	講	3	
		アーカイブ管理論	2	講	3	
		ビジネス計画論	2	講	3	
		シミュレーション	2	講	3	
		インターンシップ-A	2	実	3	
		インターンシップ-B	1	実	3	
		先端情報学実習Ⅲ-a	2	実	4	
		先端情報学実習Ⅲ-b	2	実	4	
		合計履修単位数		124	単位り	<b>人上</b>

## 情報科学科(ABP留学生コース)

×	分	授業科目	単位数	講義・演習の別	年次	備考
必修	専門科目・学部共通科目 教養	情報学総論 コンピュータ入門 プログラミング コンピュータシステム演習 日本語表現法 学習マネジメント コミュニケーションスキルズ I 情報倫理と法 情報学方法論 基軸教育科目 英語 初修外国語 フィールドワーク 関連を表 は	2 2 3 1 2 2 1 2	習の講講・演講演講講演	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	2 単位必修 2 単位必修 2 単位必修
	目	現代教養科目 個別分野科目 学際科目 留学生科目 リーディングスキルズ I	1	演	1~3 2~3 1	4 単位必修 4 単位必修 10 単位必修
選択	専門科目・学部共通科目	ライティングスキルズ I コミュニケーションスキルズ II リーディングスキルズ II ライティングスキルズ II リーディングスキルズ III コミュニケーションスキルズ III ライティングスキルズ III ー1 情報学特別講義 II 情報学特別講義 II 情報学特別講義 II 「情報学特別講義 III ライティングスキルズ III ー2 ライティングスキルズ III ー3	1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 1 1	医演演演演演演演講講講演演	1 2 2 2 3 3 3 3 3 4 4 4	
7/4	教養科目	基軸教育科目 新入生セミナー 情報処理 英語 初修外国語 健康体育 キャリア形成科目 現代教養科目 個別分野科目 学際科目 留学生科目		124	1 1 1~4 1~2 1~3 1 1~3 2~3 1~2	このうちから 8 単位選択

	I		I -	S.F.		-m-+110
		ABP 基礎数学	1	演	1	理系基礎科目
		ABP 基礎統計学	1	演	1	理系基礎科目
		ABP 基礎物理学	1	演	1	理系基礎科目
		微分積分学 I	2	講	1	理系基礎科目
		線形代数学 I	2	講	1	理系基礎科目
		線形代数学Ⅱ	2	講	1	理系基礎科目
		情報数学	2	講	1	21/1/25WC11日
			2	講	2	Ⅲ 文 甘 7 株 利 日
		離散数学				理系基礎科目
		情報理論	2	講	2	
必		数理論理	2	講	2	
۸۵۰		アルゴリズムとデータ構造 I-CS	2	講	2	
		論理回路	2	講	2	
		アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2	講	2	
1.4-		プログラミング方法論	2	講	2	
修		コンピュータ設計 I	2	講	2	
		オートマトンと計算理論	2	講	2	
		コンピュータネットワーク	2	講	2	
		「情報科学実験 I	2	実	3	
	専	コンピュータ設計Ⅱ	2	講	3	
		言語理論	2	講	3	
		機械語と計算機械	2	演	3	
		オペレーティングシステム	2	講	3	
	門	情報科学実験Ⅱ	2	実	3	
		情報科学実験Ⅲ	2	実	3	
		卒業研究	3	演	4	
		微分積分学Ⅱ	2	講	1	理系基礎科目
選	科	情報代数及び符号理論	2	講	2	理系基礎科目
択	' '	データベースシステム論	2	講	2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
必		ディジタル信号処理	2	講	2	   6科目から
修		人工知能			3	8単位選択必修
	目		2	講	_	
	H	ネットワークプログラミング	2	演	3	J
		統計学入門	2	講	1	
		認知科学	2	講	1	
		情報と心理	2	講	1	
		エレクトロニクス入門	2	講	1	
		問題分析とモデリング	2	講	2	
		応用数学	2	講	2	
		創造的プログラミング	2	演	2	
選		多変量データ解析	2	講	2	
		ジダ重/	2	実	2	
					_	
		先端情報学実習 I -b	2	実	2	
択		記号処理	2	講	3	
		意思決定論	2	講	3	
		パターン認識	2	講	3	
		システム要求分析設計	2	講	3	
		人間情報活用論	2	講	3	
		情報セキュリティ	2	講	3	
		プロジェクトマネジメント	2	講	3	
		先端情報学実習Ⅱ-a	2	実	3	
	l		۷		U	

		情報科学演習	1	演	3	
		シミュレーション	2	講	3	
		ヒューマンインタフェース及び演習	2	講・演	3	
	専	先端情報学実習Ⅱ-b	2	実	3	
) 라라		インターンシップ-A	2	実	3	
選	門	インターンシップ-B	1	実	3	
		ソフトウエア品質管理	2	講	4	
択	科	機械学習	2	講	4	
1)(		データマイニング	2	講	4	
	目	先端情報学実習Ⅲ-a	2	実	4	
		社会モデル	2	講	4	
		組織マネジメント	2	講	4	
		先端情報学実習Ⅲ-b	2	実	4	
		合計履修単位数		124	単位り	<b></b>

行動情報学科(ABP留学生コース)

X	分	授業科目	単位数	講義・演習の別	年次	備考
		情報学総論	2	講	1	
	専	コンピュータ入門	2	講	1	
	専門科目	プログラミング	3	講・演	1	
	目 •	コンピュータシステム演習	1	演	1	
	学	日本語表現法	2	講	1	
	共	学習マネジメント	2	演	1	
必	・学部共通科目	コミュニケーションスキルズI	1	演	1	
	目	情報倫理と法	2	講	2	
		情報学方法論	1	講	2	
		基軸教育科目		HI.		
修		英語 授業科目名及び単位			1	2 単位必修
	教	初修外国語数は静岡大学全学教			1	2 単位必修
	養	フィールドワーク 育科目規程別表 I 情			2 <b>~</b> 3	2 単位必修
	科	現代教養科目 報学部(ABP 留学生コース)(教養科目)				
	目	個別分野科日 による			1~3	4 単位必修
		学際科目 ———			2 <b>~</b> 3	4 単位必修
		留学生科目 ノ		\t_	1~2	10 単位必修
		リーディングスキルズI	1	演	1	
	専	ライティングスキルズI	1	演	1 2	
	門	コミュニケーションスキルズ <b>Ⅱ</b> リーディングスキルズ <b>Ⅱ</b>	1 1	演 演	2	
	科 目	ライティングスキルズII ライティングスキルズII	1	演	2	
	•	リーディングスキルズ <b>Ⅲ</b>	1	演演	3	
	学	コミュニケーションスキルズⅢ	1	演	3	
	部	ライティングスキルズⅢ−1	1	演	3	
	共	情報学特別講義I	2	講	3	
	通	情報学特別講義Ⅱ	2	講	3	
選	科	情報学特別講義Ⅲ	2	講	4	
	目	ライティングスキルズⅢ−2	1	演	4	
		ライティングスキルズⅢ−3	1	演	4	
択		基軸教育科目				
1/2		新入生セミナー			1	
	教	情報処理			1	
		英語 授業科目名及び単位数			1~3	> 0 3 + 4 \cdot \c
	養	初修外国語 は静岡大学全学教育科 健康体育 目規程別表 I 情報学部			1~2 1~2	このうちから 8単位選択
	<b>4</b> √1	一度原体   日規性別数 1 情報子前   キャリア形成科目   (ABP 留学生コース)			1	0 毕业进代
	科	現代教養科目  現代教養科目			1	
	目	個別分野科目			1~3	
	I	学際科目			1~3	
		留学生科目			1	リーーー
					-	

		ADD #7##625	-	沙宁	-	TH 不 甘7株4)口
		ABP 基礎数学	1	演	1	理系基礎科目
		ABP 基礎統計学	1	演	1	理系基礎科目
		問題分析とモデリング	2	講	1	
		コンピュータネットワーク基礎	2	講	1	
		統計学入門	2	講	1	
		アルゴリズムとデータ構造基礎	2	講	2	
		データ処理プログラミング	2	講	2	
		データベース論	2	講	2	
必		情報システム基礎演習	2	演	2	
۸_۰		データ分析応用論	2	講	2	
		経営のしくみ	2	講	2	
		ビジネス計画論	2	講	2	
修						
15		ユーザビリティ設計・評価論	2	講	2	
		Web システム設計演習	2	演	2	
		データ分析応用演習	2	演	2	
		情報資産構築論	2	講	2	
		プロジェクトマネジメント	2	講	3	
		情報セキュリティ	2	講	3	
	専	情報学方法論演習	2	演	3	
	.,	行動情報学演習	1	演	3	
		卒業研究	3	演	4	
		ABP日本の社会	1	演	1	文系基礎科目 \
	門	ABP日本の歴史	1	演	1	文系基礎科目 5科目か
	1 1	ABP日本の地理	1	演	1	文系基礎科目 1単位
		ABP日本の政治	1	演	1	文系基礎科目 選択必修
		ABP 日本の経済	1	演	1	文系基礎科目
	科	線形代数学I	2	講	1	理系基礎科目
	751	微分積分学 I	2	講	_	理系基礎科目 6科目から
>==					1	理系基礎科目 4単位
選		線形代数学Ⅱ	2	講	1	理系基礎科目 選択必修
	目	微分積分学Ⅱ	2	講	1	
択	Ħ	離散数学	2	講	2	理系基礎科目
		多変量データ解析※	2	講	2	J
必		情報と心理※	2	講	1	2科目から
		認知科学※	2	講	1	2 単位選択必修
修		ビジネス計画演習	2	演	3	$\bigcap$
		ユーザビリティ設計・評価演習	2	演	3	4科目から
		情報システム開発演習	2	演	3	4 単位選択必修
		情報資産構築演習※	2	演	3	┦
		データマイニング	2	講	3	
		人工知能	2	講	3	4 4 科目から
		システムマネジメント	2	講	3	4単位選択必修
		知的情報システム開発	2	講	3	
		メディア・リテラシー I ※	2	講	1	
		グノイノ・リノフシー I &   情報社会論※		講		
\p.p.			2		1	
選		社会調査論※	2	講	1	
411		社会公共システム論※	2	講	1	
択		情報管理社会論※	2	講	2	
		社会調査法※	2	講	2	
		統治システム論※	2	講	2	

		[+4n \ ] \ \ \ ) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		÷++•		
		情報・ネットワーク経済と競争※	2	講	2	
		情報理論※	2	講	2	
		先端情報学実習 I -a	2	実	2	
		情報職業論※	2	講	2	
		環境・地理情報システム論※	2	講	2	
		情報社会思想※	2	講	2	
		社会モデル※	2	講	2	
		プログラミング方法論	2	講	2	
		アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2	講	2	
		データベースシステム論	2	講	2	
		先端情報学実習 I -b	2	実	2	
		意思决定論※	2	講	3	
	車	金融システム論※	2	講	3	
	-1	産業社会行動分析※	2	講	3	
		視聴覚教育メディア論※	2	講	3	
選	門	組織マネジメント※	2	講	3	
	1 1	組織科学※	2	講	3	
		知的財産論※	2	講	3	
	科	地域情報マネジメント※	2	講	3	
択		グローバル経営システム論※	2	講	3	
		学習過程論※	2	講	3	
	目	シミュレーション※	2	講	3	
		オペレーティングシステム	2	講	3	
		ネットワークプログラミング	2	演	3	
		ソフトウエア品質管理	2	講	3	
		人間情報活用論	2	講	3	
		先端情報学実習 II -a	2	実	3	
		オペレーション計画	2	講	3	
		ヒューマンインタフェース及び演習	2	講・演	3	
		「ロューマンインタフェーへ及び傾音」 インターンシップ-A	2	語・ 実	ა 3	
		インターンシップーR インターンシップーB	1	実	ა 3	
		インターンシック→ 先端情報学実習Ⅱ-b	2	実	ა 3	
		元端情報学美習Ⅲ-a		美実		
			2	美実	4	
		先端情報学実習Ⅲ→b	2	, ,	4 光告 D	<i>t</i> 1.
		合計履修単位数		124	単位り	<b></b>

※印の付いた科目から12単位以上を履修すること。

## 情報社会学科(ABP留学生コース)

X	分	授業科目	単位数	講義・演習の別	年次	備考
必	専門科目・学部共通科目教	情報学総論 コンピュータ入門 プログラミング コンピュータシステム演習 日本語表現法 学習マネジメント コミュニケーションスキルズ I 情報倫理と法 情報学方法論 基軸教育科目 英語 初修外国語 授業科目名及び単位数 は静岡大学全学教育科	2 2 3 1 2 2 1 2	習の別講講・演講演講講演講講演講講演	1 1 1 1 1 1 1 2 2	2 単位必修 2 単位必修
	養科目	フィールドワーク 現代教養科目 個別分野科目 学際科目 留学生科目			2~3 1~3 2~3 1	2 単位必修 4 単位必修 4 単位必修 10 単位必修
選	専門科目・学部共通科目	リーディングスキルズ I ライティングスキルズ I コミュニケーションスキルズ II リーディングスキルズ II ライティングスキルズ II リーディングスキルズ III コミュニケーションスキルズ III ライティングスキルズ III ー1 情報学特別講義 II 情報学特別講義 II 情報学特別講義 III ライティングスキルズ III ー2 ライティングスキルズ III ー3	1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 1 1	演演演演演演演講講講演演	1 1 2 2 2 3 3 3 3 3 4 4 4	
択	教養科目	基軸教育科目 新入生セミナー 情報処理 英語 初修外国語 健康体育 キャリア形成科目 現代教養科目 個別分野科目 学際科目 留学生科目	1	供	1 1~4 1~2 1~3 1 1~3 2~3 1~2	このうちから 8 単位選択

		LIPP II LIGHTA		\ullet_a		ナズサ州のロ
		ABP日本の社会	1	演	1	文系基礎科目
		情報社会概論	2	講	1	
27		コミュニケーション論	2	講	1	
必		統計学入門	2	講	1	
16		社会調査法	2	講	2	
修		情報学方法論演習	2	演	3	
		情報社会学演習	1	演	3	
			_			
		卒業研究	3	演	4	理系基礎科目
		ABP 基礎数学	1	演	1	
		ABP 基礎統計学	1	演	1	理系基礎科目 6科目
		ABP日本の歴史	1	演	1	文系基礎科目 から2
		ABP日本の地理	1	演	1	文系基礎科目単位選
		ABP日本の政治	1	演	1	文系基礎科目 択必修
		ABP日本の経済	1	演	1	文系基礎科目
		情報・ネットワーク経済と競争	2	講	2	
選		電子メディア論	2	講	2	7科目から
		パブリック・ガバナンス論	2	講	2	8単位選択必修
択		都市デザイン論	2	講	2	
		毎回アッイン論   情報社会思想				
必			2	講	2	
	専	ジャーナリズム論	2	講	3	] ]
修	-11-	異文化コミュニケーション論	2	講	3	
		メディア・スタディーズ	2	講	2	
	門	メディア・スタディーズ演習	1	演	2	4組から3組
	11	コミュニティ・デザイン論	2	講	2	9 単位選択必修
		コミュニティ・デザイン論演習	1	演	2	
	ΔN		2	講	3	]
	科	メディア文化論演習	1	演	3	
		都市・地域政策論	2	講	3	-
	1	都市・地域政策論演習	1	演	3	U I
	目	基礎数学Ⅰ	2	講	1	
		博物館概論	2	講	1	
					_	
		メディア・リテラシーI	2	講	1	
		コミュニケーション・メディア史Ⅰ	2	講	1	
		社会調査論	2	講	1	
		基礎数学Ⅱ	2	講	1	
		情報と心理	2	講	1	
		博物館展示論	2	講	1	
選		博物館情報・メディア論	2	講	1	
-		グローバリゼーションと文化	2	講	2	
		ジェンダー論	2	講	2	
択		言語コミュニケーション論	2	講	2	
3/ \		「情報管理社会論	2	講	2	
		情報自母性云調   応用プログラミング		講		
		. –	2		2	
		多変量データ解析	2	講	2	
		生涯学習概論	2	講	2	
		データベース論	2	講	2	
		統治システム論	2	講	2	
		メディア・リテラシーⅡ	2	講	2	
		先端情報学実習 I −a	2	実	2	

		グローバリゼーションと社会	2	講	2	
		Web デザイン論	2	講	2	
		社会モデル	2	講	2	
		情報職業論	2	講	2	
		美術とメディア	2	講	2	
		考古資料論	2	講	2	
		環境・地理情報システム論	2	講	2	
		コミュニケーション・メディア史Ⅱ	2	講	2	
		ネット文化産業論	2	講	2	
		先端情報学実習 I -b	2	実	2	
		コミュニティ・メディア実習	2	実	2	
		民俗資料論	2	講	2	
		先端情報学実習Ⅱ-a	2	実	3	
		公共圏論	2	講	3	
	専	コミュニティ発展論	2	講	3	
	нн	家族福祉政策論	2	講	3	
選	門	情報産業論	2	講	3	
	科	フィールドリサーチ	2	実	3	
択	件	情報セキュリティ	2	講	3	
170	目	金融システム論	2	講	3	
	П	プロジェクトマネジメント	2	講	3	
		経営のしくみ	2	講	3	
		先端情報学実習Ⅱ-b	2	実	3	
		サイバーテクノ思想論	2	講	3	
		地域情報マネジメント	2	講	3	
		コミュニティ・地域再生論	2	講	3	
		自治体行政論	2	講	3	
		アーカイブ管理論	2	講	3	
		ビジネス計画論	2	講	3	
		シミュレーション	2	講	3	
		インターンシップ-A	2	実	3	
		インターンシップ-B	1	実	3	
		先端情報学実習Ⅲ-a	2	実	4	
		先端情報学実習Ⅲ→b	2	実	4	
		合計履修単位数		124	単位 じ	<b></b>

## 別表 II 卒業所要単位表 (静岡大学情報学部規則第12条関係) (ABP留学生コースを除く。)

## 情報科学科(ABP留学生コースを除く。)

	科目区分	授業科目	必修	選択必修	選択
	基軸教育科目	新入生セミナー			0~2
		情報処理			0~2
		英語	2		0~8
教		初修外国語	2		0~8
		健康体育			0~4
養		キャリア形成科目			0~2
	現代教養科目	個別分野科目	8		0~4
科		学際科目	4		0~2
	留学生科目 †	日本語			0~12
目		日本事情			0~2
	教職等資格科目	教職教養科目			0~6
		小 計	16		16
		教養科目の合計		32	
		学部共通科目	16		*
		学科専門科目	48	8	14~20
		(1) 他大学,他学部,他学科の専門			
	市田利日	科目			0~6
	専門科目	(2) 教養科目の語学系科目で必要単			0~6
		位数を超えた科目			
		小計	64	8	20
		専門科目の合計		92	·
	合計(内訳)		80	8	36
	教養科目・専門科目の合	計単位数		124	

<sup>(</sup>注1) 学部共通科目の選択科目(\*)の単位は、学科専門科目の選択単位数に算入できる。

<sup>(</sup>注2) 留学生科目(†)の単位の取り扱いは及び留学生以外の学生の同科目の履修等については「留学生科目に関する申し合せ」を参照すること。

行動情報学科 (ABP留学生コースを除く。)

	科目区分	授業科目	必修	選択必修	選択
	基軸教育科目	新入生セミナー			0~2
		情報処理			0~2
		英語	2		8~0
教		初修外国語	2		0~8
		健康体育			0~4
養		キャリア形成科目			0~2
	現代教養科目	個別分野科目	8		0~4
科		学際科目	4		0~2
	留学生科目 †	日本語			0~12
目		日本事情			0~2
	教職等資格科目	教職教養科目			0~6
		小 計	16		16
		教養科目の合計		32	
		学部共通科目	16		*
	専門科目	学科専門科目	41	14	15~21
		他大学,他学部,他学科の専門科目			0~6
		小計	57	14	21
		専門科目の合計		92	
	合 計(内 訳)		73	14	37
	教養科目・専門科目の合言	十単位数		124	

- (注1) 学部共通科目の選択科目 (\*) の単位は、学科専門科目の選択単位数に算入できる。
- (注2) 留学生科目 (†) の単位の取り扱いは及び留学生以外の学生の同科目の履修等については「留学生科目に関する申し合せ」を参照すること。

## 情報社会学科(ABP留学生コースを除く。)

科目	目区分	授業科目	必修	選択必修	選択
	基軸教育科目	新入生セミナー			0~2
		情報処理			0~2
		英語	2		0~8
教		初修外国語	2		0~8
		健康体育			0~4
養		キャリア形成科目			0~2
	現代教養科目	個別分野科目	8		0~4
斗		学際科目	4		0~2
	留学生科目 †	日本語			0~12
1		日本事情			0~2
	教職等資格科目	教職教養科目			0~6
		小 計	16		16
		教養科目の合計		32	
		学部共通科目	16		*
		学科専門科目	17	17	36~42
	専門科目	(1) 他大学,他学部,他学科の専門			
		科目			0 6
		(2) 教養科目の語学系科目で必要単			0~6
		位数を超えた科目			
		小計	33	17	42
		専門科目の合計		92	
	合計(内訳)		49	17	58
	教養科目・専門科目の合	計単位数		124	

- (注1) 学部共通科目の選択科目(\*)の単位は、学科専門科目の選択単位数に算入できる。
- (注2) 留学生科目 (†) の単位の取り扱いは及び留学生以外の学生の同科目の履修等については「留学生科目に関する申し合せ」を参照すること。

## 卒業所要単位表(ABP留学生コース)

## 情報科学科(ABP留学生コース)

科目区分	授業科目	必修	選択必修	選択
基軸教育科目	新入生セミナー			
	情報処理			
	英語	2		
	初修外国語	2		
女	健康体育			
ir.	フィールドワーク	2		8
المالية	キャリア形成科目			
現代教養科目	個別分野科目	4		
†	学際科目	4		
留学生科目 †	日本語			
1	日本事情			<u>.</u>
	基礎日本語	10		
	小計	24		8
	教養科目の合計		32	
	学部共通科目	16		*
専門科目	学科専門科目	48	8	14~20
	(1) 他大学, 他学部, 他学科の専門			0~6
	科目			
	(2) 教養科目の語学系科目で必要単			
	位数を超えた科目			
	小計	64	8	20
	専門科目の合計		92	1
合 計(内 記	尺)	88	8	28
教養科目・専門科目の	の合計単位数		124	

<sup>(</sup>注1) 学部共通科目の選択科目 (\*) の単位は、学科専門科目の選択単位数に算入できる。

<sup>(</sup>注2) 留学生科目 (†) の単位の取り扱いは及び留学生以外の学生の同科目の履修等については「留学生科目に関する申し合せ」を参照すること。

## 行動情報学科(ABP留学生コース)

科目区分		授業科目	必修	選択必修	選択	
	基軸教育科目	新入生セミナー				
		情報処理				
		英語	2			
		初修外国語	2			
教		健康体育				
عد		フィールドワーク	2		8	
養		キャリア形成科目				
<b>∡</b> N	現代教養科目	個別分野科目	4			
科		学際科目	4			
目	留学生科目 †	日本語				
Ħ		日本事情				
		基礎日本語	10			
		小 計	24		8	
		教養科目の合計		32		
		学部共通科目	16		*	
	専門科目	学科専門科目	40	15	15~21	
		他大学,他学部,他学科の専門科目			0~6	
		小計	56	15	21	
		専門科目の合計		92		
	合 計(内 訳		80	15	29	
	教養科目・専門科目の	合計単位数		124		

<sup>(</sup>注1) 学部共通科目の選択科目(\*)の単位は、学科専門科目の選択単位数に算入できる。

<sup>(</sup>注2) 留学生科目 (†) の単位の取り扱いは及び留学生以外の学生の同科目の履修等については「留学生科目に関する申し合せ」を参照すること。

## 情報社会学科(ABP留学生コース)

科目	目区分	授業科目	必修	選択必修	選択
	基軸教育科目	新入生セミナー			
		情報処理			
		英語	2		
101		初修外国語	2		
教		健康体育			
<del>-14-</del>		フィールドワーク	2		8
養		キャリア形成科目			
科	現代教養科目	個別分野科目	4		
件		学際科目	4		
目	留学生科目 †	日本語			
		日本事情			
		基礎日本語	10		
		小 計	24		8
		教養科目の合計		32	
		学部共通科目	16		*
	専門科目	学科専門科目	15	19	36~42
		(1) 他大学, 他学部, 他学科の専門			0~6
		科目			
		(2) 教養科目の語学系科目で必要単			
		位数を超えた科目			
		小計	31	19	42
		専門科目の合計		92	T
	合計(内訳)		55	19	50
	教養科目・専門科目の合語	計単位数		124	

<sup>(</sup>注1) 学部共通科目の選択科目(\*)の単位は、学科専門科目の選択単位数に算入できる。

<sup>(</sup>注2) 留学生科目(†)の単位の取り扱いは及び留学生以外の学生の同科目の履修等については「留学生科目に関する申し合せ」を参照すること。

## 別表 III 教職に関する科目(静岡大学情報学部規則第17条関係)

(注) 別表Ⅲにおける「必修または指定する科目」とは、「卒業するためには必ず修めるべき」という意味ではなく、「教員免許状を取得するためには必ず修めるべき」科目という意味です。

情報科学科

◎印は、必修または指定する科目。

114 1	用刊付予付 の内は、必修まだは指定する行口。								
区分	授業科目	高等学校教諭 一種免許状	年次	免許法に掲げる科目					
	日本国憲法	◎2 単位	1~3	教育職員免許法施行規則					
免	健康体育 I	◎1 単位	$1 \sim 3$	第 66 条の 6 に定める科目					
許	健康体育Ⅱ	◎1 単位 ◎1 単位	$1 \sim 3$	第 00 来 0 0 C 定 0 3 有 自					
法									
施	コミュニケーションスキルズI	◎1 単位	11						
行	コミュニケーションスキルズⅡ	1 単位	2						
規	英語コミュニケーションI	1 単位	1						
則	英語コミュニケーションⅡ	1 単位	1~2						
	英語ディスカッション	2 単位	1~2	【 8科目の中から1科目					
に	英語インテンシブ A	2 単位	1	を必ず履修すること					
定	英語インテンシブ B	2 単位	2						
め	英語海外研修 A	2 単位	1~4						
る	英語海外研修 B	2 単位	1~4						
科	情報処理	<u>2 平伝</u> ◎2 単位	1						
目	ロース	◎2 単位 ◎1 単位	1						
	教職入門 I	◎1 単位 ◎1 単位	1	教職の意義等に関する科目					
	教職入门I   教職入門 II	◎1 単位 ◎1 単位	2	秋城 ジ 応義寺 に 関 する 付 日					
	教育の原理	◎2 単位	2~4	教育の基礎理論に関する科目					
	教育の原理   発達と学習	◎2 単位 ◎2 単位	2~4	教育の基礎理論に関する程音					
+//-									
教	教育と社会	◎2 単位	2~4	W					
職	教育課程の意義と方法	◎1 単位	3	教育課程及び指導法に関する科目					
に	教育の方法及び技術	◎1 単位	3						
関	情報科教育法 I	◎2 単位	3						
す	情報科教育法Ⅱ	◎2 単位	3						
る	特別活動論	◎2 単位	3 <b>∼</b> 4						
科	生徒指導(進路指導の理論及び方法	◎2 単位	3	生徒指導、教育相談及び進路指導					
目	を含む。)			に関する科目					
	教育相談	◎2 単位	3						
	教職実践演習(中・高)	◎2 単位	4	教職実践演習					
	教育実習事前・事後指導	◎1 単位	3 <b>∼</b> 4	教育実習					
	教育実習	◎2 単位	4						
	情報学総論	◎2 単位	1	情報社会及び情報倫理					
±4.	情報倫理と法	◎2 単位	2						
教	情報管理社会論	◎2 単位	2						
科	コンピュータ入門	◎2 単位	1	コンピュータ及び情報処理					
に	プログラミング	◎3 単位	1	(実習を含む)					
関す	アルゴリズムとデータ構造 I-CS	◎2 単位	2						
	アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2 単位	2						
3	ディジタル信号処理	2 単位	2						
科	情報科学実験 I	2 単位	3						
目	情報科学実験Ⅲ	2 単位	3						
	オペレーティングシステム	2 単位	3						

	問題分析とモデリング	◎2 単位		2	情報システム	
	データベースシステム論	◎2 単位		2	(実習を含む)	
+/./.	環境・地理情報システム論	2 単位		2		
教	人工知能	2 単位		3		
科	システム要求分析設計	◎2 単位		3		
に   12	ヒューマンインターフェース及び演習	2 単位		3		
関す	情報理論	2 単位		2	情報通信ネットワーク	
	コンピュータネットワーク	◎2 単位		2	(実習を含む)	
る科	情報セキリュティ	2 単位		3		
	Web デザイン論	◎2 単位		2	マルチメディア表現及び技術	
	シミュレーション	◎2 単位		3	(実習を含む)	
	情報職業論	◎2 単位		2	情報と職業	
	プロジェクトマネジメント	2 単位		3		
				免許法施行	規則に定める科目	8単位
免許状取得に必要な		67単位	内	教職に関す	る科目	23単位
	最低修得単位数		訳	教科に関す	'る科目	20単位
				教科・教職に関する科目		16単位

- (注) 「教科・教職に関する科目」の 16 単位は、「教職に関する科目」のうち 23 単位を超える単位と、「教 科に関する科目」のうち 20 単位を超える単位とを合計した単位のことです。すなわち、「教職に関する 科目」が 23 単位以上、「教科に関する科目」が 20 単位以上、これら 2 つの合計が 59 単位以上 (=23+20+16) 修得できていればよいということです。
- (注) 「教科に関する科目」においては、「情報社会及び情報倫理」「コンピュータ及び情報処理」「情報システム」「情報通信ネットワーク」「マルチメディア表現及び技術」「情報と職業」のそれぞれのカテゴリの中から2単位以上の修得が必要です。

## 行動情報学科

1 1 297	」 到情報子 付								
区分	授業科目	高等学校教諭 一種免許状	年次	免許法に掲げる科目					
	日本国憲法	◎2単位	1~3	教育職員免許法施行規則					
免	健康体育 I	◎1単位	1~3	第66条の6に定める科目					
許	健康体育Ⅱ	◎1単位	1~3	JANOO KI S OT S OT S OT S OT S OT S					
法									
施	コミュニケーションスキルズI	◎1単位	<u> </u>						
行	コミュニケーションスキルズⅡ	1単位	2						
	英語コミュニケーションI	1単位	1						
規	英語コミュニケーションⅡ	1単位	1~2						
則	英語ディスカッション	2単位	1~2	8科目の中から1科目					
に	英語インテンシブA	2単位	1	を必ず履修すること					
定				一世のり版修りること					
め	英語インテンシブB	2単位	2						
る	英語海外研修A	2単位	1~4						
科	英語海外研修B	2単位	1~4						
	情報処理	◎2単位	1						
目	コンピュータシステム演習	◎1単位	1						
	教職入門 I	○1平位 ○1単位		<b>お</b> 嘘の辛美なに関わて到り					
	******	- , ,	1	教職の意義等に関する科目					
	教職入門Ⅱ	◎1単位	2						
	教育の原理	◎2単位	2 <b>~</b> 4	教育の基礎理論に関する科目					
	発達と学習	◎2単位	2~4						
	教育と社会	◎2単位	2~4						
教	教育課程の意義と方法	◎1単位	3	教育課程及び指導法に関する科目					
職	教育の方法及び技術	◎1平虚 ◎1単位	3	大日					
に									
関	情報科教育法I	◎2単位	3						
す	情報科教育法Ⅱ	◎2単位	3						
る	特別活動論	◎2単位	3 <b>∼</b> 4						
科目	生徒指導(進路指導の理論及び方法を含む。)	◎2単位	3	生徒指導、教育相談及び進路指導に 関する科目					
	教育相談	◎2単位	3						
	教職実践演習(中・高)	◎2単位	4	教職実践演習					
				V Z					
	教育実習事前・事後指導	◎1単位	3 <b>∼</b> 4	教育実習					
	教育実習	◎2単位	4						
	情報学総論	◎2単位	1	情報社会及び情報倫理					
	情報社会論	2単位	1						
	情報倫理と法	○2単位 ○2単位	2						
		- , ,							
教	情報管理社会論	2単位	2						
	統治システム論	2単位	2						
科	アルゴリズムとデータ構造基礎	◎2単位	2	コンピュータ及び情報処理					
に	データ処理プログラミング	◎2単位	2	(実習を含む)					
関	データ分析応用論	◎2単位	2						
す	データ分析応用演習	2単位	2						
る	情報システム基礎演習	◎2単位	2	情報システム					
科	コーザビリティ設計・評価論	2単位	2	(実習を含む)					
目				(天自で占む)					
	ユーザビリティ設計・評価演習	2単位	3						
	情報システム開発演習	2単位	3						
	システムマネジメント	2単位	3						
	知的情報システム開発	2単位	3						
		•							

	コンピュータネットワーク基礎	◎2単位		1	情報通信ネットワーク	
+//-	情報理論	2単位		2	(実習を含む)	
教科	情報セキリュティ	2単位		3		
件   に	Webシステム設計演習	◎2単位		2	マルチメディア表現及び	技術
関	視聴覚教育メディア論	◎2単位		3	(実習を含む)	
当す	情報資産構築演習	2単位		3		
りる	情報職業論	◎2単位		2	情報と職業	
科	情報・ネットワーク経済と競争	2単位		2		
目目	プロジェクトマネジメント	2単位		3		
	産業社会行動分析	2単位		3		
	金融システム論	2単位		3		
				免許法施行	規則に定める科目	8単位
免許状取得に必要な		67単位	内	教職に関す	る科目	23単位
	最低修得単位数	01半位	訳	教科に関す	る科目	20単位
				教科・教職に関する科目		16単位

- (注) 「教科・教職に関する科目」の 16 単位は、「教職に関する科目」のうち 23 単位を超える単位と、「教 科に関する科目」のうち 20 単位を超える単位とを合計した単位のことです。すなわち、「教職に関する 科目」が 23 単位以上、「教科に関する科目」が 20 単位以上、これら 2 つの合計が 59 単位以上 (=23+20+16) 修得できていればよいということです。
- (注) 「教科に関する科目」においては、「情報社会及び情報倫理」「コンピュータ及び情報処理」「情報システム」「情報通信ネットワーク」「マルチメディア表現及び技術」「情報と職業」のそれぞれのカテゴリの中から2単位以上の修得が必要です。

117 TA	月報任云子行                                  ●川は、北修まだは相足りの行日。								
区分	授業科目	高等学校教諭 一種免許状	年次	免許法に掲げる科目					
	日本国憲法	◎2単位	1~3	教育職員免許法施行規則					
免	健康体育I	◎1単位	1~3	第66条の6に定める科目					
許	健康体育Ⅱ	◎1単位	1~3	Joseph a state of the					
法	コミュニケーションスキルズI	◎1単位 ◎1単位	1						
施				- _					
行	コミュニケーションスキルズⅡ	1単位	2						
規	英語コミュニケーション I	1単位	1						
則	英語コミュニケーションⅡ	1単位	1~2						
別に	英語ディスカッション	2単位	1~2	■ 8科目の中から1科目					
	英語インテンシブA	2単位	1						
定	英語インテンシブB	2単位	2						
め	英語海外研修A	2単位	1~4						
る	英語海外研修B	2単位	1~4	$\cup$					
科	情報処理	 ◎2単位	1	-					
目	コンピュータシステム演習	◎2単位 ◎1単位	1						
	教職入門 I	◎1単位	1	教職の意義等に関する科目					
	教職入門Ⅱ	◎1単位	2						
	教育の原理	◎2単位	2~4	教育の基礎理論に関する科目					
	発達と学習	◎2単位	2~4						
+/.	教育と社会	◎2単位	2~4						
教	教育課程の意義と方法	◎1単位	3	教育課程及び指導法に関する科目					
職	教育の方法及び技術	◎1単位	3						
に	情報科教育法I	©2単位	3						
関	情報科教育法Ⅱ	◎2単位	3						
す									
る	特別活動論	◎2単位	3~4						
科	生徒指導(進路指導の理論及び方法を含	◎2単位	3	生徒指導、教育相談及び進路指導に					
	む。)			関する科目					
	教育相談	◎2単位	3						
	教職実践演習(中・高)	◎2単位	4	教職実践演習					
	  教育実習事前・事後指導	◎1単位	3~4	教育実習					
	教育実習	©2単位	4						
	情報学総論	◎2単位	1	情報社会及び情報倫理					
	情報倫理と法	©2単位	2	Market and					
	情報管理社会論	◎2半位 ◎2単位	2						
±1.L.	情報社会思想	2単位	2						
教									
科	コンピュータ入門	◎2単位	1	コンピュータ及び情報処理					
に	プログラミング	◎3単位	1	(実習を含む)					
関	アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2単位	2						
す	プログラミング方法論	2単位	2						
る	応用プログラミング	2単位	2						
科口	問題分析とモデリング	◎2単位	1	情報システム					
目	データベース論	◎2単位 ◎2単位	2	(実習を含む)					
			2	(大自で立む)					
1	環境・地理情報システム論	◎2単位							
	人工知能	2単位	3						

教科	コンピュータネットワーク 情報セキリュティ	◎2単位 ◎2単位		2 3	情報通信ネットワーク (実習を含む)	
に関する	Webデザイン論 シミュレーション	◎2単位 2単位		2 3	マルチメディア表現及び (実習を含む)	技術
科目	プロジェクトマネジメント 情報職業論	◎2単位 ◎2単位		3 2	情報と職業	
				免許法施行	規則に定める科目	8単位
	免許状取得に必要な	67単位	内	教職に関す	る科目	23単位
最低修得単位数		07 丰江	訳	教科に関する科目		20単位
\(\frac{1}{3}\)				教科·教職	に関する科目	16単位

- (注) 「教科・教職に関する科目」の 16 単位は、「教職に関する科目」のうち 23 単位を超える単位と、「教 科に関する科目」のうち 20 単位を超える単位とを合計した単位のことです。すなわち、「教職に関する 科目」が 23 単位以上、「教科に関する科目」が 20 単位以上、これら 2 つの合計が 59 単位以上 (=23+20+16) 修得できていればよいということです。
- (注) 「教科に関する科目」においては、「情報社会及び情報倫理」「コンピュータ及び情報処理」「情報システム」「情報通信ネットワーク」「マルチメディア表現及び技術」「情報と職業」のそれぞれのカテゴリの中から2単位以上の修得が必要です。

## 別表IV 学芸員に関する科目(静岡大学情報学部規則第17条の2関係)

## 【博物館学関係】

授 業 科 目	単位数	講義・ 演習の	年次	備考
		別		
博物館概論	2	講		博物館実習の学習
生涯学習概論	2	講	2	期間は、3年次通
博物館資料論	2	講	$1\sim 2$	年で学外実習を含む。 む。
博物館経営論	2	講	$1\sim 2$	0
博物館資料保存論	2	講	$1\sim 2$	
博物館展示論	2	講	$1\sim 2$	
博物館教育論	2	講	$1\sim 2$	
博物館情報・メディア論	2	講	$1\sim 2$	
博物館実習	3	実	3	
資格取得に必要な最低修得単位数	1	9単位		

## 【博物館学(専門科目)関係】

授 業 科 目	単位数	講義・ 演習の 別	年次	備	考
歴史史料演習 I	2	演	2		
歴史史料演習Ⅱ	2	演	3		
美術とメディア	2	講	2		
考古資料論	2	講	2		
民俗資料論	2	講	2		
アーカイブ管理論	2	講	$3\sim4$		

<sup>※</sup> 特に資料整理を専門分野とする学芸員を目指す学生に履修が推奨される科目です。

#### その他学部内規則等

[1]静岡大学情報学部転学部・転学科学生受入内規

(平成8年11月21日制定)

(平成25年12月19日改正)

- 1. 転学部・転学科の学生の受入は、静岡大学学則 第35条、静岡大学情報学部規則第19条に定め るものの外、この内規に基づいて行う。
- 2. 転学部又は転学科を希望する学生の申込期間は、原則として12月の第1月曜日から第2金曜日までとする。
- 3. 転学部・転学科の学生の受入数は若干名とし、 選考は各学科毎に行う。
- 4. 転入学年は、個々の学生の事情を考慮して決定する。
- 5. 転学部又は転学科を志望する学生は、所定の用 紙により本学部学務係に願い出ることとする。
- 6. 学科長は、学科の了承を得た後、選考結果及び 選考経過を教授会に報告する。
- 7. 教授会は受入学生の決定を行う。

#### 附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## [2]静岡大学情報学部3年次編入学生の教育課程に関 する内規

(平成8年10月24日制定) (平成25年2月21日改正) (平成28年3月4日改正)

(趣旨)

第1条 この内規は、静岡大学情報学部規則(以下「規則」という。)第20条第2項に基づき、編入学を許可された者の履修方法及び卒業認定等について定める。

(履修方法等)

- 第2条 3年次へ編入学した者(以下「編入学生」という。)の授業科目、単位及び履修方法は、情報学部規則に定めるところによるほか、次のとおりとする。
- (1) 情報社会学科への編入学生が編入学前に他の大学等で修得した単位のうち、12単位を、本学部における専門科目の履修により修得したものとみなし、本学部における専門科目12単位の履修を免除する。更に、情報社会学科への編入学生が編入学前に他の大学等で修得した単位のうち、14単位を限度とし、専門科目として、個別に認定することができる。
- (2) 情報科学科及び行動情報学科への編入学生が編入学前に他の大学等で修得した単位のうち、

本学科1、2年次開講科目の総単位数を上限に、 専門科目として、個別に認定することができる。

(卒業認定)

第3条 編入学生の卒業において必要な単位は、次のとおりとする。

	卒業に		本学において履修		
	単	位	すべき	き単位	
豆八	情報科		情報科		
区分	学科・行	情報社	学科・行	情報社	
	動情報	会学科	動情報	会学科	
	学科		学科		
全学					
教育	32	32	4	4	
科目					
専門	92	92	92	80	
科目	92	94	92	00	
計	124	124	96	84	
н	121	1-1	0.0	0.1	

第2条に基づき個別に認定した専門科目の単位は、上記の92又は80単位の中に含めることができる。

第4条 この内規に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が決定する。

#### 附則

この内規は、平成27年度編入学生から適用する。平成26年度生までは従前どおり。

## [3]静岡大学情報学部3年次編入学生の教育課程に関する内規改訂に伴う申し合わせ

(平成14年2月21日制定)

編入学生が時間割編成の都合で、編入学後、2年間で卒業できない事態を招かないように履修方法等に関して以下の措置を実施する。

- (1) 教務委員会は時間割編成において、3-4年次の 必修科目や選択必修科目と1-2年次の必修科目 や選択必修科目が重ならないように最大限の配慮 を行う。
- (2) 各科目担当教員と指導教員は編入学生が2年間で卒業できる履修計画を実現するための特段の指導を行う。

#### [4]静岡大学情報学部学生福利厚生会規則

(平成7年12月14日制定)

(平成23年6月23日最終改正)

(名称)

第1条 本会は静岡大学情報学部学生福利厚生会と いう。 (事務所)

第2条 本会の事務所を静岡大学情報学部内に置く。 (目的)

第3条 本会は、静岡大学情報学部学生に必要な福利 厚生などに関する事業の援助を図ることを目的とす る。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 学生の福利厚生の改善及び拡充に関すること。
- (2) 学習活動に関する援助
- (3) 就職に関する援助
- (4) 学部とその家族との連絡
- (5) その他目的達成のために必要と認められる事業 (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

理事長1名副理事長1名理事9名

監査 2名

幹事 1名

(役員の選出)

第6条 役員の選出は、次に掲げるとおりとする。

理事長 学部長

副理事長 学生委員長

理事キャリア支援室長及び教務委員長並びに

学生委員の中から1名、学生代表6名

監査 教務委員の中から1名、学生代表1名

幹事 事務長

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員を生じた場合は、前条により役員を補充する。補充された役員の任期は、その者の任期の残余期間とする。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次に掲げるとおりとする。

理事長 本会を代表し、会務を統括し、役員会を

招集してその議長となる。

副理事長 理事長を補佐し、理事長事故あるときはこ

れを代理する。

理事本会の運営に関する重要事項を審議す

る。

監査 本会の会計を監査する。

(理事会)

第9条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、第5条の監査を除く役員をもって組織し、 理事長が招集する。
- 3 理事会は、毎年1回開催する。ただし、理事長は必要に応じて臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、理事会構成員の3分の1以上の者から開催の請求があった場合は、理事会を招集しなければならない。

(所管事項)

第10条 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算並びに決算に関する事項
- (2) 会の運営に関する事項
- (3) 規約の改廃

(議決)

- 第11条 理事会は、構成員の3分の2以上の出席をもってこれに充てる。
- 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否 同数の場合は理事長の決するところによる。

(経費)

- 第12条 本会の経費は、会費並びに寄付金をもってこれに充てる。
- 2 会費は次のとおりとし、入学の際に納入するものとする。

学部学生 20,000円(編入学、転入学の場合 は、10,000円)

大学院学生 10,000円

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3 月31日に終わる。

(報告)

第14条 予算、決算に関する事項及び規則の改廃は、 教授会に報告するものとする。

(事務処理)

- 第15条 本会の事務を処理するため、幹事及び書記を置く。
- 2 書記は理事長が委嘱する。

(帳簿)

- 第16条 本会に、次の帳簿を置く。
  - (1) 記録簿
  - (2) 現金出納簿
  - (3) 会費徴収簿並びに寄付金名簿

(委任事項)

第17条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この規則は、平成23年6月23日から施行する。

#### [5]静岡大学情報学部学生福利厚生会細則

(平成8年4月25日制定)

(平成18年10月12日最終改正)

第1条 静岡大学情報学部福利厚生会規則(以下「会 則」という。)第17条の規定に基づき、この細則を 定める。

(見舞金・弔慰金等)

- 第2条 学生の住居先又は自宅が災害により罹災した場合、あるいは学生が病気で入院した場合等は、次の見舞金を贈る。
- (1) 風水害・地震・火災の場合(床上浸水、半焼、半 壊以上程度) 30,000円
- (2) 病気・負傷により入院した場合

イ 1週間以上入院 5,000円

口 1カ月以上入院 10,000円

(3) 前号以外で全治1カ月以上の負傷の場合

5,000円

- 第3条 学生が授業中に負傷した場合は、当初の診断 費用全額及び移送料を支払う。
- 第4条 学生が授業に必要な用具(眼鏡等を含む。)を 授業中に破損又は遺失した場合には、学生委員 会の判断により、1件5,000円を限度として補助金 を支払う。
- 第5条 学生又は学生の父母(養父母を含む。)が死亡した場合は、次の弔慰金を贈る。

学生 50,000円

学生の父母 10,000円

#### (貸付金等)

- 第6条 経済的困窮が著しく、奨学金が貸与されるまで の期間、生活費・学費の援助を必要とする学生、 あるいは不慮の事故や家計支持者の失業等によ り、急な経済的困窮に陥った学生を対象に特別 貸付金制度を設ける。
- 第7条 貸付金は、学生福利厚生会会計に特別会計 を置き、特別会計の「特別貸付金」をもって充て る。
- 第8条 貸付金額は、1万円を単位とし、原則として1件 当たり20万円を限度とする。
- 第9条 貸付金は無利子とし、貸与を受けた者は在学中に返済するものとする。
- 第10条 貸与を希望する者は、貸付金借用額及び貸付金を必要とする事由を証明ないし詳細に説明する書類を学務係に提出する。
- 第11条 借用に当たっては、本人及び保証人が連署・ 押印した借用書及び返済計画書を提出する。
- 第12条 貸与の承認、貸付金額の決定に当たっては、 福利厚生会理事会はその議を経て、これらの任 務を学生委員会に委嘱することができる。

(災害障害保険)

第13条 会員は、財団法人日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害保険」に加入するものとし、 保険料は入会時に会費と併せて徴収し福利厚生 会が納付する。

#### (旅費)

第14条 会則第4条に規定する事業を遂行するために 理事又は教職員が出張する時は、静岡大学旅費 規則に準じて支給する。

#### (経理)

- 第15条 会費は、一般会計と特別会計に分け、理事長名で銀行又は郵便局に預貯金する。利子は、資金に繰り入れる。
- 第16条 資金の支出は、理事長の命により幹事が行う。

#### 附則

この細則は、平成18年10月12日から施行する。

# 2016年度 情報学部 学生便覧 READ ME 2016年4月1日 発行

編集•発行 静岡大学情報学部

印刷 株式会社アドットワークス

© 静岡大学情報学部 1998-2015